

## 三井物産株式会社取締役会議録

## 三井物産株式会社「取締役会議録」について

一

一九〇九年（明治四二）一〇月一日、三井合名会社、東神倉庫株式会社が設立され、同時に三井物産、三井銀行が株式会社化され、ここに三井合名会社を投資・統轄機関とする三井家事業の新たな組織体制が成立した。新たに設立された三井物産株式会社は、十一月一日三井物産合名会社から業務を引継ぎ、営業を開始した。今回掲載する三井物産株式会社「取締役会議録」第一号～第三号（ただし、第二号表紙には「取締役会議録」と書かれている）は、株式会社設立の当日に開かれた第一回取締役会から第八三回取締役会（一九一〇年八月一六日）までの議案・報告などを記載したものである。すでに第四号（一九一〇年八月―十二月）～第二〇号（一九二〇年六月―一九二一年一月）は、三井文庫で閲覧に供している。この第四号～第二〇号

が第二次大戦前に三井家同族会事務局から旧三井文庫に移管されていたのに対して、今回紹介する第一号～第三号の所在は長く不明のままであった。その存在が三井本館ビル地下において確認されたのは現三井文庫設立後であり、一九七二年七月旧三井物産株式会社から三井文庫に移管されたのである。各冊とも半紙判野紙の「東京 三井物産株式会社」用箋に毛筆で墨書されている。筆記のほとんどは庶務課主任田中文蔵（のち庶務課長、文書課長）が行い、これに各重役がひとつの取締役会毎に捺印あるいは自署している（ただし、第一回～第四回取締役会は省略されている）。以下、これらの「取締役会議録」利用の際に留意すべき事項を述べたい。

この取締役会構成員は株式会社設立時、次のようであった。括弧内は主な兼任を示す。

社 長 三井八郎次郎（三井合名業務執行社員）  
 常務取締役 飯田 義一（三井銀行取締役）

同 渡辺専次郎 ロンドン駐在

同 岩原 謙三

同 山本条太郎

同 福井菊三郎

取 締 役 三井養之助 (東神倉庫監査役)

同 早川千吉郎 (三井銀行常務取締役)

同 朝吹 英二 (三井合名参事、三井銀行監査役)

同 小室 三吉 (三井合名参事)

監 査 役 三井得右衛門 (三井合名監査役)

同 団 琢磨 (三井合名参事、三井銀行取締役)

同 林 健 (三井銀行取締役、東神倉庫取締役)

のち、一九一一年一〇月一日、常務取締役制が廃止されて、取締役中から業務委員と協議委員を選出する制度へと移行し、また団は監査役を退き、代りに間島与喜が就任した。業務委員は社長三井八郎次郎、渡辺、岩原、山本、福井、協議委員は飯田、朝吹である。その後、なんらかの役員の変更をへて、一九一四年七月二日に常務取締役制が復活する。

つぎに三井物産の業務を日常的に遂行する常務取締役、業務委員の事務分掌を明らかにしておく。ただし、残念ながら一九一四年一二月に定められた事務分掌を除けば三井文庫には事務分掌を確認できる資料が残されていないので、専修大学今村法律研究室『金剛事件』(一九七八年)所収の資料を利用する。

まず、一九〇九年一二月二八日第一九回取締役会で決議され

た「常務取締役事務分掌内規」では左のように規定された。

常務取締役事務分掌内規

一、取締役会規程第四条ニ基キ本店在勤常務取締役ノ事務分掌方左ノ通り定ム

一、三井常務取締役並飯田常務取締役

人事、金融、調査、其他ノ常務取締役ノ所掌ニ属セザル事項

一、岩原常務取締役

生糸、羽二重、樟腦、陸海軍用務、機械、鉄道、砂糖、セメント、輸入雜品

一、山本常務取締役

石炭、船舶、官蔘、木材、棉花糸布、燐寸、保險

一、福井常務取締役

輸出入米、豆、豆粕、油並種類、燐礦石、其他ノ肥料、硫黄、金物類、麦、麥粉、輸出雜品

一、取締役会ニ提出スヘキ議案ハ当該常務取締役ニ於テ之ヲ立案スル事

一、常務取締役ハ毎日午前十一時合会ノ上事務上ノ打合ヲ為ス事

この後、業務委員・協議委員制への移行に伴い一九一一年一〇月二〇日第二〇三回取締役会決議によって「業務委員事務分掌」が定められた。この特徴は、業務が正・副二人の委員によって分掌され、しかも従来は三井八郎次郎、飯田の分掌となっ

ていた人事、金融、調査の業務が岩原、山本、福井の三業務委員の管轄事項となったことである。

業務委員事務分掌

正 副

岩原 山本 器械、鉄道、金物、砂糖、樟脳、陸海軍、輸入

雑品、調査、計算、歐洲本邦一般事項

山本 福井 石炭、船舶、木材、保険、庶務、金融、支那南

洋一般事項

福井 岩原 肥料、米、雜穀、棉花糸布、生糸、羽二重、輸

出雜品、人事、米國印度一般事項

さらに、一九一三年二月二八日第二八四回取締役会決議によつて次のように正・副の位置が交替した。

業務委員事務分掌

正 副

山本 岩原 器械、鉄道、金物、砂糖、樟脳、陸海軍、輸入

雑品、調査、計算、歐洲本邦一般事項

福井 山本 石炭、船舶、木材、保険、庶務、金融、支那南

洋一般事項

岩原 福井 肥料、米、雜穀、棉花糸布、生糸、羽二重、輸

出雜品、人事、米國印度一般事項

業務委員の分掌は一年交替であつたようであるが、シーメンス事件発生の影響で「業務委員分担ハ二月二十八日ニテ交代ヲ要スル処、岩原取締役モ不在ニ付、当分現在ノ儘続行スル事」

(一九一四三月二〇日第三四五回取締役会)となり、その後、常務取締役復活にともない、一九一四年二月には次のように各常務取締役の事務分掌が取締役会決議によらずに定められて、再び常務取締役一名ずつが事務を分掌することとなつた。なお、シーメンス事件発生後のこの時点における代表取締役社長は三井源右衛門、代表取締役は三井養之助、常務取締役は渡辺専次郎、福井菊三郎、藤瀬政次郎、小田柿捨次郎、取締役は団琢磨、早川千吉郎、監査役は三井得右衛門、小室三吉、間島与喜である。

福井 人事、計算、調査、金融、庶務、石炭、生糸羽二重、米國本邦一般事項

藤瀬 棉花糸布、機械鉄道、金物、砂糖樟脳、海陸軍、輸

入雜品、支那歐洲一般事項

小田柿 船舶、保険、肥料、米雜穀、木材、輸出雜品、諸官

省海陸軍以外、南洋印度一般事項

以上が、一九〇九〜一九二一年の期間で現在判明している本店在勤の常務取締役・業務委員の事務分掌である。このほかロンドン駐在の渡辺に対しては、一九一四年までロンドン支店関連業務の分掌が委ねられていた。また三井合名との関連でいえば、朝吹が三井合名の意向を伝達する役割を担つたようである。一九一二年一月朝吹退任後は取締役役に就任した団がこれを引継いだと思われる。

つぎに、取締役会の開催日数との関連で「協議会」の位置に

ついで簡単にふれておきたい。株式会社設立以来、取締役会は火曜日、金曜日の週二日を定例としたが、業務委員・協議委員制への移行の一環として一九一一年一月三日、定例日を金曜日のみの週一回に削減した。「協議会」の議事録である「取締役会協議簿」(後述)が一月一日に起筆され、しかも週二回ないし三回開かれていることから推測すれば、従来取締役会においてなされた協議事項の多くが「協議会」に委ねられたものと考えられる(後述、岩原の発言をも参照)。つまり、今後の研究をまたなければならぬが、「協議会」で業務遂行に関する実質的な意志が決定されたのではないかという推定が成り立つ。もっとも、この冊子に記された最後の日時は一九一四年(大正三年)三月四日である。この日付から推測すると、岩原業務委員が六日、金剛事件について取調をうけ一日に拘留され、さらに四月二五日飯田、岩原、山本の三名が辞職したために「協議会」開催の実質的な意味が失なわれ、「協議会」が短命のうちに廃止されたのではないかと思われる。ちなみに、常務取締役制への復帰以前の一九一四年五月から取締役会定例日は再び火曜日、金曜日の週二回へとどるのである。

## 二

ここで、「取締役会議録」に関連する諸資料の保存状況にふれ、さらに諸機関各レベルでの意志決定とその権限の範囲について述べたい。総じて、三井物産株式会社の設立から一九二三

年関東大震災までの時期について三井物産の業務遂行をめぐる意志決定をうかがい知ることのできる資料は、震災のためにはほとんど消失したと思われる。とりわけ、三井物産が議案の認可・決裁を求めた三井合名会社側の現存資料は皆無に等しい。そのため、合名側の意志は「取締役会議録」によって知る他に術はない。三井物産が合名の認可を求めた議案については「取締役会議録」の議案の下に仮決議と記され、合名決裁の結果は一九一四年三月二〇日までの期間(これ以降の記載方法は後述)、通例欄外に朱書で、「本決議」「決議」「可決」「決」「更ニ研究」「否決」「廃案」「撤回」などと書き加えられている。しかし、判明するのは決裁の最終的な結果だけであって、各議案の具体的内容やそれに対する合名側の具体的な決裁の理由は、附属資料が残されていないためにほとんど判明しない。これは三井物産取締役会のみで決裁できる議案についても同様である。ただし、一九一三年二月までは、社長名で支店、部、出張所、出張員などに出された「指令」(三井文庫所蔵史料 物産八八)が残っているので議案の内容についてはある程度まで捉えることができる。

つぎに、取締役会での意志決定を知る資料はいうまでもなく「取締役会議録」である。議案の内容については右に述べたような状態であるが、シーメンス事件発生以前においては各常務取締役・業務委員の報告が詳細に記載されており重要な意志決定・業務活動を知ることができる。なお、一時期取締役会の下

に設置されていたと考えられる「協議会」の協議は「取締役協議簿」(三井文庫所蔵史料 物産一九五)に題目のみ記載されている。この「協議会」は社長、業務委員三名、協議委員飯田の計五名によって構成され(のち三井養之助が加わる)、田中文蔵が記録を担当した。なお業務委員岩原は第二回支店長諮問会の席上、「御承知ノ如ク我社組織變更以來幹部ニ於テハ擅断或ハ独断的ノ遣リロヲ為シ得ス、故ニ各店ノ申立事項ノ如キモ之ヲ一応取締役・協議会ニ於テ協議ヲ重子、尚ホ取締役会ニ提出シ其決議ヲ經テ更ニ三井合名会社ニ回附シ其評決ヲ得ル」(傍点引用者)と述べ、「協議会」の位置を明らかにしている。

取締役会に提出されない案件の本部決裁は「会議録綴」で知ることができ、この一連の綴は「会議案」「会議書」「会議書綴」などと表書きが冊子により変化するものの、内容は同一である。株式会社化以降で三井文庫が所蔵しているものは一九一四年一月までの綴計九冊(物産一六八)物産一七六)である。この冊子には議題を記入して持回りで廻議に付した「三井物産株式会社廻議」用箋あるいは「廻議用紙」(三井物産合名会社時に作成の用紙)と、それらの附属資料が綴じこんである。社長、飯田、山本、小室の四人によって決裁された株式会社設立当初を除けば、通常、社長、本店在勤の常務取締役四名に廻議されて案件が処理されている(一九一一年一月以降は通常、社長および業務委員と協議委員飯田に廻議、一九一四年七月以降は常務取締役以上で廻議)。

「支店長会議録」などを除けば、各レベルにおける意志決定を知る基本的な資料は上掲のものに限られ、支店長あるいは部長どまりでの具体的な決裁を記したまとまった資料は残されていない。いちおう、これらの諸点を確認し、つぎにこの意志決定、決裁の範囲を限定づけた各機関・各役職の職務権限を今度は逆に下級から上級へ順に検討しよう。まず、支店長、部長、出張所長、主張員首席の権限は、取締役会議案第一〇〇号「支店長職務権限規程」(一九一〇年五月五日連第一三三号)によって定められた。この規程は一九一九年、一九二二年に改正され、規程の条項はより詳細になる。ここでは一九一〇年制定の規程を左にかかげておく。

支店長職務権限規程

第一条 部長、支店長ハ当会社ノ規則達令ニ遵ヒ普通ノ店務ヲ処理スヘシ

第二条 前条ノ趣旨ニ則リ左記ノ事項ニ就テハ予メ案ヲ具シテ本部ニ伺出テ許可ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、新ナル商品ノ取扱又ハ従来取引関係ナキ他邦国ノ新ナル取引先ト商売ヲ開始シ又ハ在来ノ商売ヲ廃止スル事
- 二、商品ノ売越買越
- 三、引当ナキ大口ノ為替ノ先約並大口ノ約定品ニ対シ為替ノ取扱ヲ為サ、ル事
- 四、引当ナキ大口ノ運賃ノ先約並大口ノ約定品ニ対シ運賃ノ取扱ヲ為サ、ル事

- 五、当然保険ヲ附スヘキモノニ特種ノ理由ニ依リ保険ヲ附セサル事
- 六、代理店又ハ一手販売ノ引受、期限中ノ解約、満期継続又ハ重要ナル条項ノ変更
- 七、買約定品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ前貸金ヲ為シ又ハ販売委託ヲ受ケタル商品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ内貸金ヲナン若クハ又買附委託ヲ受ケタル商品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ立替金ヲ為ス事
- 八、不動産等ヲ抵当トシテ融通ヲ与フル契約ノ締結、満期継続並重要ナル条項ノ変更
- 九、前二項以外ニ於テ商売上ノ必要ニ依リ貸金ヲ為ス事
- 十、延払方法ニ依ル巨額ノ注文引受
- 十一、重要ナル契約並長期ニ亘ル契約ノ締結、期限中ノ解約、満期継続並重要ナル条項ノ変更
- 十二、不動産、船舶、有価証券其他重ナル財産ノ得喪
- 十三、信用程度ノ取極並其変更
- 十四、訴訟
- 十五、部長支店長ノ旅行海外ニ在テハ五日以上ニ亘ル場合又ハ視察其他普通ノ店務以外ノ用務ヲ以テ店員ヲ旅行セシムル事
- 十六、店限使用人(小供小使ヲ除ク)ノ雇入解僱
- 十七、寄附金ヲ為ス事
- 十八、其他總テ異例又ハ重要ナル事項

第三条 店務執行上必要ナル一廉五百円未満ノ費額支出ハ部長、支店長ニ於テ之ヲ決行スルコトヲ得

但会社財産ノ保存上必要ナル修繕費ニ付テハ本文極度

ヲ千円トス

第四条 出張所長、出張員首席ニハ本規程ヲ準用ス

この規程で支店長、部長などの執行しうる権限は第三条にみられる程度である。規程の基調は、第二条の本部要許可事項、すなわち支店長、部長などが決裁できない事項によって構成されているといつてよい。ただし、「大口ノ」「重要ナル」「不相当ノ」「巨額」の、「異例」のなど解釈に幅の生じる表現が使用されている点には注意を要する。というのも、一九一八年六月第六回支店長会議において藤瀬常務取締役は「然ルニ今尚時トシテ規則達令ニ悖リ、專擅事ヲ処スルカ如キコトナキニシモ非サルハ深く遺憾トスル所ナリ、蓋シ規則達令ニ違反シ專擅事ヲ処スルカ如キコトアリトセハ、仮令其結果商務ヲ進展シ、巨利ヲ獲得スルコトアリトスルモ、所謂涙ヲ揮テ馬糞ヲ斬ルノ拳ニ出テサルヘカラサルコトアルヘシ、諸君、常ニ思フ效ニ致シ、不知不識ノ間過誤ニ陥ル勿ランコトヲ期セラルヘシ」と訓示しているのである。現実には規程を超えて支店長、部長などが業務活動を積極的に起こさう場合がしばしば生じたと考えられる。

では、支店長、部長などが決裁できない事項はどのように処理されていたのであろうか。本部ではこれらの下級からの案件を廻議に付すべきものと取締役会に提出すべきものとに区分

した。廻議に付すべき事項を規定した文書は一九〇九年二月二八日第一九回取締役会に第四六号議案として提出された「社長并常務取締役ニ於テ処理シ得ヘキ事項」である。「本件ハ決議事項トセス、此心得ヲ以テ實際上ノ習慣ヲ作ル事」とされた。現在のところ、この心得は未見である。この心得が取締役会仮決議、合名認可を経て規程にもられるのは一九一四年七月二二日達第四一〇号「三井物産株式会社取締役会規程」をまたなければならぬ。この規程第三条は次の如くである。

第三条 会社ノ業務ハ取締役会ノ決議ヲ經タル後常務取締役之

ヲ執行ス、但左記ノ事項ハ取締役会ノ決議ヲ經ルヲ要セス常務取締役之ヲ専行スルコトヲ得

一、月給五拾円未満並日給使用人ノ雇入、解備、増給、懲罰等

二、支配人、支店長、部長、本部課長、出張所長以外ノ転勤

三、使用人ノ出張

四、使用人ノ臨時手当、役宅料、役手当支給

五、船員ノ雇入、解備其他進退黜陟及諸給与

六、金高五万円未満ノ商品ノ売越買越

七、業務上当然起ルヘキ契約ノ締結、解約、条項ノ変更並委任状ノ発行

八、業務上必要ナル金融並為替ニ関スル事

九、手形並小切手ノ発行、裏書、引受

十、債権ノ請求、受領及債権保全ニ関スル一切ノ事

十一、債務並諸経費ノ支払

十二、金高壹万円未満ノ不動産、船舶並動産ノ得喪

十三、不動産貸借

十四、会社財産ノ必要ナル修繕

十五、重要ナラサル規定ノ制定並改廢

十六、金高千円未満ノ寄附

十七、其他会社日常ノ事務

一七項目にわたって常務取締役の専断範囲が規定されている。残る事項が取締役会に提出されるのであるが、ここでも取締役会どまりの決議に属するものと合名の認可を仰ぐものとに区分される。おそらく合名からこの区分に関して何らかの指示が文書あるいは口頭でなされていたと思われるが、それを示す資料は未見である。したがって、実際に取締役会に提出された議案がどう処理されたかを検討することによって合名の指示を逆に推定する操作を施さなければならぬ。

### 三

すでに、森川英正は『財閥の経営史的研究』（東洋経済新報社、一九八〇年）において「取締役会議録」に着目し、そこに記載された議案の検討を通じて三井合名と三井物産本店との間の権限関係を明らかにしようと試みている。この視角が三井財閥、ひいては日本における財閥資本の統轄・支配の特質を明ら

かにする上で有効性を持つことは否定できない。だが残念ながら、森川の実証は結論を急ぐあまりか、いくつかの重要な事実誤認を犯しており、現実よりも過大に三井合名Ⅱ「本社」認可事項の範囲を評価するものとなっている。そこで改めて同じ視角によって取締役会議案の検討を行いたい。

一九〇九～一九二一年に提出された議案を第一期一九〇九年一月～一九一〇年八月、第二期一九一〇年八月～一九一四年三月、第三期一九一四年四月～一九二一年一月に小区分する。なお、第一期の「取締役会議録」は森川の参照できなかった未公開資料である。したがって、森川がこの未公開資料を参照できたと仮定すれば森川の実証の仕方に変化が生じるとも思われるが、後述する実証上の混乱は第一期の冊子未利用のために生じたのではないということをおぼろげに指摘しておきたい。

第一期における特徴は、①支店長、出張所長など上級役職者の任命、更迭、②取引先信用程度額および製糸資金前貸金などの短期的貸付、③「店内検査規則」、本店本部・機械部の職務章程Ⅱ規程など、一部の主要な規程の制定・改正は合名の決裁を要しなかったことである。また④一九一〇年六月頃、従来月給五〇円以上～一〇〇円未満の使用人の雇入・解雇・増給・懲罰などが取締役会とまりの決裁事項であったのが、月給五〇円以上～二〇〇円未満へと範囲が拡大し、合名の認可を仰ぐ範囲は月給二〇〇円以上に限定された。

ところが第二期では合名要認可の範囲が拡大される。すなわ

ち①および②の製糸資金前貸、③の主な規則・規程類の制定・改正はいずれも合名の認可が必要となる。だがこの合名権限の拡大傾向を阻止することになるシーメンス—金剛事件（一九一四年）が発生する。

第三期はこのシーメンス事件によって画される。この事件が三井物産、三井合名に与えた影響は重大である。先に述べたように業務委員・協議委員制から常務取締役制への復帰（一九一四年七月二一日）、常務取締役の事務分掌を一人ずつとしたこと、常務取締役の専断規定の明確化（一九一四年七月二一日）、三井合名における理事長制の発足（一九一四年八月五日）など組織改革があいついだ。これら一連の改革の一つの狙いは、会社業務の責任が直接三井同族、三井合名に及ばぬように回路を遮断することであった。この意図は「取締役会議録」の記載のされ方にもあらわれている。従来、墨筆で「仮決議」と記入され、欄外に朱筆で「決議」「可決」などと追記されていた合名決裁議案は第三四七回取締役会（一九一四年四月一〇日）以降、合名決裁後に議案の下に朱筆で「決議」と記入され、また常務取締役（業務委員）の報告はほとんど記載されなくなる。だが、第二期から第三期への変化はこれらの点にとどまらない。各議案の処理のされ方を逐一検討すると、実は三井合名と三井物産との権限関係、三井物産内部での権限関係が大きく変化することを確認できる。まず①一手販売契約締結議案は、長期的かつ巨額の固定貸付を伴うなどの特別な議案を除けば先の第三



四七回取締役会以降原則として三井合名の認可が不要となると思われる。なお、第一期、第二期について若干の説明を加えておくと、一手販売契約締結事項がすべて取締役会審議あるいは合名認可を必要としたわけではない。この点は、三井物産株式会社「事業報告書」(各期)などの資料と「取締役会議録」とを比較検討すれば容易に確認できる。②第三七五回取締役会(一九一四年七月二八日)を最後として、取引先信用程度の設定に関する議案は姿を消す。この案件は常務取締役による決裁へと移動したと推定される。③支部・部の規程の制定・改正は「第四〇六回取締役会(一九一四年一月一日)より取締役会」どまりの決裁となる。④さらに、第七〇四回取締役会(一九一八年三月二九日)以降は、合名認可を必要とせずすべての売越買越限度額設定議案が取締役会どまりで決裁されるに至る。なお、この点についても若干の説明が必要である。第三期になると「金高五万円未満ノ商品ノ売越買越」は常務取締役の専断に委ねることが規程にもられるし、金高の上限がどこに設定されていたかの確定はできないものの第一期においても取締役会どまりで売越買越議案が決裁されている例もある。後者については資料未公開のため森川が知りえなかった事実であるが、前者は「現行達令類集」(三井文庫所蔵史料 物産九〇―一五)を参照すれば一目瞭然に理解されることである。そして前者に注目するならば、一九一八年三月以前の売越買越案件の決裁権限が三井合名、三井物産取締役会、常務取締役(あるいは業務委

員)に金高などによって分割されていたという認識に達することができ。この金高などによる決裁権限の重層的分割という認識は、売越買越案件に限らず他の案件(たとえば特別手当、固定資産、寄付金、前貸金などの案件)を考察する際にも重要である。しかるに、森川にはこの認識が稀薄なため前掲書の論証は混乱したもとなつたのである。たとえば、森川は一九一〇年八月―一九二一年一月の期間において「前貸貸付も一貫して三井合名の決裁事項であつた」(二四九頁)とし、その論拠として一九二〇年八月二四日第九二五回取締役会提出議案「石炭部同蔵内鉱業株式会社へ金貳百円貸金ノ件」をあげている。読者は二〇〇円の貸金にも合名認可が必要なのかと思うのが普通であるし、森川も同じ考えなのであろう。しかし、この議案は「石炭部同蔵内鉱業株式会社へ金貳百円貸金ノ件」が正確な記述であり、なにも二〇〇円の貸金について合名の認可を要したのではない。

だが、実は森川の実証上の致命的な誤りはこれらの点にあるのではない。森川が、買持、売越買越、先売先買をそれぞれ別個のものとして措置し、考察しているところにこそ資料操作上最大の誤りがある。というのは、買持⇋買越⇋先買、売越⇋先売、したがって売越買越⇋先売先買という等式が成立するからである。これらの用語の相互関連は「取締役会議録」記載の議案と「指令」(三井文庫所蔵史料 物産八八)などを対比することによって知ることができる。たとえば、森川が引用している

議案で「買持」と表記されている個所が「指令」では「買越」あるいは「先買」と記されていること、「指令」ではある商品の「買持」「買越」を三井物産本部が支部・部などに認可する場合に但書として「右商品ノ先買ヲ認可スルハ……」などと記され、また「売越」を認可する場合に但書で「但本文先売ヲ認可スルハ……」と記されていること、前掲「支店長職務権限規程」(一九一〇年制定)には支店長などが本部の認可を求めなければならない事項として単に「商品ノ売越買越」と規定されており、買持、先売先買について言及されていないことなど、枚挙にいとまがない。したがって先に指摘した等式が成立することは明らかであり、森川の錯誤も明白である。

さて以上森川の所説に関連させながら第一期から第三期まで簡単に議案の検討を試みたが、最後に改めて第一期〜第三期全体を通じる変化を確認しておきたい。総じて、この期間においては「本社」⇨三井合名の認可を必要とする事項は大幅に減少したといえる。だが、この減少がただちに三井物産に対する権限の縮小を意味するとは考えがたい。三井合名は人事、投資、経営組織などに関わるもののうち、最も重要な案件のみを掌握することによって三井物産を統轄するようになるのである。それを最もよく裏づける案件は、支店長、部長、出張所長など上級役職者の任命・更迭である。この案件は第一期においては取締役会どまりで決裁されていたが、第二期に入ると合名決裁事項となり、全体として三井合名から三井物産取締役会へ

の権限委譲のみられる第三期においてもこの案件は依然合名決裁事項として残されている。このように一方では三井合名の決裁事項が新たに追加されているのである。したがって、合名の権限が全体として縮小したと結論づけるとすれば、それは早計のそしりを免れまい。むしろ、まずは三井合名による三井物産に対する統轄の方式が変化したと考える方が妥当であると思われるが、これは今後の検討をまたなければならぬ。

なお、本史料の原稿作成および校合は鈴木が行った。

(鈴木邦夫)

#### 凡例

- 一、用字は原則として通用の字体を使用した。
- 一、読みやすくするため、適宜に読点、並列点を加えた。
- 一、朱書は「」でくくり、右肩あるいは上に(朱書)と注記し、欄外の場合には(欄外朱書)とした。なお、墨書の場合には、単に(欄外)とした。
- 一、印判はその位置に○印をつけて(印)と注記し、自署はその位置に(自署)と注記した。
- 一、抹消個所で墨で消された文字には左傍に々を、朱で消された文字には同じく々をつけた。

三井物産株式会社取締役会議録

(表紙)

(朱書)

「第一号」

自明治四十二年十月十一日  
至明治四十三年二月十五日

三井物産  
株式会社  
取締役会議録

(原寸 縦 272mm, 横 195mm)

三井物産株式会社取締役会議録

第一回 明治四十二年十月十一日

第一号 社長并常務取締役互選ノ件

第二号 取締役会議定日取極ノ件

第二回 明治四十二年十月二十日

第三号 営業規則制定ノ件

第四号 取締役小室三吉氏ニ当分ノ内、常務助勢依頼ノ件

(朱書)

「決議」

(朱書)

「決議」

(朱書)

「仮決議」

合名「何」

(朱書)

「仮決議」

第三回 明治四十二年十月二十八日

第五号 出張所長任命ノ件

第六号 営業規則再議ノ件

第七号 取締役会議程制定ノ件

第四回 明治四十二年十一月二日

第八号 近藤達二郎依頼解備ノ件

第九号 小田良治事務嘱託ヲ解ク件

第十号 山口俊太郎依頼解備ノ件

第十一号 常務取締役福井菊三郎報酬取極ノ件

第十二号 The Bombay Cotton Trade Association Ltd.ノ株

式株買入方孟買支店へ認可ノ件

第十三号 支店長ニ交付スル委任状ノ件

第十四号 花延商売廃止ノ件

第十五号 使用人登用規則改正ノ件

第十六号 横浜支店并横浜船積取扱所共用事務所新築費増額ノ件

(欄外朱書)「六日本決議」

(朱書)「本日ノ会議ニ於テ取締役会定日金曜日午前十一時開会ヲ午後

二時開会ニ変更」

(朱書)

「決議」

(朱書)

「仮決議」

合名「何」

(朱書)

「仮決議」

合名「何」

(朱書)

「決議」

(朱書)

「同」

(朱書)

「同」

(朱書)

「同」

(朱書)

「同」

(朱書)

「宿題トス」

(朱書)

「仮決議」

合名「何」

第五回 明治四十二年十一月九日

出席者

常務取締役

飯田 義一〇(卍)

〃

山本条太郎〇(卍)

取締役

三井養之助〇(卍)

〃

早川千吉郎〇(卍)

〃

朝吹 英二〇(卍)

〃

小室 三吉〇(卍)

報告

〔朱書〕  
十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

一山本常務取締役ヨリ石炭売捌方法ニ付報告アリ

一アーサードラブル進退ニ関スル事項

以上

第六回 明治四十二年十一月十二日

出席者

常務取締役

飯田 義一〇(卍)

〃

山本条太郎〇(卍)

取締役

三井養之助〇(卍)

〃

早川千吉郎〇(卍)

〃

朝吹 英二〇(卍)

〃

小室 三吉〇(卍)

議案

第十七号

名古屋支店長岡野悌二豊田式織機株式会社取締役ニ  
就任認可ノ件  
〔朱書〕

十一月十二日、合名会社ニテ否決ノ旨報告アリ  
〔仮決議〕

第十八号

倉庫売渡契約ノ件

神戸支店花菱倉庫、米穀肥料部網浜倉庫、門司支  
店六番倉庫并神宮司倉庫ヲ東神倉庫株式会社ヘ売  
渡ニ付契約ノ件  
〔朱書〕

十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ  
〔仮決議〕

〔朱書〕

十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ  
〔仮決議〕

第十九号

札幌出張所廃止、小樽出張所設置ノ件  
〔朱書〕

十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ  
〔仮決議〕

第二十号

定款変更ノ件

定款第三条支店ノ表示中「札幌区」トアルヲ「小  
樽区」ト変更ノ事

議案

第二十一号

舞鶴出張所長更任ノ件

舞鶴出張所長河島元楠ニ本店勤務ヲ命シ、次席  
高橋諒一ニ所長ヲ代理セシム  
〔朱書〕

〔決議〕

報告

一朝吹取締役ヨリ営業規則并取締役会規程ハ合名会社ニ於テ修  
正ヲ加ヘタルニ付、修正ノ通告訂サレテハ如何、更ニ審議ア  
リタシトノ事 外ニ第十七号議案否決ノ事并第十八、十  
九、廿号議案可決之事

九、廿号議案可決之事

九、廿号議案可決之事

三井物産株式会社取締役會議録

一 飯田常務取締役ヨリ

一 孟買支店金箔取引先 Hussanah Kumroodan ニ対シ、金箔

引取遅延代金支払請求訴訟提起ノ事

一 打狗浚渫船ニ関スル台湾總督府土木局長ト交渉願末

一 肥料共同購買契約ヲ台湾總督府ト締結之件

一 台湾阿片煙膏元売捌引受之件

以上

第七回 明治四十二年十一月十七日

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 早川千吉郎〇(卍)

〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 小室 三吉〇(卍)

(朱書) 「決議」

議案  
第二十二号 營業規則再議ノ件

(朱書) 一但株主臨時總會へ提出ノ事

報告

一 江戸丸事件

当社石炭積履船江戸丸香港出帆ノ際、病死ノ支那人足ヲ海中

へ投棄之件

一 濠洲石炭人夫ストライキノ件

一 舞鶴出張所河島元桶消費事件

相談

一 大阪銀行物産共同俱樂部設備之件

(朱書) 「銀行物産熟議ノ上提案ノ事」

一 合名会社用度ニ関スル件

(朱書) 「宿直ハ從來ノ通、合名会社用度ニ於テ取扱ヒ貫ヒ度希望」

以上

第八回 明治四十二年十一月二十四日 (水曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(卍)

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 早川千吉郎〇(卍)

〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 小室 三吉〇(卍)

打合

一 石炭共同販売所問題

議案

一 小樽店称呼之件 (第貳十三号)

小樽出張所ヲ小樽支店ト改称スル事

一 神戸支店へ豆油貳万匁ノ先買ヲ認可スル事 (第貳十四号)

一倫敦在勤常務取締役渡辺専次郎日英博覧会囑託受任方之件  
(第貳十五号)

一報告

一舞鶴ニ於ケル河島元桶不始末之一条

第九回 明治四十二年十一月二十六日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

早川千吉郎〇(卍)

朝吹 英二〇(卍)

小室 三吉〇(卍)

一打合

一杵島炭坑之件

一石炭商売之件

一報告

一仏領ニューカレドニヤへ金田石炭四千屯売約之件

一阿片烟膏元売捌引受之件

一爾靈山丸買手アル件

一江戸丸事件

一議案

第二十六号 ロノ津郵便局建物売却之件

決議

第二十七号 小樽支店敷地購入之件

決議

第十回 明治四十二年十一月三十日(火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(卍)

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

早川千吉郎〇(卍)

朝吹 英二〇(卍)

小室 三吉〇(卍)

議案

第二十八号 ロノ津所在倶楽部管理人住宅讓渡之件 決議

第二十九号 大阪ニ銀行物産両支店共同ノ倶楽部設置ノ件 決議

第三十号 愛宕山丸定期、奨励検査ニ付、修繕費支出之件 決議

第三十一号 三井社長并三井取締役年俸取極之件 決議

外ニ取締役会規程再議ノ件ハ宿題トナル

一報告

一東京人造肥料株式会社ニ於テ撰津製油株式会社買収之件

一横浜羽二重同業組合ヨリ羽二重商標切取問題ニ関シ交渉之件

一濠洲石炭人夫同盟罷工ニ付、同地鉄道用石炭壹万屯引合中之件

件

一ダイヤモンド燐寸会社之件

第十一回 明治四十二年十二月三日 (金曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 〃 山本条太郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

〃 〃 早川千吉郎〇(印)

〃 〃 朝吹 英二〇(印)

〃 〃 小室 三吉〇(印)

一議案

第三十二号 取締役會規程再議之件

決議

第三条修正

一報告事項

一江戸丸ノ件、解決之事

一横浜羽二重同業組合抗議一条

一杵島炭坑之件

第十二回 明治四十二年十二月七日 (火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 〃 山本条太郎〇(印)

取締役 早川千吉郎〇(印)

〃 〃 朝吹 英二〇(印)

〃 〃 小室 三吉〇(印)

監査役 團 琢磨〇(印)

〃 〃 林 健〇(印)

第三十三号 藤原銀次郎ニ小樽支店長任命之件

決議

第三十四号 札幌出張所勤務者へ辭令ヲ用ヒス、凡テ小樽支店

勤務トスル件

決議

第三十五号 香野藏治ヨリ差入ノ抵当地所一部売却之件

決議

第三十六号 三池支店ニ於テ枕木製造家松倉親敬氏ト枕木取

扱并資金融通ニ関スル契約之件

決議

第三十七号 清国萍鄉炭坑ニ骸炭製造機械売込并借款之件

(欄外朱書)十二月二十一日本決議

仮決議

大倉組トノ關係ハ常務取締役ノ交渉ニ一任ス

第三十八号 元札幌出張所長心得中山秀之外三名懲罰之件

(欄外朱書)十二月八日本決議

仮決議

第三十九号 大洋島燐礦石値下方法ニ関スル件

決議

第十三回 明治四十二年十二月九日 (木曜) 臨時會

出席者

社 長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 早川千吉郎〇(卍)

〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 小室 三吉〇(卍)

監査役 林 健〇(卍)

外ニ使用人採用規則并試験規則ハ宿題

決議

第十五回 明治四十二年十二月十四日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 早川千吉郎〇(卍)

〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 小室 三吉〇(卍)

監査役 林 健〇(卍)

一相談事項  
日本製布株式会社之件

第十四回 明治四十二年十二月十日(金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(卍)

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 早川千吉郎〇(卍)

〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 小室 三吉〇(卍)

監査役 林 健〇(卍)

第四十号 本支店間貸借利率低下之件

決議

第四十一号 第四犬島丸特別検査ニ付、修繕費支出之件

一報告

萍郷炭坑トノ取引ニ関シ、大倉組并中村製鉄所長官ト交渉ノ

件

一相談

横浜正金銀行ノ当社ニ与フル信用限度ニ関スル件

第十六回 明治四十二年十二月十七日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)



一議案

第四十二号 青田乾太郎(罷役) 依願解備之件 決議

一相談

横浜羽二重商標切取問題之件

忽那トノ取引ハ中止スルヲトス

第十七回 明治四十二年十二月二十一日(土曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎(自署)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

山本条太郎(自署)  
岩原 謙三〇(印)  
三井養之助〇(印)  
早川千吉郎〇(印)

監査役 團 琢磨〇(印)  
林 健〇(印)

一議案

第四十三号 桑港出張所長更任ノ件

現出張所長津田弘視ニ本店勤務ヲ命シ、永島雄次ニ出張所長ヲ命スル事 決議

小室 三吉〇(印)  
監査役 團 琢磨〇(印)  
林 健〇(印)

一相談

一、撫順炭内地売ヲ三菱ヘ托スル件ハ当社同意スル事

一、北海道炭礦汽船ヨリ同社石炭海外販売委託ハ体克謝絶スル事

報告

一、台湾浚渫船検査無事結了ノ事

一、口ノ津肥料法違反事件控訴之事

一、萍郷炭坑骸炭製造機械売込、借款并副産物販売引受ニ関スル朝吹取締役報告

但、向後此種ノ契約ニ就テハ事急迫セサルノ前、予シメ協議アリ度事

清国政府ノ方針ハ利権回收熱ノ為メ従来トハ非常ニ変更セルモノ、如シ、此点調査ヲ要ス

第十八回 明治四十二年十二月二十四日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎(自署)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 團 琢磨〇(印)

林 健〇(印)

一議案

無シ

一報告

岩原常務取締役ヨリ芝浦製作所トG. E. 社トノ共同事業ニ関シ  
シ紐育ニ於ケル交渉ノ顛末報告アリタリ

第十九回 明治四十二年十二月二十八日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 團 琢磨〇(印)

林 健〇(印)

一議案

第四十四号 杵島炭坑坑主高取伊好氏ト同石炭ノ五ヶ年間一手

販売ヲ引受ケ鉱業財団抵当ニ式拾五万円貸渡之件

(朱書)「決議」 仮決議

第四十五号 常務取締役事務分掌内規

第四十六号 社長并常務取締役ニ於テ処理シ得ヘキ事項

本件ハ決議事項トセス、此心得ヲ以テ實際上ノ習慣ヲ作ル事トス

大孤山丸定期検査修繕費六千円支出之件ハ常務取締役ニ於テ実行差支ナシ、向後モ同断タル事

一報告

一報告

一、岩原常務取締役ヨリ英国パブコック・ウイルコックスカ資

本八十万円ヲ以テ日本ニ工場ヲ設クルニ付、三井ニ於テ十

円出資ヲ交渉ノ事、但製品一手販売ヲ三井ニ托スル事

三菱ニモ十万円出資セシメ、ドラムノ製作ヲ三菱ニ托スル

事 但 海軍注文品除外

一、福井常務取締役ヨリ U. S. Steel カ他日橋梁并建築材仕上

工場ヲ日本ニ設クルノ計画ヲ為スコトアルヘキ件及ヒアメリカンロコモチーブ社ニ於テ関稅改正ノ結果、原料ト製品ノ稅率大差アルトキハ、日本ニ先ツ自働車ノ製作工場ヲ設ケ進ンテハ機關車ノ製造ニ手ヲ染メ度意向アル事ニ付、報告アリタリ

一、飯田常務取締役ヨリ羽二重切取問題ハ

一、物産会社ニ於テハ切取羽二重ハ購入セス

二、忽那ニモ説諭、切取ハ廃ス

三、但三月積迄先約アリ、此分ハ是迄通り実行スルコトニ致

度

ト申出、組合ヨリハ組長交代二月十五日ナレハ同日迄ハ差支ナシトノ申入アリ、之ヲ三月一杯迄猶予之事交渉中ニテ不日無事落着スルナラム云々報告アリ

第二十四回 明治四十三年一月七日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)  
監査役 三井得右衛門〇(印)

林 琢磨〇(印)  
林 健〇(印)

一議案

第四十六号 株式讓渡承認之件

決議

第四十七号 自働車一台購入之件

決議

第四十八号 小蒸汽船宗谷丸売却之件

決議

第四十九号 店内検査規則制定之件

決議

先ツ此規則ヲ実行シ見、不便アルトキハ其節改正スル事、石炭材木ノ數量調査ノ如キハ分量ニテ検査ヲ許サ、ルヘカラズ

一打合事項

岩原常務取締役ヨリ米國ニ於ケル会社支店登記之事ニ付、報告アリ、其要領ハ

紐育ニテハ支店登記稅拾壹弗、桑港ハ壹千弗ニ止ルモ、

オクラホマニ於テハ壹万弗ヲ要ス、此稅ヲ免カル、ニハ

一、蕁谷英夫個人ノ營業トスルカ

二、然ラサレハ別ニ綿ノ買入ノ為メ新タニ假令ハ資本

五万弗ト云フカ如キ会社ヲ設立セサルヘカラズ

然ルニ、別ニ会社ヲ設立スルハ妥當ヲ得サルニ付、只今ノ考ニテハ蕁谷個人營業トスルノ外ナカラン、尚此点ニ就テハ蕁谷ニ於テ取調ノ上詳細報告シ来ルヘキニ付、其上ニテ更ニ御

協議ヲ仰クコト、スヘシ

一報告

山本常務取締役ヨリ萍郷トノ契約ハ当社提案ノ通、仮契約調印済トナリタル旨、報告アリ

第二十一回 明治四十三年一月十一日(火曜日)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇〇〇

岩原 謙三〇〇〇

山本条太郎〇〇〇

福井菊三郎〇〇〇

取締役 三井養之助〇〇〇

早川千吉郎〇〇〇

朝吹 英二〇〇〇

小室 三吉〇〇〇

監査役 三井得右衛門〇〇〇

團 琢磨〇〇〇

林 健〇〇〇

報告

一孟買支店金箔取引先 Hussonah Kumrooin ニ対スル金箔

引取遅延ニ対スル訴訟ハ先方ヨリ示談ヲ申込、代金、延滞日歩、諸掛、其他訴訟費用全部ヲ支払ヒ、荷物ヲ引取り、一件落着シタル旨、通報アリタリ

一宗谷丸ハ愈南滿洲鉄道株式会社へ大連渡参万四千円ニ売渡ノ事ニ相談行届キタリ

一原富太郎ハ紐育ニ於テ、タ、商会ト提携シ生糸商売ヲ開始シ、非常ニ見込商売ヲ為シ居レリ、第二ノ生糸合名ヲ実現スルヤモ難計

蓋シ、タ、ノ遣リ口ハ自カラ機場へ生糸ヲ供給シ相当ノ資金ヲ融通シ、其製品ヲ引受ケ販売セントスルモノニテ、資金取立ヲ出来サルトキハ自カラ機場ヲ引受ケテ経営セントスルニ在リ、是レ実ニ印度ニ於テ紡績会社ニ対シ成功セル故智ヲ襲用セルモノナレトモ極メテ大胆冒險ノ仕方ト云ワサルヘカラズ

一本年ノ大豆商売ハ有力ナル外商等ノ劇烈ナル競争アリ、直段ヲ買煽リ買附困難ナレハ、一方欧州ヨリハ先約ヲ希望シ来ルモ、危険ノ為メ先売ハ出来サル現状ナリ、我社滿州并哈爾濱店ニ於テハ当用口ヲ買入レ船積ニ差支ナカラシムル様努メ居レリ

一材木商売ハ非常ニ困難ナリ、直段ヲ定メテ売約スルモ品物到着後腐レ破レ、石数計算ノ相違等ノ為メ手取り減少ス、斯クテハ勘定合ヒテ銭足ラスノ有様ナレハ、向後ハ一本毎ニ寸法ヲ定メ之ニテ売買ヲ為スコト、シ同時ニ委託送荷ヲ廃セントスルノ方案ナリ、併シ販売店ニテ之ヲ承知スルヤ否ヤ未定ナリ、其為メ此度販売店ノ掛員ヲ小樽ニ集メ相談会ヲ開クコト、シタリ

向後最モ見込アルハ枕木ナレトモ其原材タル櫛カ払底シ来リ  
タリ

一 山本常務取締役ヨリ

本日、セールフレージャー商会ノセール氏来訪、伊太利ニ三百  
万本ノ枕木入用ナリ、此鉄道ハ紐育ノシンヂケートカノカ建  
設ヲ引受ケタルモノナリト、目下藤原小樽支店長ト注文引受  
方ニ付打合中ナリ

北海道ノ枕木生産見込ハ一ケ年四百万本、此内当社ノ製造見  
込式百五十万本ナリ

北海道庁ノ山林払下方針ハ近頃大分寛トナリ十五ケ年約定ヲ  
為スコトヲ得、而シテ毎年ノ切出高ヲ定ムルモ三ケ年ハ融通  
シ得、但代金ハ年度割ニ依リ払込マサルヘカラズ

当社北海道ノ古材、残りハ板、角ニテ式十五万石ノミ、枕木  
ハ皆無ナリ、而シテ古材ノ残り分ハ大部松材ナリ

一 大倉組ヨリ当社ト萍郷炭坑コークス製造機械売込契約成立ヲ  
聞込ミ書面ヲ以テ抗議ヲ申込ミ来リタリ、本件ノ折衝ハ山本  
常務取締役ニ一任スル事、但結局ハ強硬ノ態度ヲ取ル考ヲ以  
テ円満ニ交渉ヲ進メ見ル事

一 濠州ノストライキ未タ止慮セサル為メ、其後更ニ当社ニ於テ  
石炭四、五万屯太平洋沿岸等へ売約セリ

一 撫順炭内地販売ヲ三菱ニ托スルコトハ未タ満鉄ニ於テ決定ヲ  
躊躇シ居レリ

一 撫順粉炭ヲ以テコークスヲ取ラスニ安母尼亞并瓦斯ノミテ製

造スル事ニ付、目下調査中ニ属ス、蓋シコークスヲ造ラサレ

ハ安母尼亞三倍、瓦斯八倍ヲ得、而シテ粉炭ヲ坑口ニテ屯賣  
円五十銭ニテ払下ヲ得レハ瓦斯ノ生産高ノ三分ノ一丈ヲ利用  
スル計算トスルモ、安母尼亞トニテ一屯ノ石炭ヨリ三円式十  
銭ノ生産物ヲ得ル勘定ナリ、故ニ粉炭五十万屯ヲ屯円五十銭  
ニテ五十ケ年間ノ約束ヲ為シ與ル、レハ此仕事ハ大ニ有望ナ  
ルヘシ、殊ニ撫順奉天間ハ二十哩ニ過キサレハ瓦斯ヲ以テ電  
力ヲ起シ奉天迄送電スルコトヲ得ル見込アリ

一 又、若松製鉄所ノ地所ヲ無料ニテ貸下ヲ得、コークオーベン  
ヲ据付ケ、其副産物ヲ十ケ年間無料ニテ下附ヲ得レハ、十ケ  
年後コークオーベンノ建設費ヲ無料ニテ製鉄所ニ与フルヲ得  
ヘシ

此計算ハアンモニヤヲ百十円ト見レハ五年八ケ月ニテ原資ヲ  
消却シ得ル勘定ナリ、即チコークオーベン六十台トスレハ此  
建設ニ百式十萬円ヲ要シ、一ケ年安母尼亞産額式千五百屯ナ  
リ、原資金利子七分ト見ルモ五年八ケ月ニテ消却シ尽シ、其  
後ハ利益トナル、但安母尼亞カ百十円ノ直段ヲ維持スルヤ否  
ヤカ一問題ナリトス

第二十二回 明治四十三年一月十四日（金曜）

出席者○（早川千吉郎印）

常務取締役 岩原 謙三○（印）

山本条太郎（自署）

## 一報告

## 一、福井常務取締役ヨリ左ノ報告ヲ為ス

一、大豆浦汐積ニテ約定分ヲ大連積ニ変更方、倫敦支店へ交渉シタルニ倫敦支店ニ於テハ本件ハ跡ニテ買手ト相談スヘキニ依リ、兎ニ角大連ニテ積込ムヘシ、但大連積ニ從來付シタル桜印ハ之ヲ付セサル事トセリトノ事ナリ、併シ当方ニ於テ浦汐積ヲ大連積ニ変更スル為メ直増ヲ交渉セントスルハ豆ノ相場カ上リタルカ為メニ非ス、品質優良ニシテ從來トモ尙志乃至式志割高ニ売レタルモノ也、故ニ大連積ニ変更スル以上ハ直増ヲ請求スルハ当然ナリトノ考ナリ

又バラ積トスレハ利方ナリ、満船積ノ経験ハ未タ之ナキモ、四百屯程売送リタル結果ニ依レハ2%ノ欠斤アルモ尚一屯ニ付屯円四十九銭方利益ナリ、故ニバラ積ヲ実行シタシ、但バラ積トスレハ積高多クナル故、直段騰キノ際ハ不利ナレハバラ積トスル為メ積高ノ増ス部分丈ハ特別ノ直段ニテ売渡シ度希望ニテ倫敦支店ト交渉中ナリ

## 一、岩原常務取締役ヨリ左ノ報告ヲ為ス

東京電気会社トゼ子ラルトノ約束中、東京電気ハランプ外ニ百キロワット以下ノ電気機械ヲ作ル權アリ、而シテ芝浦トG.E.トノ交渉中、百キロワット以下ノ電気機械ノ製造權ハ東電ニ与ヘアルモ之ヲ取戻ス事ニ努ムルトノアンダースタンディングアリタリ、目下ゲアリー氏東電ニ交渉中ナルカ、藤岡市助氏ヨリ岩原へ個人トシテノ話ニ依レハ此百キロ以下ノ電気機械製造權ヲ得ル為メニハ四十万円ノ株金ヲ八十万円ニ増資スルノ際、ベテント料トシテ尙割五分ノ株ヲG.E.ニ与ヘタリ、且ロビンソン氏ヲ雇入、又G.E.工場ニ居リタル日本人技師三名ヲモ雇ヒタリ、是丈ノ犠牲ヲ弘ヒ居ル事ナレハ放棄ニハ全然同意シ得ス、只百キロ以下ノ製造權ヲ何年カ芝浦へ譲渡ス事ハ差支ナカラシカ、併シ東電ニ於テモ百キロ以下ヲ製造スルヤモ知レスト、G.E.ハ若シ之ヲ承諾セサレハ芝浦ノ株式十万円ヲ持タサス、又芝浦ニテランプヲ造ラスヤモ知レスト強迫スルモ、東電ハ承服セサル模様ナリ

芝浦トG.E.トノ約定ニハ東電カ百キロ以下ノ製造權ヲ放棄セサルモ合同ヲ実行セサルヘカラス

百キロ以下ヲ芝浦デ製造セサルコトハ出来ズ何トナレハ昨年下半季ノ芝浦ノ売上高ヲ見ルニ

電気機械五十三万円ノ内、百キロ以下ノ分并スイツチボ

一ト四十万円ナリ

パブコック・ウイルクコックスノ水管式ボイラー工場設立ノ件

不利益ナリ

ミ、ミ、ミ

ハ目下三菱ノ方交渉中ナルカ無論同意スヘシトノリ、工場ハ美馬ニ外国人所有ノモノアリ、之ヲ二十万円ニテ買入レ得ヘキ見込アリ、汽車積ニハ不便ナルモ船積ニハ至便ナリ

会社ハ百万円ノ資本トシ、内五十万円払込、式十万円工場買入代金、式十万円新機械、十万円流通資本トスル計画、三井三菱ノ引受株金十万円宛ノ見込、配当ハ式割五分乃至三割ハ大丈夫ナルヘシトノリ

製品ハ表面当社ニ一手販売ヲ托スルコトヲ公表セサルモ、事實ハ当社ニ托ス、但買先ノ關係上自カラ売込マサルヘカラサル分ハ薄利ノ分故、三井ノ口銭ハ $\frac{1}{2}\%$ ニ致異度旨申出居レリ

最初此工場設立ノ場合ニハ芝浦ニテ将来機械ハ作ラストノコトヲ約束セリトノリナリシモ之ヲ撤回セリ

福井常務取締役曰ク

バブコック・ウイルコックスノポイラーハ京阪電鉄ニテ採用ノ結果、非常ニ良好ナリト

山本常務取締役曰ク

一、落葉松ノ枕木ハ南滿鐵道ニ於テ鴨綠江ノ分、十萬カ式十萬円試用ノ結果、向後採用ノ事ニ決セリ、曩ニ宮崎某韓国鐵道ヘ十萬本ヲ売約セシカ、其レハ樺太ノ落葉松ヲ以テ供給セントスルノ計画ナルコトヲ探知シタルニ依リ、樺太ヘ人ヲ出シ同地ニテハ年二拾萬本ノ供給力アルコトヲ発見シタルヲ以テ、同地ニ勢力アル大家七平ト手ヲ握リ十萬本約定、宮崎ノ買入ヲ妨害シツ、アリ、或ハ宮崎ノ方不渡トナルナラン、樺

太ニテハ一本五十錢ニテ買入得ヘシ

一、其後ノ枕木約定高ハ

津浦鐵道 十六萬五千本橋四割タモ四割  
雜木式割

蘆漢鐵道 式十萬本

外ニ南滿鐵道ヘ三十萬本引合中

一、苦小牧・鷓川間輕便鐵道ハ当社之ヲ所有シ王子ニ共用セシメタルモ、現在木材運搬ノ割合ハ王子式十五萬石、当社五萬石ニ過キス、故ニ此度前山久吉氏ト内談、原価ヲ以テ王子ヘ売渡シ当社之ヲ共用スルコト、シ運賃ハ實費計算ト為ス事トシ同意ヲ得タリ、一応御内意ヲ承リタシ

一、萍鄉炭坑ニ対シ借款機械売込ノ件ニ関シ、大倉組ヨリ更ニ抗議ヲ申込ミ来リタルニ付、右ハ漢陽鐵廠ヘ長期借款ヲ為シ、其附帯条件トシテ機械売込契約ヲ締結セルモノニテ、其機械ノ一部ヲ漢陽鐵廠力萍鄉ヘ廻ハシタルモノナルヤモ難計旨ヲ回答セリ

第二十三回 明治四十三年一月十八日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎（印）

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（自署）

福井菊三郎（印）

第五十三号

(欄外朱書)

大阪商船株式会社安東県代理店引受方交渉致度件

仮決議

「当社ヨリ運動セス先方ヨリ依頼アレハ引受差支ナントシ  
テ決議」

第五十四号

(欄外朱書)

飯田義一、友野欽一兩名日本燐寸製造株式会社取  
締役ニ再選ニ付、就任認可之件

仮決議

「友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ  
武村貞一郎ヲ以テスル事」

第二十五回 明治四十三年一月二十五日(火曜)

〇(三井八郎次郎印)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 団 琢磨〇(印)

林 健〇(印)

一報告

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一議案

第五十号

(欄外朱書)

小笠原菊次郎雇入ノ件

仮決議

第五十一号

(欄外朱書)

第一回決算ノ件

仮決議

第五十二号

(欄外朱書)

第一回營業報告書ノ件

仮決議

總會ハ来二十七日午後二時召集ノ事ニ決ス

第二十四回

明治四十三年一月二十一日(金曜)

〇(三井八郎次郎印)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 団 琢磨〇(印)

林 健〇(印)

一議案



一、米國ニ於テハ大豆一ブツセル(六十封度)ニ付、四十五仙ノ重税ヲ課スル為メ、未タ輸入セラレサルモ、若シ大豆ヲ輸入シ之ヲ以テ油ト粕トヲ造リ、之ヲ外國ニ輸出スルトキハ全額ノ戻税ヲ下附セラル、ノ望ナキニ非ス、於是乎「ニューオールアンズ」ノ「サウザーン、コットン、ミル、コンパニー」ハ見本トシテ五十屯ノ大豆ヲ当社「注文シ当社ハ倫敦ヨリ五十屯ヲ送ラシメ現ニ「ニューオールアンズ」へ到達セリ、前記会社ハ愈之ヲ油ト粕ト作り歐洲へ輸出シ戻税ヲ得ラル、事ヲ確メタル上、続々注文ヲ発スヘキ筈ナリ、而シテ此戻税ノ事ハ米國大藏省ノ官吏ノ一人ト内協定済ナレトモ右ノ方法ニ依リ実地ニ之ヲ試験スル筈ナリ

過日神戸米肥部ヨリ大連渡六磅十二志ニテ六千屯ノオツフア一ヲ為シタルモ、未タ返事ナシ、惟フニ未タ試験未済ナル為メナラン、該社ハ滿州大豆ヲ五月頃棉実ノ無クナル時ヨリ之ヲ使用セントノ計画ナリ

一、スタンダート・オイル社ハ滿州大豆油ノ見込アルコトヲ看取シ其分身ナル「スワン」社ヲ以テ豆油商売ニ付、三井ト提携方ヲ申出テタリ、自分が米中スワン社支配人ト交渉シタルニ、若シ三井提携ヲ諾スレハ仕入ハ三井ニ一任スヘク綿実ノ産額豊饒ナル年柄ニテモ一ヶ年壹万屯ハ購入シ得ヘシ、今年ノ如キハ若シ豆油ノ相場サハ相当ノ所ニ居レハ二万屯ニテモ三万屯ニテモ購入シ得ヘシト、何故ニ豆油ノ商売上他ニ優ルノ点アリヤト問ヒタルニ、自身ノ石油タンク船アル故、之ニ

バラ積トスレハ便利ナリ、バラ積行ハレサレハ籾ヲ原価ニテ供給スヘシ、左スレハ他ノ油屋トノ競争ニ勝ヲ占メ得ヘシト蓋シ、油ノ商売カ銅ノ商売ノ如ク倫敦ニ於ケル三ヶ月先キノ公定相場ニ依リ取引シ得ルカ如キモノナレハ可ナルモ、豆油ハ銅ノ如ク相場立タサルニ付、時ノ相場ニテ買入レ之ヲスワソ社カ引受クルナレハ可ナレトモ、此事ハ同社支配人未タ承諾セサル故、スワン社ノミト取引スルコトヲ得ス、併シフア一ストブレフアレンスヲ与フルコトヲ申出テ置キタリ、紐育支店ニテハ石輪屋其他ヘ豆油ノ売込ヲ努メ現ニ凡ソ壹万函ヲ売却セリ、豆油ハ食料用ニアラサレハ無税ナリ

朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、四十二年下半年決算并貸借対照表公告ハ見合ノ事ニ更ニ提案方申入アリ

一、日本燐寸取締役ハ友野欽一就任差支ナシ、飯田義一ハ辞任、代リハ大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸武村貞一郎ノ内ヲ以テ之ニ充ツル

一、大阪商船安東県代理店ハ当社ヨリ運動セス、先方ヨリ依頼アレハ引受テ差支ナシ

一、取締役ノ内、滿州方面視察希望之事

一議案

第五十五号

決算并定時株主總會見合之件

決議

本件ハ監査役ヨリ法律上、決算并貸借対照表ノ公告必要ナルヘキ旨注意アリタレトモ、營業開

始前ナレハ其必要ナカルヘシト可決、監査役モ  
黙認ス

一 協議

一、飯田常務取締役ヨリ

社船漸次老朽ニ及ヒ売却ヲ利トスルモノアリ、然ルニ目下英國ニ於テハ造船割安ナレトモ目下鉄ノ直段騰貴ノ傾向アルニ依リ造船スルトスレハ速ニ着手ヲ利トシ一日ヲ遅フスレハ一日ノ損アリ、但造船スルニハ資本固定ス、但ウイツカース社其他ヘ交渉スレハ延払ヲ承諾スルヤモ難計、若シ此事成功セハ八千屯形二艘、三千屯形二艘ヲ作り度モ、一時ニ二艘ヲ作ルモ如何ニ付、先ツ一艘宛作りタシ、代金ハ大形船約六十万円ノ六十五万円、小形船三十五万円、計百万円位ノモノナラム、引合ヲ始ムル前、一応御意見承リタシ

一、山本常務取締役曰ク

大形船ニテ船底ニ水バラストアル船ハ水ヲ抜キテ三池築港ニ入レハ風ノ為メニ繋船壁ニ吹キ付ケラル、恐アリ、水バラストノ儘、入港スレハ石炭積込了リテ尚バラストノ水抜キ切レサルカ如キ不便アリ、故ニデクソンカンチリバー型ノ新式船(甲板兩側ニバラストタンクアルモノ)ヲ作ルコト三池築港ノ積込力ニ適応セシムルノ必要アリ

一、朝吹取締役曰ク

資金ノ事ハ別問題トシ先ツ以テ造船ノ必要已ムヘカラサル理由ヲ具シテ提案スル事ニ致シタシ

一 議案

第五十六号 漆山雅喜雇入ノ件  
(欄外朱書)「決議」

仮決議

第二十六回 明治四十三年一月二十八日(金曜)  
〇(三井八郎次郎印)

出席者

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本 太郎(印)

福井 菊三郎(印)

三井 養之助(印)

早川 千吉郎(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

監査役 三井 得右衛門(印)

團 琢磨(印)

林 健(自署)

一 報告

岩原常務取締役曰ク

一 京都水道ノ注文ハ電気機械ハ全部当社ヘ落札、此金額約三十五万円

一 水道鉄管ハ入札ノ結果、久保田某最低価ナリ、即チ式十吋物三井ノ六十万ニ対シ、久保田五十八万、式十吋以上三井五十五万、久保田四十九万ナリ、但久保田ハ信用十分ナラズ、且一

方仏国ニテ外資募集ノ關係アリ、市当局ハ仏国へ注文ヲ希望スルモ大蔵省ヨリハ可成内地品ヲ使用スヘキ旨ノ内訓アリ、夫此未タ決定ニ至ラス

一セメント七万樽ハ小野田物ニテ当社へ落札ス

右ニテ一段落ナリ、当社立場トシテハ鉄管ハ久保田ニ材料タル鉄鉄ヲ供給スルコト得策ナリ

一、山本常務取締役曰ク

一撫順石炭ヲ坑所ヨリ採掘セルモノヲ密閉シテ独逸へ送り試験シタルニ安母尼亞ノ割合非常ニ多シ、三池ノ三倍以上ナリ、夕張24%、三池1%内外ナルニ撫順ハ普通ノ方法ニテ2.8%、ゼ子レータートリートメントヲ用ユレハ5%位ニモ当ル、仮リニ百屯ノ石炭ニテ四屯ノ安母尼亞ヲ得ルトスルモ屯百弍十円ナレハ四屯ニテ四百八十円ナリ、此石炭代撫順ニテ壹円弍十五銭ニ供給ヲ得レハ非常ニ利益トナル、目下満鉄大塚理事ト交渉中ナリ

一撫順炭ヲ天津方面ニ売込ノ結果、開平炭坑ハ非常ノ影響ヲ蒙レリ、這回満鉄ハ天津ニ石炭置場ヲ買入レ撫順炭ヲ積上ケタル為メ益開平炭坑ハ打撃ヲ蒙リ、屯七、八弗ニテ売却セルモノヲ五弗五十仙ニ値下セル有様ナリ、為メニ開平炭坑ノ当事者タル子サン氏モ大ニ困迫シ妥協案ヲ目下帰朝中ノ安川天津支店長ニ交渉シ来リタリ、其要旨ハ安川帰朝中ニ妥協方案ヲ講究シテ帰津サレタシト云フニ在リ

一濠州ノストラライキモ愈止熄ニ近キタルモノ、如シ、此義倫

敦ヨリ打電アリタリ

一亜然丁へ枕木ノ引合成立セントシツ、アリ、目下先方ヨリ人ヲ出ス筈ニテ既ニ倫敦迄出掛ケ居レリ、直段ハ本邦ヨ

○.B一本壹円ト申入レタルニ直段ノ点ハ承諾シ居レリ

一飯田常務取締役曰ク

日本製布会社之件ニ付、同社ノ囑託井上静雄氏上京、其報告ニ曰ク

此際五十万円金ヲ出シ貰へハ其金ヲ二度ノ払込ニテ八月迄ニ返済ス、其外更ニ百万円ノ金ヲ運転資金トシテ借入レ之ニ対シ現在ノ泉尾、伏見両工場以外ニ、三条、四条ノ工場ヲモ書入レスヘシ、而シテ無担保債權ハ半分現金ニテ支払ヒ半分ハ無担保社債トス、營業ノ方ハ内輪ニ見積ルモ三十五万円ノ利益アリ、当り前ニ行ケハ六十五万円ノ利益アル勘定ナリ

大浦、大森両氏ハ日比谷氏ニ依頼セシメン意見ナレトモ、京都ノ大株主ハ日比谷氏ニ依頼スレハ安田氏カ銀行ノ世話ヲ為スカ如ク本家ヲ取ラル、恐アリトシ、三井家ノ助勢ヲ希望セリ、從テ日比谷氏ニ依頼スルコトハ行ハレ難カラン、現重役ハ御指図次第何時ニテモ退任スト云ヒ居レリ

現在ノ儘ニテハ毎月職工ノ離散ヲ防ク為メ経費十万円宛ヲ要ス、故ニ之カ整理ニ助勢スルトスレハ早キヲ利トス

右ハ如何可致哉御意見承リ度シ

此際百五十万円融通スルトセハ是迄ノ約手ト合計弍百万円ト

ナル、其内五十万円ハ八月迄ニ返ル勘定ナリ、当方ノ考ニテハ鐘紡ニ於テ此工場ヲ借受ケ操業スルトシ、業務ノ経営ハ井上静雄氏之ニ当リ、技術上ノ事ハ高辻奈良造氏之ニ当ルトシテハ如何ト考フ

一 山本常務取締役曰ク

工場ノ値打ハ潰直段トスルモ三百五十万円ノ価値アリ

一 飯田常務取締役曰ク

井上氏ノ意見ニテハ仕事ハ案外容易ニシテ明後年ヨリハ配当ヲ多少共出来得ヘシトノ事ナリ

武藤山治氏ハ他人ノ工場ニテ稽古旁經營シ見度考ナルカ如シ

一 朝吹取締役曰ク

株金ノ払込ニ依リ三井ノ貸金百万円ヲ返却スル事ハ実行シ得ラルヘキヤ否ヤ大ニ疑ハシ、然ルトキハ式百万円ノ資金固定ノ姿トナル、從テ此仕事ハ大ニ考慮ヲ要スヘシ

一 飯田常務取締役曰ク

現金ニテ貸渡ヲ要スルハ四十七万円ナレトモ、此内七万円ハ返ルヘキモノナリ、跡ノ百万円ハ原料ヲ約手ニテ融通スル訳ニテ現金ニテ貸渡スニハ非ス

一 福井常務取締役曰ク

当社ヘ原料一手供給并製品一手販売権ヲ与ヘ、且株金ノ払込アルトキハ速ニ当社ヘ支払フ約束ヲ為ストスレハ此取引ハ案外面白キ仕事ト考フ、如何ナル会社ト取引スルトシテモ若干ノ信用ハ与フル次第ナレハ此会社ノ營業カ順当ニ行クモノト

スレハ百万円位ノ信用ヲ取引上ニ与フルハ敢テ危険ニ非ス

一 朝吹取締役曰ク

現存ノ原料半製品等五十万円アリトスレハ之ニ対シ五十万円貸渡シ、其五十万円ニテ債権者ニ支払ヲ為シ担保商品ヲ受出シ之ヲ売却シ、其現金ニテ当方貸渡ノ五十万円ヲ支払ハシメ同時ニ不用不動産ヲ売却シ其代金式十万円ト二月二十八日ニ払込ム三十七万円トニテ在来ノ五十万円ノ融通金ヲ支払ヘハ跡百万円迄融通ヲ与フルコト、シテハ如何、其法ニ依ル方安全也

第二十七回 明治四十三年二月一日(火曜)

出席者

社 長	三井八郎次郎(〇)
常務取締役	岩原 謙三(〇)
〃	山本条太郎(〇)
〃	福井菊三郎(〇)
取締役	三井養之助(〇)
〃	早川千吉郎(〇)
〃	朝吹 英二(〇)
監 査 役	三井得右衛門(〇)
〃	團 琢磨(〇)
〃	林 健(自署)

一 議案

一、京城出張所建築費其外増加支出之件 (第五十七号) 決議

一、清国福州鋸木廠製品一手販売引受之件 (第五十八号) 決議

一、製鉄所製造硫酸安母尼重買約之件 (第五十九号) 決議

一、牛莊出張所へ許可シタル綿糸布先買數量変更之件

(第六十号) 決議

一報告

山本常務取締役ヨリ

一、紐育支店ノ来状ニ依レハモルガン氏ハ此度合衆國有煙炭坑

ノトラストヲ形造ルコトニ計画中ナリト

福井常務取締役曰ク

昨年米國ノ銅産額ハ十四億封度ニシテ一昨年ニ比シ三億封度

ノ増加ナリ

山本常務取締役ヨリ

商船学校ノ練習船(四千屯)ヲ日英博覽會へ出品積送等ノ名

義ニテ欧州へ仕立ツルコトニ交渉中ナリ、此事成功セハ三千

屯程荷物ヲ無賃ニテ送り得ヘク四万五千屯程ノ利益ナリ、内

壱万屯商船学校ノ倶楽部ニ寄附セント申出居ルモ予算ノ剩余

アル故、寄附ヲ要セストノ事ナリ、通信省サへ承諾スレハ此

事実行ヲ見ルニ至ルヘシ

鴨綠江採木公司橋口理事長來訪、日本人數名組合ヒ材木ノ販

売引受方申出アリ、三井モ之ニ加入スルナレハ販売ヲ托スル

モ可ナリト、乍去此組合ヲ計画セルモノハ信用ナキ人物、組

合ニ加入スルコトハ難出來、併シ三井ニ托セラル、ナレハ一

手ニ引受ケスヘシト答へ置キタリ

目下採木公司ノ營業狀態ハ五割位ノ利益アリ、即チ後流人へ

金ヲ貸渡シ此利息三割、外ニ手数料其他ノ收入ニテ、十万円

貸セハ十五万円ニテ返ル姿ナリ、貸倒レハ少ク昨年ハ十三人

ニ貸渡シ二人逃亡セルモ尚三割七分ニ當リタリト、利子割高

ナルハ清商カ同様ノ方法ニテ貸金ヲ為シ居ル故、採木公司カ

利子ヲ低下スレハ清商ノ貸金ニ差響ヲ来スカ故ナリ

現在ノ採木公司資本ハ日本政府百五十万円、支那政府百五十

万円、合計三百万円ナレトモ、其内實際金ヲ使用セルハ三十

万ノ三十五万位ナリ、支那側ハ香上銀行ヨリ七分ノ利子ニテ

融通セルニ依リ昨年ハ七分貳厘ノ配当ヲ為シ香上利子支払ニ

差支ナカラシメタリト、材木ノ出高ハ百四十万連ナリシト

最初日清ノ協約ニ於テハ一ヶ年後民業ニ移ス筈ナリシモ、外

務省ハ之ヲ延期セリ、我々ハ外務省ニ対シ之ヲ民業ニ移スヘ

ク而シテ政府ニ於テ六分ノ利子ヲ保証スヘク、其代リ株式ノ

讓渡ハ政府ノ承認ヲ經ルコト、為スヘシト申入レ居レリ

第二十八回 明治四十三年二月四日(金曜) (三井八郎次郎印)

出席者

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(印)

取締役 三井養之助(〇〇)

早川千吉郎(〇〇)

朝吹 英二(〇〇)

小室 三吉(〇〇)

監査役 林 健(自署)

一報告

福井常務取締役ヨリ

一、北滿州防穀令中ニハ小麦ヲ含ム処、当社ニテ買附アル品壹万式千屯アリ、内近日グレミアンニテ積出ス分ヲ除キ残り九千屯程ハ既ニ売約済ノモノニ付、此分ハ二月二十五日即チ防穀令実施後モ自由ニ搬出ヲ許サレ度旨、北京政府へ交渉中ナリ、不日何分ノ結果判明スルナラン

岩原常務取締役ヨリ

一、独瑞ニ工場ヲ有シ、スチームエンジン并ポンプ及スチームタービンヲ造ルサルザノノ代理店ハ一昨年十一月九日、三ヶ年ノ期間ニテ契約シタルカ、其結果トシテ日本へ代理人ヲ派遣シ三友俱樂部ニ事務室ヲ構へ当社ニ寄り働キ来リタルカ物産会社ハ他ニ色々ノ関係アリ、即チスチームエンジンハマスグレーブノ代理店ヲ引受け居リ、又米國ノマツキントツシュト密接ノ関係アリ、スチームタービンハG.E.トノ関係アリ、夫此サルザノ為メニノミ尽ス能ハス、依テサルザハ此際奇麗ニ解約方交渉シ来リ、当社モ之ヲ承諾シタリ  
一 英國ビエナニ工場ヲ有スルボーラーブラザーストトウールス

チールハ一ヶ年間代理店契約アリ、此度満期ニ付、左ノ改正ヲ以テ一ヶ年継続セリ

一 一ヶ月三百円ボーラー支店ノ経費補助ヲ廢ス

一 当社口銭七分五厘ヲ貳分五厘ニ改正ス

一 南滿鐵道先年大注文以後ノ注文引受高如左

昨年下半年 百貳十七万円

今季 百貳十三万円

目下引合中 六十八万五千元

右ノ外、未タ引合ヲ始タル迄ニハ至ラサルモ当社へ結局注文來ルヘキモノハ沙河口修繕工場ノ機械約百五十万円

一、先年南滿ヨリ当社へ注文アリタル大注文品ノ到着遅延ニ依ル延滞償金ハ約定通りニ計算スレハ七十八万円ニ上ルヘキ処、大連出張所ニ於テ百方尽力種々理由ヲ附シテ歎願シタル結果、此度全部免除トナリタリ

一、安奉線橋桁五十七万円余ノ引合ハ英米製造家ノ競争トナリ、米國製高価ナリシモ当社ハJ.S.Steelトノ関係上、英國製造家ノ直段ヲ通知シテ警告ヲ与へ再度値引セシメタル結果、低価トナリタルモ南滿ノ都合ニテ取極後レタル為メ米國製造家ノ方ハオツプアロー取消シ来リ、為メニ英國製造家ノ手ニ落チタリ、但当社ノ取扱ナリ

一、北京度支部印刷局ノ建築ニ付引合アリ、予算費額五十万円兩ナリ、三日内ニ取極ヲ要スルトノコトニテ電信往復ノ末、先ツ以テ壹方兩ヲ請書ト同時ニ差出スヘシ

一、総金額ニハ変更ヲ許サ、ルモ

(1)材料ノ変更

(2)代金支払方法

(3)保証金額

(4)成判期限

ノ四者ハ技師派遣取調ノ上、協定スルコトヲ得  
此協定調ハサレハ老万両ハ取下ケ得ト云フニ在リ

当方ハ函面并仕様書ヲ見シテ契約スルコトハ出来サルモ、  
兎ニ角請書ヲ差出シ置キ、技師派遣ノ上、見込ナケレハ見合  
ハスヘク見込アレハ引受クルコト、シ、不取敢請書ヲ差出サ  
シメ置キ、横河工務所ヘ相談ノ上、工学士中村伝治氏ヲ派遣  
シタリ

一木製アルコールノ新製法

アルコールニ二種アリ、エチールアルコール、メチールアル  
コール是ナリ、従来ノ製造法ニ依ルメチールアルコールハ生  
産費高価ナルノミナラズフーゼル油ヲ含ム

目下エチールアルコールノ産額ハ十億ガロンニシテ米國ノ産  
額尙億三千万ガロンナリ

然ルニ此度ノ新製法ニ依ル木屑ヨリ取ルアルコールハ非常ニ  
割安ニ造リ得、其比較如左

穀物ニテ製造スル法	原料ニ付	精製後ノ原価
糖密	二十四仙	三十二仙
	二十二仙	三十二仙

木屑

二仙

十仙

備考 在来ノ木製アルコール 四十一仙  
新製法ハ、鋸屑、小片、背板、鉋屑、細小木、細枝何ニテモ作  
ルコトヲ得

製造法ハ木屑ヲ糖化シ発酵作用ヲ起サシメ、エチールアルコ  
ールト為スモノニシテ試験ノ結果、毫モ穀物製品ニ劣ラスト  
云フ

一議案

一 釧路ニ於テ木材置場用地買入ノ件 (第六十一号) 仮決議

一 若松出張所社宅用地購入ノ件 (第六十二号) 決議

一 特別預金規則制定之件 (第六十三号) 決議

一 相談 山本常務取締役ヨリ

炭価下落ノ為メ坑主困却ニ付、物産会社ニ於テクードエゼン  
トタルコトヲ希望ス、依テ之ニ処スル案トシテ鉾山連中ヲ集  
メテ討議ノ末、左ノ方法ヲ実行シテハ如何ト考フ

九州ノ豊前塊并筑前一等炭ヲ仮勘定ニテ打切買取り、半季  
ノ末ニ於テ手数料ヲ控除シタル残額ノ損益ヲ取扱数量ニ依  
リ坑主ニ分割スルコト是ナリ

第二十九回 明治四十三年二月八日 (火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎〇(印)  
常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三(〇) 監 査 役

山本条太郎(〇) 監 査 役

福井菊三郎(〇) 監 査 役

三井養之助(〇) 監 査 役

早川千吉郎(〇) 監 査 役

朝吹 英二(〇) 監 査 役

小室 三吉(〇) 監 査 役

三井得右衛門(〇) 監 査 役

團 琢磨(〇) 監 査 役

林 健(自署) 監 査 役

一 議案

一 桜井信四郎解備之件 (第六十四号)

決 議

一 杉浦進太郎復役之件 (第六十五号)

決 議

一 太平洋燐鉱石会社トノ契約更改之件 (第六十六号)

決 議

一 報告

一、大豆ハ最初豊作ノ予想ナリシモ事実ハ豊作ニ非ス、却テ凶作ナリシ為メ相場暴騰ヲ来シタル次第ナリ

一、福井常務取締役曰ク

米国大統領トラスト征伐ノ為メ株券ノ下落ヲ来シタルカ、今朝ノ電信ニ依レハ尚下落ノ傾向アリト云フ、U. S. Steelノ普通株七十八ポイント、G. E. 株百五十ポイントナリ、U. S. Steel 優先株ハ百五十ポイント

一 山本常務取締役曰ク

過日木材會議ヲ開キ從來ノ同商売損失ノ原因ヲ検討シ改善方法ヲ議シタリ、其要領ハ是迄ハ凡テ木材ハ委託販売ノ方法ニ依リタルモ、委託ノ方法ニテハ売捌遅延勝トナリ、又ハ荷受店ニ於テ売方二十分力カ入ラサルノ嫌アリ、依テ向後ハ積出地ノ氣候ノ關係上、或ル時期ニ積出シ置カサレハ翌年迄沿岸ニ積込置カサルヘカラスト云フカ如キ場合ノ外、委託ハ為サス、凡テG.I.T.又ハF.O.P.ニテ売リ販売店ニ責任ヲ持タシムルコトセリ  
右ノ如ク定ムルニ就テハ色々議論アリ、販売店ニ於テハ注文ノ際、尺角二十間以上ノ如キ松角等ヲ電信、手紙ニテ送ルモ、到底詳細ノ事迄打付カサルニ依リ、実物到達ノ上、如何様ニモ苦情付クヘク、從テ委託ノ場合ト同一ノ結果ヲ来スヘシトノ説モアリタレトモ、仕入店ニ於テハ既ニ古材ヲ大半始末シ残り少ク、新規ノ仕入分ハ前年ヨリ大ニ減縮シ角材式十五万、枕木式百万本位ヲ仕入ル、計画ヲ立テタルノミナレハ打切ヲ承諾セサレハ委託セストモ差支ナシト云フカ如キ意氣込ニテ終ニ打切ニ纏リタル次第也、其他細目ノ打合モアリタレトモ大眼目ハ右ノ如シ  
次ニ立木ノ仕入ニ就テハ王子製紙会社ノ事件ニテ御承知ノ通、政府ノ立木払下ハ少シク間違ヘハ八カ間敷法律問題ヲ発生シ、太甚危険ナリ、然ルニ一面土地ト共ニ立木ヲ有スル私人ノ所有物尚少ナシトセス、之ヲ土地ト共ニ買入ル、トキハ



危険ノ恐ナリ、且直段モ案外極安ナルコトアリ、只土地ト共ニ買入ル、トキハ立木伐採後ノ土地ノ処分ニ困却スルニ依リ伐採ニ従ヒ地所ヲ売ルカ、又ハ合名会社等ニ於テ殖林用ニ利用シ貰フカ、又ハ土地利用ノ為メ別ニ一会社ヲ組織シ其経営ニ移スカ何レカノ策ヲ取ラサルヘカラズ、最後ノ会社設立案ニ依ルトセハ政府ノ立木払下ノ如キモ其会社ヲ表面利用セリ、万一ノ場合、当社方刑事訴追ヲ受クルカ如キ危険モ避クルコトヲ得ヘシ

独逸ガートナー問題

エミューガートナーノ息来朝、曩ニガートナーノ欧州大陸ニ於ケル木材代理店ヲ突然倫敦支店ニ於テ解除シタル事及在来ノ未決問題ニ対シ九十五万馬克ノ賠償ヲ請求シ、且当社木材代金尨万四千磅未払一条ニ関シ倫敦支店ト交渉中ニ属セシモ容易ニ解決セサル為メ来朝セリトノ事ニテ来社、色々交渉アリタリ、当方ニ於テハ法律上ノ手段ニ依ラス之ヲ円満ニ解決センコトヲ欲シ再三其意ヲ倫敦支店ヘ電信シタルモ、倫敦支店ニ於テハガートナーノ人柄到底事ヲ共ニスヘキ人物ニアラサルノミナラズ、今日之ト断絶セサレハ他日再び紛争ヲ惹起スルコト、ナルヘキニ依リ、此際断乎タル処分ヲ為ス得策トスル旨回答シ来リタルニ依リ、一方ガートナーニ対シテハ本件ヘ従来倫敦支店ヘ一任シアリ、当方ニ於テハ事情ノ詳ヲ悉クサ、ルニ依リ倫敦支店トノ折衝ニ移スヘシ、乍去当方ノ真意ハ円満ノ解決ヲ望ムノ意ヲホノメカシガートナーヲ返

シ、同時ニ倫敦支店ニ対シガートナーニ対シテ尨万四千磅ノ木材代金支払方請求ノ訴訟ヲ提起スルノ委任状ヲ送附セリ、此事ヲ在独ガートナーノ父ヨリ其息ヘ電信シ来リタル為メガートナーノ息ハ大ニ不満ノ意ヲ申出テ来ケリ  
独逸ニ於ケル訴訟ノ進行ハ如何ニ可相成不明ナレトモ倫、漢囑託弁護士ノ意見ニテハ当社ノ立場十分有利ナリトノコトナリ

一、樺太ノ木材業ニ関シ平岡長官ヨリ聞ク所ニ依レハ、新殖民地経営ノ為メ如何ナル条件モ聞入レルヘキ模様ナリ、本年中大泊ヨリ豊原ヲ経、モ一カヘ敷設セラルヘキ鐵道約二二十四、五里ニシテ、其沿線兩端ノ平地ノ森林ハ之ヲ百年間三百万尺ノ程輪伐スルコトヲ得ヘク材種ノト、松、エゾ松、落葉松等ナリ、鐵道運賃ハ一哩八厘位ニテ是亦割安ナルノミナラズ、政府ノ方針前記ノ如シトスレハ樺太ノ木材業ハ大ニ調査ノ価値アリト考フ、依テ山林ニ經驗アルモノ両三人ヲ派遣シ下調ヲ為サシメタル上、藤原ヲ差出シ長官ト交渉セシメ度希望ナリ

第三十回 明治四十三年二月十五日(火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(○印)

常務取締役 飯田 義一(○印)

岩原 謙三(○印)

山本条太郎○(卍)  
福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助○(卍)

朝吹 英二○(卍)

小室 三吉○(卍)

監査役 三井得右衛門○(卍)

塚磨○(卍)  
○(早川千吉郎卍)

一 報告

福井常務取締役ヨリ

長春方面ノ大豆カ東清鉄道ニ依リ浦汐方面ニ出ツルハ北滿洲ノ不作ト雪ノ為メ出廻リ不足ノ為メ、長春方面ニテ買入レノモノヲ浦汐ヘ廻ハシ約定口荷渡ニ差支ナカラシメントスル反、対商等ノ策略ノ結果ナリ、若シ東清カ特別割引ヲ為スカ如キ事アリテハ南滿鐵道并当社等ノ商売上、大關係アル事故、双方共十分取調ヲ為ス管ナリ

サミユールハ浦汐積ノバロンバルフオア到着セルモ荷物ナキ為メ倫敦ニ於テ尅千五百磅ノ弁金ヲ支払ヒ解約セリ

当社ノ大豆売越高ハ目下式十一万八千担(約尅万三千七百屯)、之ニ対シ豆粕ノ買越高七万五千担(約五千屯)ナリ

一 議案

一 漢口出張所穀類精選工場建設之件(六十七号) 決議

(工場ノ利益ヲ以テ原価ヲ償却スル心組ヲ以テシ度トノ朝吹取締役ノ意見出テタリ、但之ハ条件トセ

ス、其主義ヲ以テスル事ニ決ス)

一 松尾鶴太郎ニ機械部長心得囑託之件(第六十八号) 決議

一 箕輪焉三郎外二名ニ臨時賞支給之件(第六十九号) 決議

(社長ヨリ包金ニテ支給之事)

一 台北支店長齋藤吉十郎ヘ臨時賞之件(第七十号) 決議

一 会社組織改正委員ヘ臨時賞之件(第七十一号) 決議

岩原常務取締役ヨリ

バブコックウイルコックス水管式ボイラー製造工場ヲ横浜ニ建設ノ件ニ就テハ、其後同社ニテ三菱ニ交渉セルモ三菱ハ容易ニ決セス、神戸工場ニ於テ試作ノ上、決定致度トノ事ナリ、斯クテハ永引クニ付、三菱ノ相談ハ後日ニ譲リ、先ツ以テ三井ト共同ニテ致度、其条件ハ  
資本百万、内五十万払込

三井ニテ十乃乃至十五万ノ株ヲ引受ケケム

ケス

大体三井ノ意向ヲ聞キタル上、本国ヘ申送り度トノ考ナリ、

関稅改正ノ上ハ、ボイラーノ輸入稅三割乃至三割五分ニモ当ルアリ、日本ニ工場ヲ起ス方、非常ニ有利ナリ云々

右ハ当社ニ於テ二十万乃至三十万円引受方申込ムコト可能尚ブロスベクタヌヲ取調ヘ取締役会ニ提案スヘキコトトナル

一 議案

一 苫小牧鶴川間輕便鐵道売却之件 (第七十二号)  
 (概外朱書)「決議」  
 一 相談

山本常務取締役曰ク

樺太ノ山林ハ平岡長官ノ談ニ依レハ如何ナル条件ニテモ經營セシムヘシトノ事ナレハ、何レ調査員ヲ派遣スヘキモ、之ヲ長ク放置スレハ他人ノ着目スル所トナルヘキニ付、速ニ鐵道線路ノ兩側運搬ノ便利アリ且樹種ノ可ナルモノヲ選ビ、三十ヶ年計画位ニテ払下ノ出願ヲ致度モノナリ

仮決議

三井物産株式会社取締役会議録

(朱書)  
 「(第二号)」

第三十一回 明治四十三年二月十八日 (金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(印)

取締役 三井養之助(印)

早川千吉郎(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

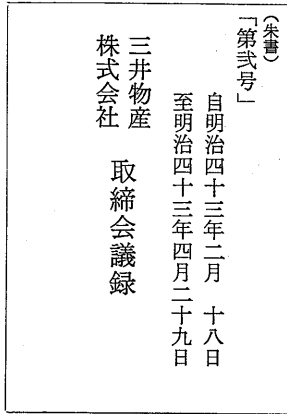
監査役 塚磨(印)

林 健(自署)

一 報告

一 福井常務取締役ヨリ

一大豆ハ産地担四円ニシテ之ヲ倫敦ノ相場ニスレハ八磅十六志ニ当ル、然ルニ倫敦ニテハ八磅壹志位ニテ買戻ヲ為シ得ル趣ナレハ、場合ニ依リ一、二艘分買戻ヲ為サンカトモ考フ、然ルトキハ船ヲ千磅位ノ解約金ヲ支払ヒ解雇セサルヘカラズ、此事ハ当社ノ面上太甚面白カラサルニ依リ石炭又ハ木材積取船ニ利用方研究中ナリ



(原寸 縦 264mm, 横 192mm)

一、小麦ハ滿州ニテ買附分丈ハ防穀令ニ拘ラズ搬出ヲ許可ス  
ヘキ旨、日露兩國ヨリ清国政府ニ交渉中ナレトモ未タ確報  
ヲ得ス

聞ク所ニ依レハ露清間ノ条約ニ依レハ米ノ外、防穀令ヲ布  
クラ得スト、果シテ然ラハ此条約ニ日本モ均霑シ得ヘシト  
考フ

一 山本常務取締役ヨリ

一 荒井泰治氏カ撫順炭ノ払下方ヲ滿鉄ニ出願シタリト聞ク、  
大ニ注意ヲ要ス

一 朝吹取締役ヨリ

一 バブコックウイルコックスノ持株ハ可成之ヲ少クシ、且其  
株金ハ製品一手販売ヨリ受クル手数料ヲ以テ之ヲ償却スル  
コト、致度、合名会社側ノ希望也

一 議案

一 内国旅費規則改正ノ件 (第七十三号)

一 在職積立金利率改正ノ件 (第七十四号)

一 日米情報会醸出金之件 (第七十五号)

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ

一 当社ノ機械商売ハ素ヨリ未タ完全ノ域ニ達セス、将来益其  
改善ヲ計リ以テ其擴張ヲ期スヘキハ勿論ナレトモ近時反對  
商ニ比シ其取扱高ニ於テ遙ニ上位ニ在リ、今年一月三十

一日現在機械部注文引受高ヲ見ルニ(大阪支店分ヲ含マス)

紐育ヘ注文分	二、六九二、四一一、三四
倫敦ヘ	二、六七三、九六一、四五
漢堡ヘ	一、八四八、八八九、一六
合計	七、二一五、二六一、九五

右ノ内、一口三十万円以上ノモノ如左

東京紡績	紡績機械	五七〇、〇〇〇円	英国
台湾製糖	製糖機械	九〇四、〇〇〇	米國
南滿鐵道	運炭并選炭機械	三六〇、〇〇〇	英国
同	浚渫船	三〇〇、〇〇〇	英国
林本源製糖	製糖機械	六六三、〇〇〇	獨国
台湾總督府	浚渫船	五一五、〇〇〇	獨国

京都水道ノ機械三十五万円、安奉線ノ材料六十式万円等ハ  
其後ノ注文確定分ナリ

当社ハ U. S. Steel 并 Amelco 代理店ヲ引受ケ居ル結  
果、軌条并機關車商売ニ就テハ一頭地ヲ擢ンシ、又 G. E.  
ノ代理店ヲ引受ケ居ル結果、電気機械類ノ商売ニ於テモ、  
ウエスチングハウス、アルゲマイ子、シーメンズ等ヲ浚渫  
シ居レリ、但高田ノ鋸山機械并暖房装置ニ於ケルヒーリン  
グノモンド瓦斯エンジン及ストロンノ同エンジンニ於ケル  
カ如キ専門的ノ取扱品ニ就テハ未タ彼等ノ墨ヲ摩スルニ至  
ラズ、乍去取扱高總數ヨリ云ヘハ高田ノ如キ非常ニ当社ヨ  
リハ下位ニ在リ、鎮守府ノ入札等ニ於テモ高田ハ常ニ失敗

シ居レリ、同社ノ遣リ口ハ極メテ真面目ナリ、之ニ反シ大倉ハ時々突飛ノ直段ヲ出スノ実アリ

機械商売ノ競争者ハ

日本人側ニ於テハ高田、大倉、米井等ナリ

外国人側ニ於テハセールフレーザ、アメリカカントレー

デング、ジャードンマジンソン、サミュール等ナリ

本邦機械商売ノ趨勢ヲ見ルニ輸入商ハ敢テ増加セサルモ、輒近外国製造家カ本邦ニ店舗ヲ有シ直接売込ヲ計ラントスル者、漸次増加セリ、ホーン、アルフレッドハルバート、マンニングマツクスウエルノマシーントウールニ於ケル、サルザーノエンジンニ於ケルカ如キ皆然リ、乍去彼等カ直接売込ニ就テハ少ナカラサル困難アルニ依リ、一兩年実験ノ末ハ三井ノ如キ有力者ニ寄ラントスルノ傾アリ

第三十二回 明治四十三年二月二十二日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎（印）

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（自署）

福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助（印）

早川千吉郎（印）

一報告

福井常務取締役曰ク

一大豆ハ其後倫敦ニテ左ノ通、買戻ヲ為セリ

大連 三四月積 六千屯 八磅六片 三円五十五錢 運賃 28/6

浦汐 一二月積 貳千五百屯 七磅十九志三片 三円五十五錢

目下ノ相場ハ大連ハ支那正月後四円ニ生シ四円貳十錢トナレ

リ、浦汐ハ三円七十錢見当 豆粕買戻十三万担、大連相場三円貳十錢

一大豆ハ差引九万四千九百八十担買越ナレトモ、大連ノ方ハ六

万五千担不足、浦汐十六万担過剩ナリ、而シテ浦汐積ハ雪ノ

為メ運搬不便等ノ為メ之ヲ以テ直チニ大連積ニ充ツル能ハ

ス、故ニ大連積ヲ今一艘程解約致度考也

一防穀令ハ黒龍江方面ノ分ハ奉天ヨリノ報告ニ依レハ、既ニ買

付済ノ分ハ其証明サヘアレハ積出差支ナキコト、ナリタリ

長春ハ道台トサミュールト結托シ居ルヤノ疑アリ、其關係上

防穀令ニ同意セズ

安東県ハ防穀令ヲ布カントヲ欲シテ我政府ニ同意ヲ求メ来

リタルモ我政府之ヲ承諾セス、故ニ成立ニ至ラズ

一燐礦石直引ノ事ハ倫敦ニ於テ尙交渉中ニ属ス、即チ前報ヨリ

朝吹 英二（印）

小室 三吉（印）

三井得右衛門（印）

塚磨（印）

林 健（自署）

尚片文余分ニ値引交渉中ナリ、此事成立スレハ十万円利益トナル、但此交渉成否ニ拘ラス各肥料会社ニ対シ若干値引ヲ為スコトニ付、当該掛ト相談中ナリ

一 米國輸出入高

昨年 輸出 十七億貳千七百萬弗  
輸入 十四億七千五百萬弗

差引輸出超過貳億五千貳百萬弗

一 昨年輸出超過六億三千六百萬弗

一 昨年 〃 五億弗

前表ノ如キ結果ナルカ為メ米國ニ於テハ貿易ノ趨勢不利ナ

リト唱ヘ居レリ

一 團監査役ヨリ

米國鉱産額如左

有煙炭 一々昨年 三億九千四百萬屯  
一昨年 三億三千貳百萬屯

無煙炭 〃 〃 七千六百萬屯  
〃 〃 七千四百萬屯

銑鉄 〃 〃 減少 壹千萬弗

銀 〃 〃 五千六百萬オンス  
〃 〃 五千貳百萬オンス

銅 〃 〃 八億六千八百萬ポンド  
〃 〃 九億四千貳百萬ポンド

金 〃 〃 四百三十七萬オンス  
〃 〃 四百五十七萬オンス

一 議案

一大連大棧橋附近軍用地區上ニ煉瓦倉庫建設之件(第七十六

号)

決議

一 報告

岩原常務取締役ヨリ

一 北京度支部印刷局ノ建築ハ度支部ヨリ請負フヘキ代金ハ五十六萬兩ニシテ横河出張技師ノ調ハ四十五萬八千兩ナリ、是ナレハ横河カ自身引受ケテ差支ナキ勘定ナリト、故ニ此内ニハ5%位ノ口錢ハ少クトモ見込アルナラン、沢山ノ調ニ依レハ此ヨリ尚十萬兩安値ナリ

飯リニ四十五萬八千兩トシ、外ニ中費貳萬兩ヲ要ストルモ、四十八萬兩ナレハ開キ四萬兩アリ、尤モ利息ノ見積モ要スルモ兎ニ角此仕事ハ引受タヘキモノト考フ

却説引受クルトシテ、横河ヘ一任スルカ又ハ当社カ之ヲ經營

シ横河ヲ使ヒテ分合ヒヲ与フルカ否ヤニ在リ

一 日本ニハ英米獨ノ塩ノ輸入アルニ依リ、当社營業部ニ於テ試ノ為メ埃及塩ヲ取寄セ見本小包ニテ到着シタルニ、本邦ニ塩專売法アル為メ郵便局ハ之ヲ引渡サス、依テ浜口專売局長ニ面會、大藏省ニ寄贈スルニ付、見本トシテ受納セラレ度事ヲ交渉シタルニ、詮議ノ上、回答スヘシトノコナリ

其節、局長ノ談ニ目下外国塩ノ輸入ヲ免許シアルハ、米塩・日支貿易、英塩・フレーザ、独塩・オットライマースノミ、他人ニハ許可セス、又三国以外ノ塩ハ輸入ヲ許サス、此外ニ埃及又ハ南米等ノ塩ノ輸入ヲ許スノ考ナク、他ハ絶対ニ禁止ノ方針ナリト

昨年樺太行ノ為メ外国塩商内成立高ハ貳千五百屯ナリシカ、本年ハ既ニ新潟ニ於テ五千五百屯、函館ニ於テ壹万屯成約アリタリト、右ハ佐渡夷港ニ於テ外国船ヨリ日本船ニ積替ユルモノニテ所謂通過貿易ナリ、日本ノ塩ノ輸入税ハ百斤壹円四十八錢ニシテ樺太ハ免税ナリ、而シテ八十斤俵九十九錢ニテ手合出来居レリ、昨年日本ノ塩産額ハ貳億万斤、輸入ハ以前二千万斤内外ナリシモ昨年ハ五、六百万斤ニ止リシト云フ

一 山本常務取締役ヨリ  
鐵道院石炭入札ハ他ハ皆妥協出来タルモ、藏内次郎作ノ峯地ノミハ自由行動ヲ取ルコトナリタリ

一、枕木ハ其後南京ハ十萬本、米國ハ十萬本 (f.o.b 九十三錢替) 売約セリ

一 議案

一 北京度支部印刷局建築請負之件 (第七十七号) 仮決議

一 報告

山本常務取締役ヨリ

一 北海道ニ於ケル山林払下出願ニ就キ三井ノ名義ノミヲ用ユルトキハ、世人ハ三井カ北海道ノ山林ヲ独占スルカ如キ疑ノ眼

ヲ以テ注視スルノ嫌アリ、依テ他ノ個人名義モ利用致度事

第三十三回 明治四十三年二月二十五日 (金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎 (印)

常務取締役 飯田 義一 (印)

岩原 謙三 (印)

福井菊三郎 (自署)

取 締 役 三井養之助 (印)

早川千吉郎 (印)

朝吹 英二 (印)

小室 三吉 (印)

監 査 役 三井得右衛門 (印)

林 健 (印)

一 報告

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 燐礦石ニ就テハ倫敦ヨリ未タ値引ニ関スル確報ナキモ、一方肥料会社ニ対シテハ速ニ値引ヲ決行スル事得策ナルヘキニ付、大阪支店長ノ上京中ヲ幸ヒ同店当該掛ヲモ為呼寄相談ノ上

一、荷物引取ノ際、凡一割ヲ數量ニテ増渡シスル事

二、強過燐酸使用者ニ対シ一屯壹円以内ノ奨励金ヲ与フル事  
強過燐酸使用ヲ奨励スル為メニハ或ハ三井カ新聞ニ広

告スルカ、又ハ遊説員ヲ派遣スルカ其辺ノ方法ハ尚研究中也

右割引法ノ基礎ヲ概説スレハ

近頃他ノ競争者カ一番安ク売込ミタルハフロリダ産燐礦石ヲ横濱着インボイス面渡十七円五十銭ニテ売リタルモノ是ナリ、当社ニテ為念紐育支店へ出電問合ワセタルニ十八円以下ニテハ出来ヌ趣ナリ、左スレハ右十七円五十銭ハ偶安運賃ノ船ヲ見付ケタル等ノ原因ヨリ特別安値ニテ手合ワセシタルモノト見ルヘク運賃ハ多分拾七志ニテ算出セルモノナラン、是迄ノ運賃ハフロリダノ本邦間式十三志見当ナリ、船舶部ニテハ二十四志ヲクオートシ居レリ、仮リニ此運賃十七志ヲ土台トシフロリダ産横濱 C.I.F 十七円五十銭ト仮定シ、之ニ対照スヘキ大洋島燐礦石ハ80%ニテ  $¥25.80$ ニ相当ス、然ルニ前述ノ如ク既約品  $¥28.00$ ヲ一割値引スルトセハ此割引  $¥2.20$ 外ニ強過燐酸使用ニ対スル奨励金ヲ實際  $0.80$ ニ当ルモノトシ計三円三十銭ノ割引トナル訳ナレハ80%ノ大洋島物一屯  $24.00$ ニ当ル事トナル、斯ル勘定ナレハ右ノ値引方法ハ肥料会社ニ於テ大々満足ヲ以テ迎ヘラルヘキモノト考フ

フロリダ産ハ65%ニシテアルミナ3%迄ハ容赦スル条件ナレハ仮リニ2½%ノアルミナアルモノトシ、同品ハ其倍數ノ燐分ヲ消スモノナレハ差引60%トナル、之ニ対シ大洋島産ハ80%ヲベシストスルモ事実ハ86%ノ87%アリ、且アルミナヲ含マス、故ニ横濱東京間燐礦石一屯ノ運賃諸掛老円

十五銭ヲ要スルニ依リ60%物ニ対スル  $¥1.50$ ト86%物ニ対スル  $¥1.50$ トハ其間後者カ諸掛ヲセーブスル事尠シナラサル也若シ又運賃カ通常相場ニ復スルモノトシ安値十七志ト高値式十三志ト平均二十志ニ在ルモノトスレハ大洋島産80%ニ付、 $27.00$ ニ当ル、又前述フロリダ十七円五十銭ハ欠斤等モ凡テ籠リタル直段ナレハ是等ノ費用  $0.80$ トナレトモ、仮リニ之ヲ計算外ニ置クモ80%ノ大洋島産ハ  $25.80$ ニ当ルヘキコト、ナル

又素人的計算ヲ取ルトキハフロリダ  $¥1.50$ ト運賃ヲ二十志トセルモノトヲ平均シ大洋島産80%物  $25.80$ ニ当ル計算ナリ倫敦ニテ値引カ当方希望ノ通り成効スルトスレハ一屯老円六十銭程ノ値引トナル、燐礦石会社重役ノ内デッケンソン氏一人ハ当社ニ対シ好意ヲ表スルモ他ノ重役ハ契約ハ契約通り実行スヘント論スル人モアリ、併シ倫敦來報ニ依レハ大抵当方希望通り成効スルナラン、当社ノ肥料会社ニ対スル割引ハ倫敦ヨリ受クル値引ヨリ多額ナレトモ

セシメ

一、一方ニ於テハ取高ヲ多カラシメテ現約定ヲ可成速ニ完結セシメ  
二、値引ヲ為シタル好意ニ対シ肥料会社ヲシテ値引シタル高ニ相当スルモノハ跡約定ヲ義理合上当社ト取結ハシメン策ナリ

一大豆ハ前報後大連積式千屯八磅ニテ買戻ヲ為セリ、今日迄ノ買戻總計老円五百屯ナリ



今日迄三井其他反対商等ノ解約セシ総高ハ六万屯ナリ、此結果積取船モ減スヘク自然相場ハ下向クヘキ見込ナリト、倫敦并米肥部ノ意見ナリ

ジャードンハ四、五、六月積モノ、尚一、二艘解約試中ナリト

二月五日附倫敦渡辺常務取締役ヨリノ来状ニ依レハ、反対商ハ一月十五日積一艘尙万五千磅ヲ払ヒテ解約セルモノアリ、其窮状想見スルニ余リアルノミナラズ、此解約ノ為メ大ニ信用ヲ失墜セルモ当社ハ解約等ノ事ナキ為メ信用益隆々タリト  
一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

奉天ニ於テ泰興順ヨリ買入ノ期餅飛子ヲ永興海、聚順東ヘ転売セルニ、期限前泰興順倒産シ不渡トナリタル為メ、永聚ヨリ当社ニ対シ現品引渡ヲ請求シ来リ、当社ハ飛子ノ売買ナレハ飛子ノ引渡ニ依リ責任ヲ免脱セルモノナリト主張シ、遂ニ奉天日本人商業會議所ノ判定ヲ仰キ、會議所ハ当社ノ主張ヲ理ナシト判定セリ、然ルニ当社之ニ服セス、結局領事ノ裁判ヲ仰クニ至ルヘキヤ難計

一 議案

一「オクラハマ」ニ於ケル米綿買附業務ヲ行ハシムル為メ Wargai & Co. 卜称スル組合設立之件 (第七十八号)  
(欄外朱書)「更ニ研究」 仮決議

一「バブコック、ウイルコック」水管式ボイラー製造工場ヲ日本 (欄外朱書)「決議」ニ建設スルニ付、投資ノ件 (第七十九号) 同断

第三十四回 明治四十三年三月一日 (火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一(〇) 卍

岩原 謙三(〇) 卍

山本条太郎(自署) 卍

福井菊三郎(自署) 卍

取締役 三井養之助(〇) 卍

早川千吉郎(〇) 卍

朝吹 英二(〇) 卍

小室 三吉(〇) 卍

監査役 團 琢磨(〇) 卍

林 健(〇) 卍

一 議案

一藤野亀之助日本燐寸製造株式会社取締役ニ就任認可之件 (第八十号) 決議

一 報告

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一満州大豆産額ハ南滿一割減、北滿三割減ノ予報ナリシカ、其後ノ報告ニ依レハ大体収穫高ニ異変ナキモ耕地ノ広リタル等ノ為メ最近ノ予報ニ依レハ

南北兩滿産額予想 千九百七十三万担

一昨年ノ実収ハ 式千四百式十三万担

差引昨年ハ四百五十万担ノ減収

需要ノ趨勢ハ欧州向四十五万屯、南清需要前年ニ比シ二割減、日本ノ需要大豆二割減、粕四割減ト見テ、合計貳千五万担ノ予想ナレハ、差引參拾貳万担ノ不足トナルヘキ訳ナリ  
欧州ヘノ約定高ハ解約并船ノ解雇等ヲ調査シタル結果

反対商ノ積出濟并積出スヘキ高合計

三十万屯

三井約定高十貳万六千五百屯ノ内、解約高合計壹万三千屯

(前報後、貳千五百屯更ニ解約)ヲ差引

十一万三千五百屯

合計四十一万三千五百屯

トナルヘキ勘定ナレハ、前顯予想ヨリハ需要約四万屯減少スヘキ故、不足分ハ大抵都合付クヘキ勘定トナル也

当社ニテハ尚四、五月積六千屯程地元ニテ高値ニ売行ケハ倫敦ノ方、解約致度考ニテ折角倫敦支店ト交渉中ナリ

一 燐礦石ハ当方申出ノ $\frac{3}{8}$ 片以外ニ尚 $\frac{1}{2}$ 片値引ノ事ハ不幸先方承諾セザリシカ、愈 $\frac{3}{8}$ 片値引ヲ承諾致来リタリ、即チ

一、貳十五万屯ニ対シ一ユニットニ付、 $\frac{3}{8}$ 片値引ノ

(此金約三十万トナル)

一、九月迄ニ翌年度ノ所要分五万屯ヲ約定セサレハ三ヶ月

前ノ予告ヲ以テ一手販売契約ヲ解除シ得ル事

前記ノ通決定之旨、倫敦支店ヨリ確報アリタリ

就テハ肥料会社ニ対シ

一、一割數量ニテ増渡ヲ為ス

一、其代リ右値引ノ高ニ対シテハ、夫丈太平洋島産ヲ向後新規約定スヘキ $\uparrow$ 、万一他ノ燐礦石購入ノ不得已必要アル

トキハ第一ニ当社ヘ優先權ヲ与フヘキ $\uparrow$

此提案ハ人造肥料鶴原氏モ尤モノ案ナリトシテ之ヲ諒セラレタルモ、重役會議ノ評決ヲ要スルニ付、來十日重役會ヲ開キ評決ヲ得タル上、回答スヘシト $\uparrow$ ナリ

此割増方法ニテ愈割引スレハ貳十五万屯ニ対シ値引高大約七十五万円見当トナルヘキ見込ナリ

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 オクラハマヲ Waragai & Co. トスル事ニ就テハ其組合ハ

無限責任ナレハ折角三井カ有限責任会社トナリタルニ拘ラズ、オクラハマニ於テハ無限責任ヲ負フヘキ姿トナリ面白カラズ

又今一ハ Waragai & Co. トスレハ藥谷カ内地在勤トナリ、又ハ退社ノ場合ニ支障ヲ来スヘシ、從テ寧ロ日本ニオクラ

ハマ綿買入ノ為メ一株式会社ヲ組織シテハ如何トノ説アリ併シ、外ノ一案ハオクラハマニオクラハマコツトンコンパ

ニート称スル組合ヲ作ルコト是ナリ、此案ハ組合ナレハ無限責任ナレトモ實質ハ今日ト同一ナリ、此方法ニ付、今一

応考究ヲ煩ハス事

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 我海軍ハ徳山煉炭製造所ヲ拡張シ、其原料トシテ平壤無煙

炭八万屯ヲ買取ルコト、ナリ、其運搬丈当社ニ引受ケタ  
リ

一長崎煉炭会社へ東京無煙炭壹万屯ノ壹万五千屯売約セリ、  
此条件トシテホンゲーへ東京炭ハ三井ノ手ヲ經スシテハ売  
ラサルサルコトヲ約束セリ

一製鉄所ハコークス原料トシテ本溪湖四千屯試買セリ、其結  
果萍郷コークスヨリモ優等ナリト、多分跡八千屯成約スル  
ナラン

一統監府ハ撫順炭ヲ鉄道ニ使用シ居リ

大ニ九州炭ノ売込ヲ努メタレトモ成効セス、本年モ撫順ニ  
確定セリ

一濠州ストライキノ結果、九州上等炭売切レトナリタルニ依  
リ爪哇方面へ供給スヘキ石炭不足シタルニ依リ、田川夕張  
ノオプシヨシヲ取り、其口ニ引当ツル為メ夕張壹万屯ノ貳  
万屯迄引合中ナリ

一鉄道院ハ今明日中ニ定マルナラン、藏内ニハ貳万屯遣リテ  
纏ルナラン、北海道へハ直江津ヲ与へ隅田川ヲ取ルコト、  
ナリタリ

一宮崎ハ香港ニテ十五万円余ノ損失ヲ蒙リ遂ニ之ヲ引上ケタ  
リ

一満鉄ハ独逸へ百五十屯撫順炭ヲ試験ノ為メ送附方依頼シ來  
リタルモ数量多キニ過クルノ感アリ、コツパー社へ為聞合  
中ナリ

一ガートナーハ目下北海道ニ在リ、小樽木材ト特約ヲ結ヒタ  
リト云フ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、九州軌道ノパワーハウスノ注文品式十一万円余ハシメ  
ンストノ競争ノ結果、当社ニ注文引受確定セリ、尚此外ニ  
カーノモーター等ノ注文アルナラン

一、制動器(トランスミッター)ヲ我海軍へ売込ノ為メ、フ  
ーザール人來朝、試験ヲ舞鶴ニテ舉行ノ結果、一大成効  
ヲ奏セリ、我海軍ニテハ愈之ヲ購入スルナラム、当社ハ其  
取扱ヲ引受ケ居レリ

第三十五回 明治四十三年三月四日(金曜)

出席者

常務取締役

飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(印)

三井養之助(印)

早川千吉郎(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

三井得右衛門(印)

塚磨(印)

監査役

三井得右衛門(印)

塚磨(印)

一 議案

一 台北大稻埕建昌街地所売却之件 (第八十一号) 決議

一 台北艋舺新起街地所建物売却之件 (第八十二号) 決議

一 報告

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

本月二日迄ノ大豆積出高如左

大連積出 一七二、五六〇、<sup>也</sup>五

浦汐積出 五一、二九一

計 二二三、八五一、五

内訳

三井 八二、八〇六

サミユール 五一、九四八

イースト・アシアチック 二五、二四八

ジャードン 一五、九六五

レニソン 一〇、二三二、五

其他ハ壹万以下ノモノ九軒

一 飯田常務取締役ヨリ

一、小森江海岸宮崎所有地千〇五十坪ヲ坪四拾円替迄ニテ買

入ノ交渉ヲ致度旨、相談アリ

(因ニ曰ク) 前年三十円ニオツフアーシタルモ五十円ナラ

テハ売ラストノコトニテ不調トナレリ、蓋シ

自念ノ所有地ヲ安川トノ競争上四十九円余奮

発シタル例アル為メ、先方高張リタルモ自念

ノ分ハ之ヲ安川ニ取ラル、トキハ石炭商売上

妨害トナルカ為メ奮発シタル次第ナリ、故ニ

之ヲ例トスヘカラス

二、兵庫網浜倉庫ハ在来米肥部ヨリ取立居リタル倉庫料ト東

神倉庫請求ノ倉庫料トノ差額ヲ本店ニテ負担スル事トシ、

東神倉庫ノ要求ヲ容ルルコト、為スヘキ件ニ付、協議セリ

一朝吹取縮役ヨリ

一一時的ニ Waragai & Co. ヲ作り、然ル後オクラホマカ永

久的ノ仕事トナルヤ、将タテキサス州ノダラスカ可ナルヤ

ヲ研究シ永久的ニナルヘキ場所ニ公然株式会社ノ登記ヲ為

スヲニ致シタシ

一 岩原常務取締役

暫時ノ事ナレハ現在ノ儘トシ、研究ノ上根本的ニ所決スヘキ

事トシタシ

第三十六回 明治四十三年三月八日 (火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助(〇)印

〃 早川千吉郎(〇)印

〃 小室 三吉(〇)印

監査役 團 琢磨(〇)印

〃 林 健(〇)印

一 議案

一若松戸畑電話交換所設置ニ付、寄付金之件(第八十三号)

決議

一 報告

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、香上銀行横浜支店支配人ジョーンズ氏ハ取引上大ニ当社ニ対シ好意ヲ表シ居ル事及三井トノ取引關係ハ横浜ニ於テ之ヲ統一シツ、アルニ付、三井モ横浜ニテ統一サレテハ如何等ノ談話アリタリ

一、サミニールマクレガーハ少ナカラサル損失ヲ醸シ、サミニールノ内部ニモ異論アリ、最初横浜ノデビスハ満州ノ豆商売ハ横浜ニテ統轄センコトヲ進言シタルニ、マクレガー之ヲ排斥シ自カラ経営ノ結果、斯ル大損失ヲ来シタルニ依リデビスハ之ヲ嘲笑シ居レリ、損失ハ少クトモ英貨拾万磅ノ拾貳、參万磅ナラム

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一羽二重産地取扱ノ為メ福井出張員在来一人ヲ三人位ニ増ス事并金沢ニモ一名派遣スル計畫中ナリ

一里昂ニ対スル生糸商売モ愈着手スヘキ機運ニ向ヒ来リタレハ生糸取扱者ヲ簡派セサルヘカラズト考フ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一度支部印刷局建築一条ハ未タ条件ニ付、交渉中ニ属ス、安川天津支店長ハ余リ利益ナキ仕事ニテ、場合ニ依リ損失ヲ醸スヤ難計ニ付、余リ引受ヲ望マサル意考ナルカ如シ、併シ当方ハ損失ナキ限り可成引受度意向ナリ

一本年度台湾糖ハ悉皆売尽シノ姿トナリ、台湾製糖ハ僅ニ尅万三千担ヲ余スノミ、其売高内訳ハ

分密糖 六十万担

赤糖 十六万四千担

売直段平均ハ十式円八十式錢ニシテ現今ノ相場ハ十三円二十錢迄売上ケタリ

大日本製糖ノ原料トシテ使用セル台湾糖ハ四十万担ニシテ、内十六万担余ハ台湾製糖会社ノ製品ナリ

四十三年度産額 百八十式万担

四十四年度産額 貳百六十三万担

外ニ目下建設中ノ林本源、高砂、新高ノ三軒ニテ四十八万担産出スヘキ見込ナレハ、之ヲ合スレハ三百十一万担余トナルヘシ、從テ此内百五十万担位ハ大日本製糖外ニ会社ノ原料ニ使用セサレハ捌

口ニ困却スルコト、ナルヘシ

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

倫敦ニ於テ大豆ノ成分ニ付、取調ヘタル所ニ依レハ、大豆ハ蛋白質非常ニ多ク45%アリ、故ニ油ヲ取リタル粕ニ蛋白含有量多ク家畜ノ食料ニハ強キニ過ク、故ニ綿実粕ヲ半分宛交セテ家畜ノ食料ニ供ス

油ハ大豆<sup>18</sup>、リンシード<sup>26.7</sup>  
 蛋白ハ大豆45、リンシード29、コツトンシード<sup>23、19</sup>

本年豆ノ高価ハ投機商カ約定取引ノ為メ高価ニテモ之ヲ買附ケ約定口ニ引当テサルヘカラサルニ依レリ

第三十七回 明治四十三年三月十一日(金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(印)

取締役 早川千吉郎(印)

小室 三吉(印)

監査役 三井得右衛門(印)

団 琢磨(印)

林 健(印)

一議案

一京城出張所へ商品先買認可之件(第八十四号) 決議

一樺太ニ於テ山林私下并定期航路保護金下渡出願之件 (第八十五号) 宿題

一報告

一岩原常務取締役ヨリ

一塩水港製糖ヨリ第三工場用六百五十屯ノ製糖機械ヲ延払方

法ニテ買入方交渉アリ

抵当 第二工場

金高 六十万円

利子 六分

返済 四十五年七月

口銭 貳分五厘

機械ヲ今日注文スレハ十二月ヨリ明年三月迄ニ入着ス故、

約一ケ年丈金融ヲ与フル事トナルナリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

爾靈山丸薩摩国秋目浦海岸ニテ乗セ上ケタリ、場所ハ安全ノ

処ニシテ損傷モ少ク甲板迄浸水シ居ルモ救助ノ見込アル旨、

船舶部ヨリ来報アリタリ

一福井常務取締役ヨリ

大豆

反対商 積出高 十八万七千七百七十六屯

可積出高 十貳万五千屯

計 三十万六千七百七十六屯

物産 積出高 九万三千三百三十四屯

可積出高 貳万四千屯

計 拾壹万五千三百三十四屯

合計 四拾貳万貳千百十屯

一 山本常務取締役ヨリ

北海道天塩ニ於テ山林誤伐ニ付、一問題起レリ、但シ右ハ檢事ヨリ檢査セラレタルニ非ス、北海道庁カ自カラ調査ニ着手シタルモノニテ、其結果当社關係ニ於テ左記ノ二件ヲ發生セリ

一、クマウス地方ニ於テ当社下受人カ道庁ノ毎木調査丈相濟シ未タ松下許可ナキ前、伐採ニ着手シ技手ノ発見スル所トナリタリ

本件ハ下受人ニ悪意ナク全然誤伐ナリ、即チ毎木調査ハ二月九日ヨリ十二日迄ニ終了シタレハ大抵十八、九日頃許可アルヘシト考ヘ十九日ヨリ着手シタルモノ也  
一、ヘンケウリルベンシベ地方ニ於テ当社ト受人無極印木ヲ伐採セルコトヲ監査員ノ為メ発見セラレタリ

本件ハ篤ト取調ノ結果、有極印木ヲ伐採セス無極印木ヲ伐採セルモノアリ、全ク無智ノ拙夫カ誤伐セルモノナルコト明カナリ

如上ノ次第ニテ下請人ニ悪意ナキ故、大抵無事事済トナルヘク、又当社ハ何レニシテモ直接局ニ当ラサルモノ故、下請人ヨリ念証ヲ取り、万一賠償責任等ヲ生スルトキハ下請人之ヲ負担スヘキコトヲ約束セシメ居レリ

一 岩原常務取締役ヨリ

王子製紙会社ニ対シ当社ハ機械代等貳百十万円ノ貸金アリ、而シテ苦小牧ノ工場ハ既ニ六百八十万円ヲ投シ、尙尙後機械代等ニ百六十八万円ヲ要ス、故ニ前記貳百十万円ノ内、百万円ヲ支払ヒ差引残百十万円ト前記新設備費百六十八万円ト二口計貳百七十八万円ノ現金支払ハ延期致遣度旨ノ交渉アリ、  
外ニ芝浦ヨリ價銀十四万円ヲ合スレハ約三百万円余ノ負債トナル  
目下考慮中ニ属ス  
此際ニ処スル道ハ工場財団ヲ組織シテ社債ヲ募集シ、之ヲ以テ右等ノ借入金ヲ返済スルノ案、是ナリ

第三十八回 明治四十三年三月十五日（火曜）

出席者

- |       |            |
|-------|------------|
| 社 長   | 三井八郎次郎(○印) |
| 常務取締役 | 飯田 義一(○印)  |
| 〃     | 岩原 謙三(○印)  |
| 〃     | 山本条太郎 欠席   |
| 〃     | 福井菊三郎(自署)  |
| 取 締 役 | 小室 三吉(○印)  |
| 監 査 役 | 三井得右衛門 欠席  |
| 〃     | 團 琢磨(○印)   |
| 〃     | 林 健(○印)    |

一議案

一 故進藤字三郎遺族ニ手当支給之件(第八十五号) 決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ報告

安奉線橋桁材料ハ曩ニ英國ヘ注文トナリタルカ、軌条式万吨(約百五十万円)ハ滿鉄ノ考ニテハ製鉄所ヘ注文スルニ在リシカ、当社ハ期限ト直段ノ点ニ於テ米國品ヲ以テ競争シ運動ノ結果、U. S. Steelノ直段ヲ取リタルモ、果シテ製鉄所ヨリ非常ニ安値ナリシカ滿鉄ハ尚注文ヲ呉レス、結局式分五厘位安クスレハ注文ヲ呉レソウナリシニ依リ、大連ヨリ其旨紐育ヘ電信シ U. S. Steelハ式分五厘引下ケタルニ滿鉄ハ尚注文ヲ為サス、遂ニ之ヲ以テ製鉄所ヲ叩シ其方ノ直段ヲ引下ケシメテ製鉄所ヘ注文セリ

右ニ付、当社ハ U. S. Steelニ対シ非常ニ困難ナル位置ニ立タサルヘカラサルニ至レリ

一 福井常務取締役ヨリ報告

一 大阪アルカリ会社ヘハ東京人造肥料ト同様ノ値引方法ヲ交渉中ナリ

一 大阪硫曹ニハフロリダ産燐礦石ヲ当社トノ約ニ反シ買附ケタル一条アルニ依リ、未タ値引問題ヲ持出サル

一 東京人造肥料ハ当社提案ニ全然同意シタリ

第三十九回 明治四十三年三月十八日(金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(〇印)

常務取締役 飯田 義一(〇印)

岩原 謙三(〇印)

山本条太郎(自署)

福井菊三郎(自署)

取締役 朝吹 英二(〇印)

小室 三吉(〇印)

監査役 三井得右衛門(〇印)

塚磨(〇印)

林 健(〇印)

一 議案

一、若松出張所長任命之件(第八十六号)

吉弘素郎ニ若松出張所長兼務ヲ命スル事

決議

一 報告

山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、爾靈山丸ハ山科工業所出張者ノ来電ニ依レハ、干潮ニ船首五間、船尾十五間、波打際ニ打上ケラレ居レリ、海底ニ

ハ徑二、三呎ノ大ゴロタ石一面ニ在リ、險惡ノ地盤ナリ

損所ノ見ユル所ハ「フォアピート」ト「チエンロツカー」

ニ三呎ノ穴ト、三番艙ノ下ニ穴アリ、其外ローリングチヨ

ツク下ゴロタ石一面ニ密着シ居レル為メ不明ナルモ船底ハ

算盤形ノ如ク損傷無数ナルヘシ

デツキノ部屋廻ハ全部流失、二番艙一呎、三番艙六吋、マ



三井物産株式会社取締役会議録

スト拾八時程持上リ居レリ

干潮ノ時、船体ハ船首五、六間、船底現ハレ、船尾七呎ノドラフトハ満潮ニテモ船尾ノデツキ三呎出ヲ居レリ、今後ノ天候ニ依リテハ船体尚打上ルヘキ見込ナリ云々ト

一、鐵道院ノ石炭ハ当社分式拾壹万屯ト確定セリ、蔵内次郎作ハ壹万貳千屯

一、米國御用船長崎入札ハ昨日挙行ノ処、当社ノ独占ナリシ

第四十回 明治四十三年三月二十二日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 団 琢磨 欠席

林 健〇(印)

一報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一塩水港製糖第三工場用機械并建築材料ヲ左ノ条件ニテ注文引受ノ事、交渉整ヒタリ

代金六、七十万円 四十五年七月迄延払

第二工場抵当 手数料貳分原価諸掛ニ

利率年六分 利率ノ變更ニ依リ年七分迄ニ増加スル

コトアルヘシ

塩水港ノ製造力ハ第三工場迄ヲ合シ式千式屯、三百屯ナルヘシ

第四十一回 明治四十三年三月二十五日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 団 琢磨〇(印)

一議案

一砂川木挽工場附屬不用建物売却ノ件(第八十七号)

一相談并報告

飯田常務取締役ヨリ左ノ相談アリ

渡辺常務取締役ヨリ銀塊ノ売買ヲ致度旨、予テ申出テアリ、但右ハ銀塊ノ売買ヲ為スコトカ主眼ニアラス、当社商売上銀

決議

塊相場ノ変動ヲ機敏ニ覚知スルコトハ極メテ必要ナレトモ、此売買ニ關係ナケレハ仲買ヨリ速ニ相場ヲ聞取ルノ道ナシ、

故ニ多少之カ取扱ヲ為シ、以テ其相場ヲ早ク探知スルヲニ致度、現ニ先般印度ニ於テ銀ノ輸入税ヲ引上ケタル際ハ其二日モ前ニ倫敦銀市場ハ動揺セルモ倫敦店ハ之ヲ知ルヲ得ス、神戸ヨリ電信ニテ問合アリ、始メテ仲買ニ就き之ヲ聞取ルヲ得タル有様ナリト

当方ノ考ハ銀ノ売買ハ好マサル所ナレトモ相場ヲ速ニ知ルコトハ必要ノ事柄ナレハ、金額ヲ限リテ之ヲ許可致度、渡辺常務在英、決シテ危険ノ取扱ハ致サレサルベキニ依リ、其点ハ心配無シ、此取扱ノ為メ多少損失アルモ相場ヲ速ニ知ルノ利便ヲ以テ之ヲ償フコトヲ得ヘシ

一 福井常務取締役曰ク、濠州ブロークンヒルノ銀ヲ幾分買入、之ヲ売ルコトニシテハ如何

一朝吹取締役曰ク、渡辺氏在英ノ際ハ安心ナレトモ、不在ノ時ニテモ取扱ハセサルヘカラサルヘシ、斯クテハ危険ニ非サルカ

一 飯田常務取締役曰ク、金高ヲ制限セハ危険少ナシ、例ヘハ五千円トスレハ一割ノ変動アルモ五百円ノ損失ニ過キス  
一 山本常務取締役曰ク、銀塊ノ仲買ノ如キハ手数千分ノ一位ニ過キサルヘシ、故ニ壹万円ノ取扱ヲサセルモ、其手数料僅少ナルニ依リ格別有益ノ報告ハ與レサルヘシ

又銀塊相場ハ今日ノ如キ一週一回ノ電信位ニテハ何等得ル

所ナカルヘシ、銀ノ取扱者ハ毎日数回ノ電信ヲ受取り居レリ

一 福井常務取締役曰ク、上海等ニテ為替ノカバールヲ為ス為メ、倫敦ニテ銀塊ヲ売買シテハ如何

一 山本常務取締役曰ク、是ハ余程緻密ノカルキユレーションヲ要シ、正金銀行ノ如キモ年十二、三回之ヲ敢テスルノミ、可成之ヲ避ケ居レリ

一 岩原常務取締役曰ク、倫敦ニ於テ少々許リ買入ル、モ殆ント齒牙ニ掛ケラレサルヘシ

一朝吹取締役曰ク、先ツ之ハ見合ハセニ致シタシ  
一 山本常務取締役ヨリ左ノ相談アリ

一 樺太ト横浜、神戸ノ連絡ヲ計ル為メ、航路ヲ開クノ計画アリ、我社ハ小樽ヨリ一回位ツ、船ヲ廻ハス必要アルニ依リ、年三万円位ノ保護金ヲ得テ此航路ヲ引受クルコトニ致シテハ如何、但定期ニ非ス、一ヶ月一回サヘ船ヲ航海セシムルノミニ致ス考ナリ

一 飯田常務取締役曰ク、之ハ船ヲ定メ定期ニ航海セシムルニ非サレハ保護金ヲ得ル能ハサルニ非サルカ

一 山本常務取締役曰ク、其点ハ自由ニ非サレハ引受ケサレハ可ナラム

船ハ月ニ四千元位ニテ雇船出来得ヘキニ依リ、三万円ヲ得レハ其内式千五百円丈ハ助カル事トナル

一 団監査役曰ク、他ノ船会社ノ嫉視ヲ受クルコトナキカ

一 山本常務取締役曰ク、三万円位ニテハ他ノ船会社ハ之ヲ引  
受クルモノナカルヘキニ依リ斟酌ヲ要セスト考フ  
本件ハ合名会社ノ意向ヲ確メタル上、先方ヘ交渉ヲ開始スル事  
ト申合アリタリ

一 山本常務取締役曰ク

樺太ニ於テ山林ノ払下ヲ出願スルニ付、同時ニ石炭鉱区試掘  
ノ出願ヲ為シテハ如何

本件ハ合名会社鉱山部ヘ交渉、同意ヲ得テ出願スル事

一 山本常務取締役曰ク

天津ニ於テ撫順炭三万屯ヲ貯炭シ且貯炭場モ居留地ニ買入  
レ、大ニ競争ノ態度ヲ示シタル為メ、開平炭坑ニ於テハ非常  
ニ恐慌ヲ来タシ妥協ヲ希望セリ

第一案 何トカ此競争ヲ避クルノ道ヲ工夫スル

第二案 開平炭坑増株ノ上、三井ニ於テ三百万円ナリ五百

万円也株ヲ引受ケ貫ヒ開平炭取扱ヲ三井ニ托スル

事

第三案 開平粉炭ヲ本邦ヘ持来リ、コークスヲ製造スル事  
右ニ対シ当方ハ何トカ回答ヲ要スルニ付、御研究ヲ煩ハシタ  
シ

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

此度紐育ニ於テ左記会社ノ製品販売ヲ引受ケタリ

一 Submarine Signal Co. Boston ノ製品販売并貸渡ニ関

スル日、韓、滿ノ一手取扱（フオグノ時等ニ於ケル通信

（パールン脱か）  
機械

一、ボルボリンオイルコンパニーノ礦油ノ日本一手販売引受  
（是ハ東京ニ於テ契約ス）

第四十二回 明治四十三年三月二十九日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇〇印

〃 岩原 謙三〇〇印

〃 山本条太郎（自署）

〃 福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助〇〇印

〃 朝吹 英二〇〇印

〃 小室 三吉〇〇印

監査役 三井得右衛門〇〇印

〃 林 健〇〇印

一 議案

一 台北支店長社宅新築之件（第八十八号）

〔竊外未審〕〔否決〕 飯決議

一 烏龍茶取扱数量増加之件（第八十九号） 飯決議

〔未審〕 〔前年同様五千箱ニ止メ、其外ハ先約ヲ努ムル〕

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 清国度支部印刷局ノ建築工事請負ハ其後見込薄クナリタ  
リ、其次第ハ清国当局カ速ニ此工事請負ノ取扱ヲ希望シ居

レルモ監督技師タル米国人カ材料ノ変更ヲ承諾セス、而シテ材料變更ヲ承諾セサレハ五十二万両ニテハ引合ハサルニ依リ、工事費ヲ増加シ呉レサル以上ハ引受ノ望ナシ、故ニ横河ノ技師ヘ一先引揚クルコト、為シタリ、目下度支部ハ独商瑞記ト交渉中ナルカ如シ

一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 台湾ニテ磷酸肥料ヲ沢山使用スルニ付、東京人造肥料会社ノ製品一手販売引受ノ交渉中ナリ、何レ具体的ニ案ヲ立テ御評議ニ及フ考ナリ

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

此度バルブヲ以テパイプヲ作ル發明ヲ為セルモノアリ、苦小牧ニ於テ其工場ヲ起シ度ニ付、助力方ニ付相談アリ、其希望ハ王子製紙会社トバルブ供給并水力電気供給ニ付、直段ヲ予シメ協定致度点モ其一ナリ  
米國ニ於テハ此バルブニテ製シタルパイプヲ盛ニ使用シ居レリ、本人ハ自家ノ發明ヲ為シ米國ニテモ既ニ特許ヲ得タリト云フ、發明者ハ村田某也

第四十三回 明治四十三年四月一日 (金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

一 議案

一 東京大豆粕商聯合会ヘ加入并評議員就任之件(第九十号)

決議

一 報告

漢口出張所ヨリノ來電ニ依レハ、此度漢冶萍煤鉄鉞廠有限公司ハ米國シアトルノ Western Steel Corporation へ左ノ通、鉄并鉄石ヲ売却シタル旨、通報シ來レリ

銑鉄 三万六千屯 / 十万屯 漢口 F.O.B 米金拾叁弗

鉄鉞石 三万六千屯 / 十万屯 米金壹弗五十仙

本件ハ外務省ヘハ三万六千屯 / 七万式千屯トアリ、数量ニ相違アレトモ約定成立ハ事實疑ナシ

鉄石ノ亜米利加送りハ兩三年来既ニ実行セルモノニテ、是迄ハ数量六千屯位ナリシ

第四十四回 明治四十三年四月五日 (火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

一 議案

一 社員待命規程制定之件（第九十一号）

一 報告

一 朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 烏龍茶ニ就テハ買付設備ヲ完成スルヲ第一義トス、大場永成氏鑑定ニ堪能ナレハ好意上ニ非ス、契約ヲ結ヒ相当ノ手数料ヲ支払フコト可ナラン、買付設備完成スレハ取扱數量ハ貳万函ヲ四万函トスルモ其点ハ異議ナシ、一体烏龍茶ノ商売ハ将来多ク望ヲ属スルニ足ラス、但總督府ハ熱心茶ノ販路拡張ニ熱中シツ、アレハ總督府ト取引關係アル物産会社トシテハ之カ取扱モ已ムヲ得サルモノアラン、故ニ買付設備ヲ完成スルノ工夫ヲ為シ、然ル後、此件ヲ決定致度トノ顧問ノ説ナリ

一 福井常務取締役ヨリ

倫敦ノ來電ニ依レハ投機者ハ新物大豆十一ノ十二ノ一月積ニ

岩原 謙三〇〇〇  
 山本条太郎（自署）  
 福井菊三郎（自署）  
 取 締 役 三井兼之助〇〇〇  
 〃 〃 〃 早川千吉郎〇〇〇  
 〃 〃 〃 朝吹 英二〇〇〇  
 〃 〃 〃 小室 三吉〇〇〇  
 監 査 役 林 健〇〇〇

仮決議

艘七磅十志ニテ売約シタリト

一 岩原常務取締役ヨリ

度支部印刷局建築ハ同部ニ於テ当方ノ希望スル代用品ヲ許容セス、去リテ又請負金額ノ増額（五万五千兩）ヲモ承諾セサルニ付、不得已請負ヲ断念シ保証金壹万兩ヲモ取下ケタリ安奉線問題、曩ニ橋桁ヲ英國ヘ注文シタル事等ヨリ米国外務省ハ本邦駐劄大使ニ訓令シ大使ハ一等書記官ヲ後藤通信大臣ニ送り抗議ヲ申込ミタルニ対シ、後藤男ハ鉄道院總裁トシテハ南滿カ英國ヘ橋桁ヲ注文シタルハ南滿ノ都合ニ依リタルモノト云フ丈ノコトナリ、併シ後藤個人トシテ之ヲ謂ヘハ右ハ製造ノ粗雑ノミニ非ス、近頃滿州中立問題ト云ヒ又奉天總領事クラウドノ報告ト云ヒ、日本人ノ人氣ハアンチアメリカンニ傾ケリ、此人氣ノ大勢ハ後藤ノ如何トモスル能ハサル所、惟フニ南滿ノ重役モ亦之ニ左右セラレタルモノナラン、故ニ此大勢ヲ和グル事ニ就テハ尽力スル所アルヘシト

大使ハ此談ヲ聞キ大ニ驚キ米国外務省ヘ電信シタルモノ、如シ

其後大使ハ長文ノ書状ヲ後藤男ニ送り、日露戰爭中外債等ニ就キ米國ノ日本ノ為メニ尽シタル事、其他ノ効能ヲ述ヘ、中立問題ノ為メニ英國ヘ注文セラレタルハ意外トスル所云々ト申出テ來リタリト云フ

一 飯田常務取締役ヨリ

横浜正金銀行ニ対スル信用取引額ヲ千五百万円トスルコトニ

付、交渉ノ成行ヲ報告アリタリ

第四十五回 明治四十三年四月八日（金曜）

出席者

社 長 三井八郎次郎〇〇〇

常務取締役 飯田 義一〇〇〇

〃 〃 岩原 謙三〇〇〇

〃 〃 山本条太郎〇〇〇

〃 〃 福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助〇〇〇

〃 〃 小室 三吉〇〇〇

監査役 林 健〇〇〇

一報告

岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一軍事上ノ秘密ナランカ、此度当社ニ於テ我政府ヨリ空中飛行機四台ノ注文ヲ受ケタリ、二台ハ独逸、二台ハ仏国ニ注文スル事、製造家四軒

第四十六回 明治四十三年四月十二日（火曜）

出席者

社 長 三井八郎次郎〇〇〇

常務取締役 飯田 義一〇〇〇

〃 〃 岩原 謙三〇〇〇

一議案

一平田初熊依願解備之件（第九十式号）

一安東東出出張所長中山兵馬同地商業會議所議員ニ就任認可之件

（第九十三号）

一常務取締役福井菊三郎滿州并哈爾賓、浦汐へ出張之件

（第九十四号）

一報告

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、U. S. Steel 社、昨年度ノ考課状ニ依レハ、昨年後半季

鋼鉄業好景氣ノ為メ一昨年ニ比シ成績頗ル良好ニテ

総収入ニ於テ 一六四、〇七四、四一一弗増加

純益ニ於テ 三九、六四三、七〇三弗

即チ昨年度ハ 四、九七八、九三一弗

即チ昨年度ハ

総収入 六四六、三八二、二五一弗

純益 一三二、四九一、四一四弗

ニシテ、財産減価償還基金ノ費用ヲ控除シタル上、普通株ノ配当ニ充ツヘキ額

五三、三〇五、五七三弗

即チ資本株五〇八、三〇二、五〇〇弗ニ対シテ割四厘八毛

(一昨年ハ四、〇三%)ニ相当セリ

一、西貢米左ノ通、新潟ヘ売約セリ

白米 五月積三千屯 百斤四円六十三銭替

新潟、直江津二港揚

一 倫敦支店ヨリノ來電ニ依レハ、独逸ニ於テハ此度大豆ヲ無

税トセリ(從來ハ百斤八十式錢ノ割)

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 三池ニ於ケル肥料取締法違犯事件ハ控訴審ニ於テ無罪ノ宣告アリタリ

一 議案

一 南京博覽會(寄附金之件(第九十五号))

決議

一 報告

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 開平炭坑ノ社長ヨリ天津安川支店長ニ書ヲ送り左ノ相談アリ

一、滿鉄ト妥協ノ工夫ナキカ

二、日本ニ於ケル開平炭ノ販売ヲ三井ニ托スルコトハ如何

何

三、三井ト共同ニテ日本ニコークス製造所ヲ起スル如何

右三案ニ対シテ當方ノ考ヲ聞キ來リタリ、其效ニ至リタル訳ハ

当社ハ昨年滿鉄ニ勸メ天津ニ石炭置場ヲ買入レシメ、今日迄

既ニ三万五千屯余ヲ送り出セリ、之ニ対スル開平ノ立場ハ目

下一ヶ年百十万屯内外ノ出炭アリ、内六、七十万屯ハ坑所附

近并天津方面ニ売却スル高ニテ塊炭八弗五十仙位ノ高値ニ売

レ行キ、上海・香港ヘハ棄場トシテ安売スルモノナリ

然ルニ撫順炭競争ノ結果、今日ハ右八弗五十仙モノ五弗五十

仙迄引下ケ居レリ、如此ハ実ニ開平炭ノ本抛ヲ撫順炭ノ為メ

ニ衝カレタルモノニシテ一大打撃ナリ

右ニ就テハ安川先般上京中、當時滯京中ノ滿鉄中村并犬塚兩

氏ニ協議シタルカ、滿鉄重役ハ當方ノ主張ヲ容レ、此際妥協

スルトキハ好条件ヲ得ル能ハサルニ依リ競争ヲ遣ル処迄遣リ

タル上妥協スル方利益ナルヘント決シ、今日迄進捗セルモノ

ナリ

然ルニ開平炭ノ五番坑并九番坑ヨリ出ツルモノニコークス製

造ニ恰適シ現ニ釜石ヘ七万屯、六円五十錢(粉炭)ニテ成約

シ、又其ニコークスハ古河、住友及若松製鉄所ヘ交渉中ニ属セ

ルカ如シ

依テ案スルニ石炭トラストハ到底九州炭ノミニテハ其目的ヲ

達シ得ス、開平アリ撫順アリ、後者ハ一ヶ年六十五万屯ノ八

十五万屯出炭アリ、明年ハ百万屯、明後年ハ百五十万屯ニ上

ルヘシ、斯ル有様ナレハ開平ノ妥協案ヲ排斥スレハ彼ハ自由

行動ヲ取り大ニ競争スルハ明ラカナレハ、寧ロ炭ノ性質モ異ナリ当社ニテ開平ヲ握リ妥協スル方得策ナルヘク、北清ニ於ケル撫順トノ競争ヲ避クル問題ハ別論トスルモ日本ニ於ケルコークス製造并開平炭売リ方ヲ引受クルコト可然ト考フ、勿論右ハ我石炭ノ競争炭ナレトモ、其ハ三池炭ノ競争炭タル貝嶋、麻生ノ炭ヲ同時ニ取扱フト同一ナレハ、敢テ避クルニモ當ラサルヘントモ考フ、併シ事重大問題ナルノミナラズ極メテコンブリケートセル問題ナレハ、未タ案ヲ出ス迄ニハ至ラス、篤ト御研究ヲ煩ハシタシ

若シコークス製造所ヲ立ツルトスレハ神戸又ハ大阪ニ於テソワスヲ瓦斯会社ヘ供給スルコト一策ナランカ

一石炭年度約定モ略決了シタリ、総取扱炭約四百万屯ニシテ、内売約済三百式十万屯、残八十万屯カ臨時売ニ属スルモノナリ

一撫順炭ノ取扱ハ實際上当社海外一手販売ナルカ如キ姿ナルモ、満鉄重役ハ当社ノ態度曖昧ナリトシ、愈熱心ニ販路拡張ニ尽スヤ否ヤヲ照会シ来リ居レリ、当社ノ希望トシテハ依然引受置度考ナリ、日本内地売ハ一、二回三菱ニ遣ラセタルモ式円何十錢ト云フカ如キ非常ニ安値ノ勘定書ヲ送リタル為メ、満鉄ハ非常ニ激昂シ三菱ヲ止メ三井ニテ内地モ引受ケサルヤトノ交渉アリ、内地引受ハ余リ好マシカラズ敬シテ三菱ニ遠ケタルモノナルニ再ヒ右様ノ成行トナリ大ニ考慮ヲ要スヘキ事トナリタリ

満鉄ヨリ一案トシテ五十万屯引受方交渉アリ、直段ハ安クモ可也ト(今日ハ式十五万屯位シカ当社ニ取扱ヒ居ラス、働キ鈍シトシテ此提案アル也)

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

濠州ニ於テ政庁ヨリ三ヶ年間保護金ヲ得テトツツ製造会社起リ当社ハ其製品ノ一手販売(本邦)ヲ引受ケ東京モスリン会社ヘ売込ミ殆ント全製産額ヲ売込ミ居リタルカ、品質并色合ニ付苦情起リタルニ依リ同社総支配人ヒユース氏ニシトニ一出張員附井島重保同伴来朝セシメ端善次郎氏ト折衝ノ上、弁金問題モ略妥協行届キ、製造家ニ於テ之ヲ負担スル事トナリタリ、然ルニヒユース氏ニ東京製絨技師ハラム氏其他当社ノ反対商ナル外国商館等当社ヲ中傷シタル結果、ヒユース氏ハ之カ為メ動かサレモスリン会社ニ赴キ三井ハ少クトモ一封度ニ付二片位ヲ利シ居レルナルヘク一ヶ年式十萬円余ノ暴利ナリ、向後直接買入ヲ為セハ夫迄割安トナルヘント説キタルモ端ハ、一手販売期間内ニ三井ノ手ヲ切ルハ不可ナリ、如此不徳義ノ遣リ方ヲ為ス人トハ直接引合ヲ為スヲ得スト排斥セラレ、不得已当社ニ対シ再ヒ差向キ約定ノ出来ヘキ十五万封度ノ引合方ヲ依頼シ来リ居レリ、本件ハ尚ヒヒユースト折衝、更ニ一ヶ年間ノ一手販売契約ヲ締結スル考ニテ折角配意中ナリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

ガートナーニ対スル訴訟ハ先ツ以テ先方反対ノ余地ナキ点ヨリ裁判ヲ受クルヲ利ナリト考ヘ、委托荷売上代金未払分ニ対



三井物産株式会社取締役会議録

スル請求ヲ先ニシ裁判ヲ受ケタル処、判決ノ結果ガートナーハ当社ニ対シ左ノ通支払ヲ為スヘキ旨、宣告アリタリ

独貨 一七二、一九一馬克三五

右ニ対スル年五分ノ利子、即チ

一九〇九年十二月六日ヨリ一六三、二一五馬克四

〇ニ対スル分

同 二十一日ヨリ八、九七五馬克九四ニ対スル分

第四十七回 明治四十三年四月十五日（金曜）

出席者

社 長 三井八郎次郎（印）  
 常務取締役 飯田 義一（印）  
 " 岩原 謙三（印）  
 " 山本条太郎 欠  
 " 福井菊三郎（自署）  
 取締役 三井養之助（印）  
 " 朝吹 英二（印）  
 " 小室 三吉（印）  
 監査役 三井得右衛門（印）  
 " 林 健（印）  
 " 林 健（印）  
 団 琢磨（印）

「社員待命規程再議ノ件  
 （欄外未書）「決議」

第五条追加

仮決議

「小室利吉滿洲重要物産組合長就任認可ノ件（第九十六号）  
 （欄外未書）「決議」

仮決議

第四十八回 明治四十三年四月十九日（火曜）

出席者

社 長 三井八郎次郎（印）  
 常務取締役 飯田 義一（印）  
 " 岩原 謙三（印）  
 " 山本条太郎 欠  
 " 福井菊三郎（自署）  
 取締役 三井養之助（印）  
 " 朝吹 英二（印）  
 " 小室 三吉（印）  
 監査役 三井得右衛門（印）  
 " 林 健（印）

一 議案 ナシ  
 一 相談

清国視察員派遣ニ関スル事

第四十九回 明治四十三年四月二十二日（金曜）

出席者

一 議案

社 長 三井八郎次郎(印)  
常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

監査役 三井得右衛門(印)

林 健(印)

一議案

一潜水艇沈没殉難者へノ義捐金之件(第九十七号)

決議

一株式会社戸畑鉄工所株式引受之件(第九十八号)

仮決議

一本店本部、機械部及營業部職務章程改定之件

(第九十九号) 決議

一支店長職務権限規定制定之件(第一百号)

仮決議

(欄外朱書)決議

第五十回 明治四十三年四月二十六日(火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

監査役 三井得右衛門(印)

林 健(印)

一議案

無シ

一報告

一倫敦支店來狀(三月三十一日附) Salmo Steam Fishing

Co.ノ塩鮭販売引受ノ件ニ付、福井常務取締役ヨリ報告アリ

タリ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

ヒユースノ件ハ其後濠州ノ商業事務官サツター氏ノ仲介ニ依

リ、サツター氏立会ノ上ヒユース氏ニ面會、一面同人ノ遣リ

口ノ不穩當ナリシコトヲ責メ、更ニ此際クレームヲセツトル

スル事ノ必要ナルコトヲ説キ、先方モ悟ル所アリ、目下改メ

テ交渉中ナリ

結局当社ニ於テ支払ヒタル(モスリン紡織)ハ賠償金六千円

ノ内、ヒユースニ半額支払方ヲ交渉中ナルモ、其内毛ノ色合

ノ異ナレル分ハ半額ヲ支払フモ、目方ノ少キモノハ支払ヲ肯

ンセサルヘシ、左スレハ千五百円カ式千円ノ外ハ支払ハサル

ナラム、当方ハ是ニテモ承諾セサレハ不利ナリ、何トナレハ、

三井物産株式会社取締役会議録

苦情アレハ濠州ノアービトレーションニ掛ケルコト、ナリ居ルモ、斯クテハアービトレーションニ掛ケル材料モ準備シアラズ、旁当方ノ主張貫徹スヘキ望ナケレハナリ  
 代理店継続之事ハ先ツ見込ナシ

第五十一回 明治四十三年四月二十九日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助〇（印）

朝吹 英二 欠席

小室 三吉〇（印）

監査役 林 健〇（印）

一 議案

一 東洋協会ニ於テ大連へ商業学校ヲ設立スルニ付、金壹万円寄附之件（第百壹号）  
（朱書）五十二  
 〔欄外朱書〕可決

一 新型船大小各一艘宛新造ノ件（第百貳号）

〔欄外朱書〕可決  
 飯決議

（表紙）

〔朱書〕  
 〔第叁号〕

自明治四十三年五月三日  
 至明治四十三年八月 日

三井物産  
 株式会社  
 取締役会議録

（原寸 縦 272mm, 横 195mm）

三井物産株式会社取締役会議録

〔朱書〕  
 〔第叁号〕

第五拾貳回 明治四十三年五月三日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

取締役 三井養之助〇（印）

朝吹 英二〇〇〇  
 小室 三吉〇〇〇  
 健〇〇〇  
 監査役 林 健〇〇〇

一 議案

一 色席児増給之件 (第百參号)

一 支店長職務権限規程制定之件再議 (第百号)

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ

東京電燈ノ蓄電池、地中線并発電機ノ八十万円程ノ入札ハ

G. E. 社ノ大敗北ニ歸シ高田并大倉ニ落札セリ ○印

蓄電池 地中線 発電機

高 田 ○三八三、八〇〇〇二〇九〇五〇 一九二、八〇〇

大 倉 三八八、七三〇 二二六、一七四〇一九五、〇二九

三 井 三九七、一六八 二二九、二五八 三三五、〇五七

シイメン 三八三、九一〇 二〇九、一九五 二二二、八〇〇

ヒーリング 三九五、七〇二 二二六、一六四

アルゲマイ子ノ安値ナルハ姑ク措キ、ゼ子ラルト米國ニ於テ

売値ニ付、妥協ヲ為シ居ルウエスチングハウスノ安値ニ至リ

テハ大ニ G. E. ノ反省ヲ促カサ、ルヘカラズ

一 山本常務取締役ヨリ

一 門司支店ノ報告ニ依レハ

当社取扱炭 四百五十万屯

内 三池 百五十万屯

差引筑豊 三百万屯

内委託 百万屯

差引 二百万屯 買切

内 百六十万屯 売約済

残 四十万屯

是丈ニテハ臨時売ニ不足ナリ、故ニ買入ヲ

要ス、場合ニ依リ北海道炭ヲ買入ル、モ可

ナリ

撫順炭出炭増加、本年ハ百五十万屯ニ上ルナラム、故ニ取

調ノ為メ吉弘素郎ヲ満州へ出張セシムルコト、セリ

一 サンタフヒー鉄道会社ノ代理人来京中、枕木之事引合中ナ

ルカ、檜ノ枕木ハ何程ニテモ売行クヘキモ原材乏ヲ告グル

ノ有様ナリ、此上ハ防腐剤ヲ施セル木材ヲ以テ之ニ充用ス

ルノ外ナシ、目下宇都宮ニテ経営セル星ノ防腐工場ハ当方

ニテ關係ヲ付ケ、又一方鉄道院ノ北海道工場ヲ借入レノ相

談中ナリ、而シテ他ノ二ヶ所ノ内地工場ヲ当社ノ關係下ニ

置クトキハ、防腐材工場ヲ全部握リ得ル事トナリ、米國輸

出上一大勢力ヲ占ムルコトヲ得ヘント考フ

白蟻ノ害ヲ免カル、ハ、リム材ノミ、台湾ニテ兵營建築上、

此リム材ヲ用ユルニ付考案中ニテ、当社へ引合方申聞アリ

タリ  
 当社ハ星ヲ保護シ打狗ニ防腐工場ヲ起サシメントシタル

ニ、日本防衛会社ノ早川鉄治、大ニ驚キ妥協方ヲ当社ヘ申込ミ来リ、總督府モ斡旋セラル、処アリ、依テ当社ハ總督府ニ対シ星ノ機械ヲ總督府ニ買上ケ之ヲ貸与セララル、カ、又ハ新会社ヲ起シ總督府ニテ年五万円ノ保護金ヲ与ヘラル、カ、何レカノ方法ヲ講セラレタシト申出テ、總督府モ大ニ考慮ニ値ストシテ研究セラレ居レリ、愈新会社設立セララル、トスレハ当社ニ於テ北海道材ヲ売込ム目的ノ下ニ幾分株式ヲ持ツ必要起ルヘキヤモ難計

台湾ニハ目下輕便鐵道六百五十哩アリ、官線ノ枕木需要年十四、五万本アレハ、合計六、七十万本入用ナリ、輕便鐵道ノ枕木ハ短キモノニテ可ナル故、米國行枕木ヲ取りタル跡ニテ製材シ得ヘク好都合ナリ

第五十三回 明治四十三年五月六日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎〇（印）  
 常務取締役 飯田 義一〇（印）  
 〃 岩原 謙三〇（印）  
 〃 山本条太郎〇（印）  
 取締役 三井養之助〇（印）  
 〃 朝吹 英二〇（印）  
 〃 小室 三吉〇（印）  
 監査役 三井得右衛門〇（印）

林 健〇（印）

一議案

一横浜支店長社宅新築之件（第百四号）

仮決議

（欄外朱書）可決  
 一製糸資金前貸之件（第百〇五号）

決議

一報告

朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一石炭壳越買越限度取極ヲ要スル件

一木材防腐事業ニシテ有望ナレハ会社单独經營ニシテハ如何トノ事

一大連商業学校寄附金ハ正金銀行寄附高ノ半額ヲ程度ト致度事

一、烏龍茶取扱数量ハ式万函トセス、前同様ノ数量ヲ取扱フ事、但売買ノ組合ハセヲ為シ得ヘキ高ハ此限ニ非サル事

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一製鋼所取締役近藤輔宗氏ヨリ同所所要ノ

コークス壹万屯 銑鉄貳万屯 其他ニツケル等

ヲ大部分三井ヨリ供給方相談アリ（尤モ一部分ハシャードンヘモ商売ヲ与ヘサルヘカラズトノ事）、取扱之事如何

右ハ引受之事ニ意見一致、但從來炭礦汽船ニテ取扱ヒ居

リタルモノハ同社重役取極ル迄、差控ヘル事妥当ナラム製鋼所ハ既ニ海軍省ヨリ三百式十萬ノ注文引受アリ、尚本

年中七百万円ノ注文ヲ引受ケ得ヘキ見込ナリト

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎 欠

取締役 三井養之助〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

一 議案

一 河島元桶解備之件 (第百〇六号)

宿題

一 武村貞一郎へ臨時賞支給之件 (第百〇七号)

決議

一 頼古孝之助「ユーナイテッド、ステーツ、シルク、コンディ

シヨニング」会社取締役ニ就任認可之件 (第百〇八号)

仮決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

フユース一条ハ、最後ニ濠州商務官サッター氏、フユース氏  
及小田柿、松村兩人同道、モスリン会社ニ端氏ヲ訪ヒ、苦情  
トツプノ色合并欠斤ニ付、交渉ヲ始メタルニ、端氏暴言ヲ吐  
キタル為メ、サッター、フユース兩氏共、大ニ怒リ、其儘物  
分レトナリタリ、此上ハ濠州ニ於テ苦情取纏メノ外ナキモ、  
フユース氏ト交渉シテハ到底纏ルヘキ見込ナキニ依リ、社長

モルトン氏ト交渉スルコト可然、左スレハ大抵纏ルヘキ見込  
ナリト考フ

但此度サッター氏ノ立会ハ、物産会社ハ如何ニ得意ニ対シ六  
カ敷地位ニ在ルヤヲ知悉セラル、機会ヲ得、何レサッター氏  
ヨリモ濠州へ文通アル管ナレハ、当社ニ取リ便宜ナルヘシト  
考

1 Neuberger Philips Silk Co. (資本金式十五万弗) ハ此度  
破産セリ、負債三十五万弗ニシテ生糸合名三万弗引掛リタル  
モ、当社紐育支店ハ早ク其營業振ノ危険ナルヲ察シ売止メシ  
タル為メ何等損害ナシ

一 這回、呉納英炭三千屯、佐世保納英炭千屯試験ノ結果、規格  
ニ合格セス排斥セラレタリ (蒸汽力不足ナル為メナリ)

右ハフアウンデール二重精選炭ナレハ、常人ニ対シ弁償ヲ請  
求スルヲ得ス、去リトテ他ニ売口モ鳥渡見出シ得ス、大ニ苦  
心中ナリ、外国軍艦ニテモ供給スルノ外ナシ

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 小野田セメントヲ多年苦心ノ末、佐世保へ千九百樽漸ク売  
約シ、第一回分六百樽ヲ試験セルニ、極メテ当社ニ好意ヲ  
有スル人ノ試験ナリシニ拘ラズ、全然不合格トナリタリ、  
更ニ精選ノ分ヲ納付スル管ナルカ、幸ニ其試験佳良ナレハ  
可ナレトモ其分不良ナルトキハ当分又々海軍へ供給ノ望ハ  
絶(切)タササルヘカラサルニ至ルヘシ

鹹水試験ニ於テ淺野ノセメントハ奇麗ニ固マルモ、小野

田ハ表面凸凹ヲ生ス

第五十五回 明治四十三年五月十三日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 〃 岩原 謙三〇(卍)

〃 〃 山本条太郎〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 〃 小室 三吉〇(卍)

監査役 三井得右衛門〇(卍)

〃 〃 林 健〇(卍)

一議案

一長春出張所社宅新築設計變更之件(百九号) 仮決議

(補外) 議案  
一海法会(寄附金之件)(百十号) 決議

一社船取扱規程制定之件(百十一号) 決議

第五十六回 明治四十三年五月十七日開会(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 〃 岩原 謙三〇(卍)

〃 〃 山本条太郎(自署)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 〃 朝吹 英二〇(卍)

監査役 林 健〇(卍)

一議案

無シ

一報告

朝吹取締役ヨリ

一河島元桶一条ニ就テハ、之ヲ告発スルヤ否ヤハ他ニ關係ヲ

及ス程度如何ヲ考量シ処決スル事

一、監督店ハ五年ニ亘リテ斯ル不正行為アリタルコトヲ知ラ

サリンハ監督不行届ト云ハサルヘカラス、此点ニ関スル措

置方之事

一、本人ノ行為ハ状況ノ酌量スヘキモノナン、此点ニ関スル

議案ノ字句ヲ訂正セサルヘカラス

右等ノ点、尙常務ニ於テ御審議アリタシ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

漢治萍ニ対スルコークオーブン契約ハ調印ノ運ニ迄立至リタ

ル処、カローロウイツヨリ式百万兩ノ借款アリ、今年中ハ他ヨ

リ機械購入ノ契約ヲ為ス能ハサル趣ニテ、同商会書記ヨリ抗

議アリ、為メニ李氏ハ上海ニ赴キカローロウイツヘ交渉シ、同

意ヲ得レハ直チニ当社ト契約スヘキモ、同意ナケレハ明年一

月一日迄調印延期之事トナルヘシ

一、此度鉄道院へ本年度渡セメント三万六千九百樽売却セ

り、尚四十四年度并五年度分六万樽供給ノ予約ヲ為シタリ

一、機械部四十三年上半季

約定高 五百四十八万五千八百五十円

四二年上半季 三百式十式万六百七十四円

差引超過 式百式十六万円余

斯ク増加シタルハ、南満安奉線等ノ大口注文アリタル為メニテ、即チ前記約定高中鉄道掛ノ取扱式百一十一万千円ニシテ、昨上半季ハ五十万円ニ止リタレハ、此分ノミニテ百六十万円余ノ増加ヲ示ス

一山本常務取締役ヨリ

一開平炭坑へ出資ノ件ハ、南満鉄道ニテ約半額ノ株ヲ引受クルコトニ致シ、株式名義ハ三井ノ名前トスルコト面白カルヘク、兎ニ角、南満并三井ヨリ視察ノ為メ人ヲ出スニ致シ度トノ事ニ後藤男爵決意セラレ、桂首相モ同意ナリ

第五十七回 明治四十三年五月二十四日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（申）

岩原 謙三〇（申）

山本条太郎（自署）

取締役 三井養之助〇（申）

朝吹 英二〇（申）

小室 三吉〇（申）

監査役 三井得右衛門〇（申）

林 健〇（申）

一議案

一台湾米売越買越許可之件（第百拾貳号）

一台南出張所へ赤糖先約前貸金之件（第百拾參号）

一台南出張所へ打狗備付用船五隻新造認可之件（第百拾四号）

一京城所在不用地所売却之件（第百拾五号）

一報告 決議

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一馬尼刺陸軍石炭入札ハ六万五千屯当社へ落札セリ

一長崎渡馬尼刺陸軍御用船燃料炭六万屯口モ愈当社ニ於テ約定調印セリ

一門司并若松ニ於ケル当社貯炭ハ式十三万屯ニ減少セリ

第五十八回 明治四十三年五月二十七日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（申）

岩原 謙三〇（申）

山本条太郎〇（申）

取締役 三井養之助〇（申）

朝吹 英二〇（申）

小室 三吉〇（申）



監査役 林 健(〇)

一 議案

無シ

一 相談

一 台湾赤糖先約前貸ニ関スル件ニ付、相談アリタリ

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 生糸ノ昨年新糸以来一ケ年ノ輸出高

八万千七百七十俵

内当社扱 貳万八千貳百三十五俵 35%

ニ当ル、生糸合名ノ取扱高ハ尅万八千五百八十一俵ニシテ、  
当社ノ取扱ハ約尅万俵生糸合名ヲ凌駕ス

一 羽二重モ本年上半季ハ貳百四十三万三千円ノ取扱ニシ  
テ、昨年同季ハ尅百五十八万三千円也

第五十九回 明治四十三年五月三十一日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一(〇)

〃 岩原 謙三(〇)

〃 山本条太郎(自署)

取締役 三井養之助(〇)

〃 朝吹 英二(〇)

〃 小室 三吉(〇)

監査役 林 健(〇)

一 議案

無シ

一 報告

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 阿片騰貴ノ結果、台湾總督府ハ阿片煙膏ノ直上ヲ実行シ、

是迄百目十四円ノモノヲ二十一円、七円ノモノヲ十三円ト

セリ、從テ手数料ヲ引下方交渉アリ、台北支店ハ直段引上

ノ結果ハ需要減少スヘキニ付、手数料引下ハ二、三ヶ月間

猶予アリ度旨申出テタルモ、遂ニ五分五厘ヲ五分ニ即チ五

厘下ケトナリタリ

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

大阪來電ニ依レハ、最近左ノ通、電気機械ノ注文ヲ引受ケ

タリ

阪堺電気 発電氣其他 十八万四千五百円

大阪市営電鉄 二千ボルト式十七万四千六百五十式円

九州軌道 モーター及電車台 十四万六千八百八十円

宇治川電気ハ見積合ハセノ結果、社分百四十一万三

千円ナルニ対シ、シームンスハ九十七万六千円ニテ約五割

ノ差アリ、故ニシームンスニ取ラルヘキ模様ナリ

第六十回 明治四十三年六月三日(金曜)

出席者

第六十一回 明治四十三年六月七日(火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(〇印)

常務取締役 飯田 義一(〇印)

〃 〃 岩原 謙三(〇印)

〃 〃 山本条太郎(自署)

取締役 三井養之助(〇印)

〃 〃 朝吹 英二(〇印)

〃 〃 小室 三吉(〇印)

監 査 役 林 健(〇印)

一 議案

一、遠藤大三郎欧州出張之件(第十六号)

決議

一、広東出張所長田中忠二郎、東亜興業株式会社ノ広東ニ於ケル代表者ヲ当分受嘱之件(第十七号)

仮決議

一、河島元楠解雇ノ件(再議)

仮決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 安奉線鴨緑江橋梁材料ハ五十八万式千九百七十一円ニテ大倉組ニ落札セリ、当社ノ直段ハ壹万四百九十五円ノ高値、

式分式厘五毛高値ナリシ、均シク U. S. Steel ヨリ C. I.

ト直段ヲ取リテ入札シタルモノナルニ、大倉ニ奪ハレタタル

ハ、大倉カ安値ニ入札落札後、U. S. Steel ヲ叩カントス

ルノ慣用手段ニ外ナラサルヘシ、当社ハ此種入札ニ対シ最

初ハ1%ノ口銭并ブリツケージヲ込メタルモ此度ノ入札ハ

口銭ヲ見込マス、単ニ1%ノブリツケージノミヲ込メタル

ニ過キズ

一 相談

一、飯田常務取締役ヨリ左ノ相談アリタリ

一、長春出張所社宅ハ長春道台新築ノモノヲ借受クルカ、又

ハ当社自カラ新築スルヤノ件

右ハ土地ノ關係取調ヘノ上、処決スル事

一、桑港大博覽会会社株式引受之件

米金壹千五百弗以内引受ノ事ニ評議スル事

一 山本常務取締役ヨリ

一、門司ノ貯炭ハ昨年十二月式十七万屯モアリシモノ目下四

万屯ニ過キス、是丈ニテハ舞ヒ切レサルニ付、臨時五千屯

位宛安川等ヨリ買入レ居レリ、蓋シ買切炭六月一杯ニテ結

了ニ付、此際相場ヲ釣上ケサル為メ姑息ノ取扱ヲ致シ居ル

モ、何レ相当ノ買入ヲ要スヘシト考フ

一、ボル子ヲノ一離島ニ瑞西人所有ノ一鉄山アリ、先年製鉄所ヘ弐百五十万円ニテ売込方ヲ申出テタルモ、其儘トナリ居レリ、当社ハ早ク之ニ着目シ新嘉坡支店ヘ取調ヲ命シ置キタルカ、其内ニ右瑞西人ハ大倉組ヲ経テ更ニ製鉄所ヘ交渉ヲ申込メリ、依テ当社ハ杉浦恭介ヲ出張セシメ取調ヘシメタルニ、同鉱石ハヘマタイトニテ鉄分55%ヲ含ミ、全山凡テ鉄鉱、原価屯五十錢位ニ過キス、中村長官ハ之ヲ閣議ニ付シ買入レラル、ヤ難計、蓋シ政府ハ韓国ノ鉱石ハ之ハ存留シ置キ、ボル子ヲノ分ヲ先ツ使用シ、以テ有事ノ口ニ便セントノ意アルモノ、如シ

当社ハ、大倉組ハ単ニ外国人ノ申込ヲ受ケタルノミ、然ルニ当社ハ爪哇南洋方面ニ店舗并商売關係アリ、故ニ其取扱ヲ当社ニ托サレ度旨、交渉中ニ属ス

一、ペルー島ノ燐礦石ハ独逸人ノ所有ニ属セルカ、此度独逸銀行支配人ノ紹介ニテ右持主ベア氏来朝、当社ニ相談アリ、当社ニテハ、既ニ七、八ヶ月前ニ此事ヲ聞込、四ヶ月前前太平洋島行ノ社船ヲシテ取調ヘシメタル事アリ、只其持主不明ナリシカ、此度前文之通り交渉アリタル次第ニテ、先方ハ当社ニ取扱ヲ托シ度意見ナリ、太平洋島ノ燐礦石取扱ニ支障ナケレハ取扱度考ナリ

同島燐礦石ニ就テハ、北独郵船并銀行五軒等ニテ株主トナリ弐百万円程金ヲ入レ、本年ハ八万屯、明年ハ十五万屯採

掘シ得ヘキ予定ナリト、同島ハ本邦ヲ去ル千五百海里内外

ニシテ、之ヲ太平洋島ノ三千海里ニ比セハ約半ハニ過キス、馬尼刺ヨリ三日位ノ航程ナレハ馬尼刺行石炭船ノ戻リ船ヲ利用スルニ好都合ナリ、含有物81%ヲ保証シ、アルミナ并鉄分ハ余リナシ、直段ハ当方ノ見込トシテ四片半位ト談シ見置キタリ、運賃三元乃至三元五十錢ト見テ本邦 C.I.F. 十八円見込トナル

一飯田常務取締役ヨリ

一硫黄ノ本邦産額ハ

三井合名会社 六、七千屯

大日本硫黄 八千屯

押野 壹万五千屯

小口 壹万屯

計 四万屯

需要ハ

米國 貳万二、三千屯

濠州独國 壹万屯

内地 七千屯

計 四万屯

内三井物産取扱壹万五千屯(三井合名会社分并大日本硫黄分)

右押野ノ分ハ、当社十二、三年間取扱ヒタルモ貸金ノ依頼ニ応セサリシ關係上、遂ニ米買ノ手ニ移リタリ、同坑ハ今日壹万五千屯ノ産額ナレトモ貳万屯位ハ出シ得ル山ナレ

ハ、是非当社ニ取り度考ナルカ、此度面白キ話合トナリタル事ハ、押野ハ米質ニ八万円借り居リタルカ、其後漸次返却、目下四万三千円ナリ、外ニ山県一派ノ松本・中村ヨリ貳万五千ト四万五千、計七万五千円ノ借金アリ、總計十一万三千円アリ、米質ノ分ハ本年中ニ返却スヘキモ、山県ノ方ハ五ヶ年間此金ヲ借ルニ付、利益ノ分配ヲ為ス約束アリ、押野ハ山県ニ対シ五月三十日ニ支払フヘキ利息ノ支払ヲ怠リタルヨリ、契約条項ニ依リ一時ニ全額ノ弁済ヲ要スル事トナリ、大ニ困迫シ居レリ

右ニ就テハ此際貳万五千円ヲ支払ヘハ山県ノ方ハ片付クヘク、且一番抵当権者米貿易商会ノ借金四万三千円ヲ支払ヒ当社ニ一番抵当権ヲ収メ本年ノ米質トノ販売契約結了後、其取扱ヲ収ムレハ当社ハ硫黄上、大ニ優越ノ地位ヲ占メ硫黄商売ヲ左右シ得ヘシ

押野硫黄ハ函館ニテ貳十四万円ノ原価ナレハ、今日ノ相場三十二、三元ニ比スレハ大分ノ開キアリ、故ニ此資金ハ安全ナリ、且先年来鉱山会社団氏ノ談ニ依レハ、同山ハ鉱量豊富ニシテ二、三十万円ナレハ何時ニテモ買物ナリトノ事ニテ、本人ハ五十万円以下ニ手離サ、ル有様ナレハ、前記ノ資金ヲ為スモ取扱ヲ当社ノ手ニ収メ度考ナリ

一山本常務取締役ヨリ

一孟買雜貨掛帰朝來話ニ依レハ

同地ヘ日本ノメリヤス、靴足袋、タオル等、近来著シク輪

入増加シ、メリヤス丈ニテモ三十七、八万円ニ達ス、其内

当社取扱半額位ニシテ五ノ七分ノ口銭アリ、反対商ハ独逸品ナレトモ日本品ヲ以テ十分競争シ得ルノミナラズ、印度ニハメリヤスノ原料タル十六番、二十番ノ糸ハ豊富ナレトモ、職工不規用ナル為メ工場好成績ヲ得ス、從テ此商売ハ非常ニ有望ナレハ、向後益力ヲ致スヘキ筈ナリ

一、本年ノ米綿作付反別ハ増加セルノミナラス、直段安見込ニテ十月積四十円見当ナレハ、綿安ケレハ種モ安キヲ普通トスル故、リンシード、レープシードハ如何アルヘキカ知ラサレトモ、十分夫等ヲ研究ノ上、目下大豆先物七磅六志位ナレハ、約定出来ヘキ様子ナレハ、或ハ先物ヲ売り出ス事モ一策ナランカト考フ

一議案

一巴奈馬大平洋万国博覽會会社株式応募之件(第百十八号)  
(欄外朱書)可決

便決議

第六十二回 明治四十三年六月十日(金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(〇)(印)

常務取締役 飯田 義一(〇)(印)

岩原 謙三(〇)(印)

山本条太郎(自署)

取締役 三井養之助 欠席

一議案

一 常務取締役山本条太郎名古屋并大阪出張之件

監査役 朝吹 英二〇(卍)  
〃 〃 小室 三吉〇(卍)  
監査役 三井得右衛門〇(卍)  
監査役 林 健〇(卍)

(第百十九号) 決議

一報告

岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 本年ノ藪作模様ハ、東海道并四国ハ昨年ヨリ落チ、九州・

上武地方ハ昨年同様位ノ見込(平均四十三掛ノ見込)

一 箕面電鉄ハ貳百万円ノ社債成立、六月二十五日メ切ナリ、

七月一日ニ当方ノ債権百三十六万七千円也、悉皆返済スヘ

キ由申出アリタリ

一 宇治川水電ハ未タ公然発表セラレサルモ発電機ハ大倉組

(アルゲマイ子)、サプステーション・エカイブメントハン

ーメンズ取リタリ、前者ハ五十四万八千円、後者ハ四十九

万三千円ナリ

今直段ノ比較ヲ示セハ、発電機

シーメンズ 四八三、〇〇〇

アルゲマイ子 五四八、〇〇〇

三井 七七七、〇〇〇

一 王子電氣ノ軌条十六哩半(此金十万二、三千円)ハ才賀藤

吉ヨリ注文引受ケタリ(三ノ輪ヨリ王子ヲ經、大塚ニ至ル)

第六十三回 明治四十三年六月十一日(土曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(卍)

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 〃 岩原 謙三〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

〃 〃 朝吹 英二〇(卍)

〃 〃 小室 三吉〇(卍)

監査役 三井得右衛門〇(卍)

〃 〃 林 健〇(卍)

一議案

一 南新吾依頼解備之件(第百貳拾号)

(欄外朱書)「決議」

但、本人ハ何時ニテモ再入社セシムルコトニ口達スル事 仮決議

第六十四回 明治四十三年六月十四日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

〃 〃 岩原 謙三〇(卍)

取締役 三井養之助〇(卍)

朝吹 英二〇(卍)  
 小室 三吉〇(卍)  
 監査役 三井得右衛門〇(卍)  
 林 健〇(卍)

一 議案

一 台南出張所事務所用土地家屋買入ノ件 (第百貳十一号)

決議  
 見合ハセ  
 宿題

一 新造船命名之件

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

台湾總督府ヨリノ依頼ニ依リ、印度阿片ヲ印度政庁ヨリ直接買入ノ件ニ付、孟買支店ニテ交渉シタルニ、当初ハ入札払下ノ外出来サル旨ナリシモ、其後再応交渉ノ末、台湾總督府所要ノ分丈ハ一ケ年ノ所要高ヲ予告スレハ前月ノ平均直段ニテ供給シ呉ル、事トナリタリ、但總督府ハ三ケ月間考慮ノ上、確答スル筈ナリ

右取扱ニ就テハ貳分五厘ノ手数料ヲ得ヘキ筈ナリ、但此取扱ヲ為ス以上ハ香港ニ於ケルサミニユールトノ協定破レ、波斯阿片ニ於テ大競争ヲ受クヘク、却テ不利ナルヘシトノ香港支店ノ意見ナレトモ、事実ハ然ラサルヘク、又サ社ト別ニ協定ノ道モアルヘシト考フ、最近印度并波斯阿片ノ總督府買入割合

三十九年 四十年 四十一年 四十二年  
 印度 一〇〇〇箱 一五二〇 一二五〇 一〇〇〇  
 波斯 九二七 九〇〇 一五〇〇 一四二〇  
 取扱金高ハ四十二年度ニ於テ  
 三井・サミニユール 印度阿片 百六万五千元  
 波斯阿片 百四十八万六千元

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一 日本製布ハ曩ニ五十万円ノ内貳十五万円ヲ支払ヒタルカ、此度泉尾工場ノ抵当解除ヲ申出テタルニ付、更ニ五万円現金ニテ支払ヒ伏見工場ヲ二十万円ノ担保ト致置キ、原料ハ十万円ヲ限り供給ノ事ヲ申入レタルニ、此義承諾シ来リタリ

一 新造船ハデクソン社ヘ交渉ノ結果、代金三分ノ一ヲ本船引渡ノ時支払ヒ、残額ハ向フ二ケ年間ニ六ケ月毎ニ四分ノ一宛ヲ支払フ事トシ、利息4%ニテ承諾スル旨、電信アリタリ、直段ハ大形船四万五千五百磅、小形船ハ貳万五千七百磅トノナリ

第六十五回 明治四十三年六月十七日 (金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(卍)  
 常務取締役 飯田 義一〇(卍)  
 岩原 謙三〇(卍)

〃 山本条太郎(自署)  
 取締役 朝吹 英二(〇印)  
 〃 小室 三吉(〇印)  
 監査役 林 健(〇印)

一 議案

一 長春出張所社宅借入ノ件(第百貳拾貳号)

決議

一 新造船命名之件(第百貳拾參号)

決議

一 報告

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

隣寸ハ、反對商ハ非常ノ打撃ヲ受ケ、在荷四万箱ニ及ヒタル  
 モ、幸ニ我社取扱ハ盛況ヲ呈シ、日本隣寸会社ハ以前八千箱  
 ヲ造リタルニ過キサレモ目下一ヶ月尙万四、五千箱ヲ作リド  
 シノ先約成立シ居レリ

右ノ如キ有様ニテ、隣寸業者ハ過般集會ヲ催シ、製造中止又  
 ハ三、四割ノ製造減少ヲ議決セントセシモ、当社ハ之ニ反對  
 シ居レリ

第六十六回 明治四十三年六月二十一日(火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(〇印)  
 常務取締役 飯田 義一(〇印)  
 〃 岩原 謙三(〇印)  
 〃 山本条太郎(〇印)

一 議案

無シ

一 報告

無シ

第六十七回 明治四十三年六月二十四日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一(〇印)  
 〃 岩原 謙三(〇印)  
 〃 山本条太郎(自署)  
 取締役 三井養之助(〇印)  
 〃 朝吹 英二(〇印)  
 〃 小室 三吉(〇印)  
 監査役 三井得右衛門(〇印)  
 〃 林 健(〇印)

取締役 三井養之助(〇印)  
 〃 朝吹 英二(〇印)  
 〃 小室 三吉(〇印)  
 監査役 三井得右衛門(〇印)  
 〃 林 健(〇印)

一 議案

無シ

一 報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一新糸(六十斤六十俵) 八百七十円ニテ初手合出来セリ、四十二掛ニ相当ス

一台湾専売樟腦ハ生産不足ヲ発表セル為メ紐育支店ニ於テハ得意ニ対シ30%減ヲ申入レタル処、大ニ恐慌ヲ来タシ、更ニ眼ヲ人造樟腦又ハ支那樟腦ニ向ケンカノ考ヲ有スルモノモアリシ模様ナリシカ、其後總督府ニ於テ生産者ニ対シ生産増加ヲ下命セル結果、欧米所要高七百三十万斤(内米國式百六十万/式百八十万)ハ生産スヘキ事トナリ需要者モ安心スル事トナリタリ、但人造樟腦モ巨額ノ資本ヲ様シ居ル次第ナレハ、之ヲ看過スル能ハサルノミナラズ最近ノ報告ニ依レハ、不燃性セルロイト(樟腦ヲ使用セズ)ヲ發明セル由ニテ、品質ハ佳良、単ニ直段割高ト云フノミナレハ、将来如何ニナルヘキヤ難計、我専売樟腦ハ未タ枕ヲ高クシテ眠ルヘカラサル也

第六十八回 明治四十三年六月二十八日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)  
監査役 三井得右衛門〇(印)  
林 健〇(印)

一議案

一月給式百円以上ノ者増給之件(百式十四号) 仮決議

(欄外朱書)「決議」

一月給式百円未満五十円以上ノ者増給之件(百式十五号) 決議

(欄外朱書)「決議」

一山田朔郎特別増給之件(百式十六号) 仮決議

(欄外朱書)「決議」

増給ハ約割ヲ標準トシ多少斟酌セルモノアリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一愛宕山丸ハ上海ヨリ帰航ノ途次、二十四日午前九時濃霧ト激潮ノ為メ呉淞沖アムハースト岩礁ニ擱坐シ船底ヲ損シタルカ、風浪ノ為メ船体漸次傾斜、上甲板ヨリ海水打込ミ機関室ニ浸水、救助ノ見込ナキニ至リタルニ依リ、保險会社ニ対シ委棄ノ申込ヲ為シタリ、船員ハ独逸軍艦ライプチツヒ并我須磨艦ノ為メ救助セラレタリ、本船船価十式万五千円、内八万円保険ヲ附シアリ

一榊太出張中ノ藤原ヨリノ電信ニ依レハ、鉦山部技師ノ踏査ニ依レハ鉦山モ見込アリ、又材木モ小丸太枕木等ハ十分有望ナリト

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一岸和田紡績ハ遂ニ、ブルークスドキセーノ為メニ注文ヲ取



ラレタリ

ブルークスエンドドキセー 三六五、〇〇〇円

ブラット 五三四、〇〇〇

一 紀陽織布五千鍾ハブラットニテ十万六千三百十六円ニテ注文引受ケタリ、外ニマズグレイブ社ノ分式万式千円也

一 大阪市営電鉄配電所ノ電気機械類ハ G. B. ニテ十四万九千五百九十七円ニテ注文引受ケタリ、外ニ鉄製柱六万千円也 (U. S. Steel 社製)

一 阪堺電鉄ハ G. E 製ニテ電動機并駆馭器等ニテ式十一万三千五百一十円ノ注文引受ケタリ

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ  
一米新綿式千俵四十一円五十銭ニテ約定成立セリ、チン子ベリ綿出来直ハ三十八円見当ナリ

第六十九回 明治四十三年七月一日 (金曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(〇印)  
常務取締役 飯田 義一(〇印)  
" 岩原 謙三(〇印)  
" 山本条太郎(自署)  
取締役 三井養之助(〇印)  
" 朝吹 英二(〇印)  
" 小室 三吉(〇印)

監査役 林 健(〇印)

一 議案

一 役宅料規程制定之件 (第百貳十七号)

一 役宅料并役手当金額改正之件 (第百貳十八号)

一 社員火災手当金及弔祭料給与規則改正之件  
(欄外朱書「決議」)

一 特別休暇規則改正ノ件 (第百三十号)

(欄外朱書「決議」)  
一 有明丸売却之件 (第百三十一号)  
(欄外朱書「決議」)

(第百貳十九号) 仮決議

仮決議

仮決議

第七十回 明治四十三年七月五日 (火曜)

出席者

社 長 三井八郎次郎(〇印)  
常務取締役 飯田 義一(〇印)  
" 岩原 謙三(〇印)  
" 山本条太郎(自署)  
" 福井菊三郎(自署)  
取締役 三井養之助(〇印)  
" 小室 三吉(〇印)  
監査役 三井得右衛門(〇印)  
" 林 健(〇印)

一 議案

一 常務取締役山本条太郎大阪出張之件 (第百卅二号)

一 常務取締役福井菊三郎報酬増額之件 (第百卅三号)

決議

決議

一 佐世保海軍工廠職工共済会病院建設費用中へ寄附金之件

(第百參拾四号) 決議

一 若松出張所員社宅新築之件 (第百三十五号)

仮決議

一 若松出張所長社宅敷地購入并社宅新築之件 (第百三十六号)

仮決議

一 新型船ノ姉妹船大小共各壳艘新造之件 (第百三十七号)

仮決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 六郷川橋梁材料ノ入札ハ突飛ノ安値ニテ飯田ヘ落札セリ、直段ノ差(同シク)〇社ノ品ニテ直段ヲ取リタル

モノ)

三井 四二八、七二八円

飯田 四一三、四七二円

内地製造家ハ川崎、石川島、大阪鉄工所等協定、何レモ五拾式万円以上ニ入札セリ

飯田ノ安キハ関稅ニテモ胡魔化スカ何カニ非サレハ、到底斯ル相違ヲ生スヘキ謂ハレナシ、利息、陸上費、電信料等全部ヲ計算スルモ前書ノ如ク壹万五千元以上ノ差ヲ要セサル也

一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 浦汐ヨリ欧州送リノ小麦ハムレヲ生シタリ、為メニ第一回分七千磅、第二回分壹万六百磅ノ弁金ヲ請求セラレタリ

第七十一回 明治四十三年七月八日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助〇(印)

朝吹 英二 欠席

小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

一 議案  
一 早來・知決辺間輕便鐵道一部改造ノ件(第百三十八号)

決議

一 社船大孤山丸売却之件(第百三十九号)

仮決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

トランスミッター製造家ノ社長クラーク氏、今朝海軍省ニ於テトランスミッターノ事ニ付、説明ヲ為シ、伊集院軍令部長以下多大ノ注意ヲ以テ聴聞セラレタリ、一兩日中ニ同製造特許權ヲ我海軍ニ壳渡ノ約定成立スヘキ筈ナリ

第七十式回 明治四十三年七月十二日(火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 岩原 謙三〇(印)

〃 山本条太郎(自署)

〃 福井菊三郎(自署)

取締役 朝吹 英二〇(印)

〃 小室 三吉〇(印)

監査役 三井得右衛門〇(印)

〃 林 健〇(印)

第七十三回 明治四十三年七月十五日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 岩原 謙三〇(印)

〃 山本条太郎〇(印)

〃 福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助〇(印)

〃 早川千吉郎〇(印)

〃 朝吹 英二〇(印)

〃 小室 三吉〇(印)

監査役 三井得右衛門〇(印)

〃 林 健〇(印)

一 議案

無シ

一 相談

一 損益決算ニ関スル事

一 報告

一 福井常務取締役ヨリ清国旅行ニ関スル感想談アリ

一 鉄道用品并機械商売ノ發展ヲ計ル為メ、漢口并浦港ニ機械

部ノ支部ヲ置キ、且内地五、六ヶ所ニ出張員ヲ置キ、当分

ハ其費用ヲ本部持トスル

一 鉄道ノ開発ニ伴ヒ農産物ノ商売ハ発達スヘキニ付、之カ取

扱ニ対スル準備トシテ漢口并浦港ニ適當ノ地所ヲ買入ル、

ノ要アリ

一 米國小麦ノ作柄予想ハ壹億貳千百万石ニシテ、之ヲ昨年ノ

壹億四千四百万石ニ比スレハ、実ニ貳千三百万石ノ減収ナ

リトス

一 議案

一 株主定時總會開催之件(第四百十号)

決議

一 株主定時總會ニ提出スヘキ議案(第四百十一号)

仮決議

一 貸借対照表并利益処分計算書新聞広告之件

仮決議

(備外未書) 決議

一 参事南新吾罷役之件(第四百十参号)

仮決議

一 布施正郎雇入之件(第四百十四号)

決議

一 貸借対照表中、所有物トアルヲ不動産、船舶、有価証券、

其他ト改ムル事

第七十四回 明治四十三年七月十九日(火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(〇)印

常務取締役 飯田 義一(〇)印

岩原 謙三(〇)印

山本条太郎(〇)印

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助(〇)印

早川千吉郎(〇)印

朝吹 英二(〇)印

小室 三吉(〇)印

監査役 三井得右衛門 欠席

林 健(〇)印

一 議案  
一 山本増雄待命之件(第百四十五号)

一 報告

一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

滿州大豆ノ作柄第一回報告ニ依レハ、未タ確言ハ出来サルモ人ヲ内地ニ派遣シ取調ヘタル所ニ依レハ北滿ハ北団林子等ニ於テ大ニ開拓ヲ為シ、其他値段高価ノ為メ、植付増加等ノ為メ、其比例ハ

大豆 40% 昨年 30% / 35%  
小麦 40%  
雜穀 20% 昨年 25% / 30%

決議

右ノ如クニシテ、種子時附後降雨順当ナリシ為メ、向後ノ氣候適順ナレハ15% / 20%増収ノ見込ナリ

南滿ハ植付ノ際、雨足ラサリシモ、其後六月始メヨリ雨降り、大ニ持直シタレハ、向後適順ニ進行スレハ吉林并長春ノ東部ヲ除キ發育可ナルノミラズ、本年ハ輪作ノ關係上、豆年ニ当リ且直段高キ為メ大豆ノ産額多数ナルヘク、平均5%乃至10%ノ増収ナルヘシ、今仮リニ

北滿 15% 南滿 5% 増収

トスレハ 昨年 本年

北滿 二十二万屯 式十五万三千屯

南滿 九十五万屯 九十九万七千屯

計 百十七万屯 百式十五万屯

差引八万屯ノ増額

ニシテ、即チ8.6%ノ増収ナリ、反对商東亞公司ハ九、十月積五千五百屯ヲ七磅七志六片ニ売約セリ、浦塩舟乘三円式十一錢ニ当ル

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

本年上季ノ取扱高ハ如左

注文引受高 壹億四千百万円  
取引結了高 千四百十百万円  
後季持越 壹億四千万円  
九千式百万円 (〇田中消印)

通常経費百七十壹万円(直接経費ヲ含マス)

右数字ヲ輸出入等ニ區別スレハ

注文引受高

輸出 五千万円

輸入 四千四百万円

内地品 貳千七百万円

外国品 千九百万円

取引結了高

輸出 五千百万円

輸入 四千九百万円

内地品 千九百万円

外国品 貳千万円

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

昨年七月一日ヨリ本年六月三十日ニ了ル一ケ年間生糸輸出高

如左

総輸出高

一三五、三九五俵

内

三井 三一、三八七

生糸合名 二一、六三〇

原合名 六、七四八

甲九十番 シルバー 一四、五一九

百七十四番 ウル 一〇、三九六

ジャードン 四、四六三

第七十五回 明治四十三年七月二十二日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎(自署)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 三井得右衛門〇(印)

林 健〇(印)

一議案

一平山寅次郎依願解傭之件(第四百十六号)

決議

一新田耕市依願解傭之件(第四百十七号)

決議

第七十六回 明治四十三年七月二十六日(火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

〃 早川千吉郎〇(印)

〃 朝吹 英二〇(印)

〃 小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

一議案

一阿武忠祐依願解備之件(第百四十八号)

決議

第七十七回 明治四十三年七月二十七日(水曜)

〇(早川千吉郎印)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 岩原 謙三〇(印)

〃 山本条太郎〇(印)

〃 福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

〃 朝吹 英二〇(印)

〃 小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

一議案

一特別手当支給之件(第百四十九号)

決議

第七十八回 明治四十三年七月二十九日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

〃 岩原 謙三〇(印)

〃 福井菊三郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

〃 早川千吉郎〇(印)

取締役 朝吹 英二〇(印)

〃 小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

一議案

一出納掛、集金掛及用度掛身元保証金規則改正之件

(第百五十号) 決議

一出納掛、集金掛并用度掛月手当金規程改正之件

(第百五十一号) 決議

一報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一渣打銀行カ貸金ノ方ニ取り居レル香港製粉会社器械(時価

式十万円)ハ当社ノ手ヲ経、神戸鈴木商店ニ於テ五万円ニ

テ買取リタリ、但元製粉支配人米田龍平ノ尽力ニ依レルモ

ノナリ

鈴木商店ハ之ヲ引取り、門司ニテ組立テ製粉事業ヲ経営ス

ル筈ナリ

一最近ノ注文引受如左

大阪市管電鉄

電動機六十台 十六万九千四百四十円

制動機六十台 四万三千五百円

佐世保工廠

六十屯クレーン二台 五万八百八十円

横浜電線会社

当社ニテ外国人技師周旋ノ縁故等ヨリ、十三万円

余ノ注文ヲ引受ケタリ

鉄道院

ストーン式発電機并蓄電機 七万九千貳百四十円

フランソ 壹万貳千七百七十円

千代田瓦斯

パイプ 六十万四千尺 四万五千五百円

明治製糖ノ千屯ノ製糖機械ハ目下小川銷吉氏ト交渉中

ニテ、今明日中ニ決定スル筈ナリ

一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 当社ノ大豆ノ持荷残ハ、九、十月積ニテ六千屯、七磅十六

志三片ニテ売却、是ニテ全部結了セリ

新物ハ反对商既ニ一、二荷ヲ売却（七磅十六、七志）セル

モ、当社ハ急ニ売却ノ必要ヲ認メサルニ依リ、目下折角材

料取集中ナリ、何レ近日取締役会ニ提案スル運トナルヘシ

一米国市場ハ株式下落シ、昨年ノ同期ニ比シ三十ポイントノ

低落ナリ、蓋シ其原因ハ小麦貳千五百万石ノ不作ト銅不況

等ノ為メ輸出減少・正貨流出セルカ為メナリ、此上尚一段ノ下落ヲ来ストキハ小恐慌ヲ来タスマヤモ亦知ルヘカラズ、生糸商売上等ニ於テ多少警戒ノ要アルヘシト考フ

第七十九回 明治四十三年八月二日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎（自署）

福井菊三郎（自署）

三井養之助〇（印）

早川千吉郎〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）

健（自署）

監査役 林 健（自署）

一 議案

一 新造船命名之件（第一百五十二号） 宿題

（欄外朱書）「可決」  
一 帆内・知決辺間輕便馬車鉄道敷設之件（第一百五十三号） 決議

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 明治製糖ノ千屯ノ製糖機械ハ愈当社ニ注文ヲ引受ケタリ、

代価九十四万八千円也

第八十回 明治四十三年八月五日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(卍)

岩原 謙三〇(卍)

山本条太郎〇(卍)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助〇(卍)

早川千吉郎〇(卍)

朝吹 英二〇(卍)

小室 三吉〇(卍)

監査役 三井得右衛門〇(卍)

林 健(自署)

一 議案

一本店本部職務章程中改正之件(第百五十四号) 決議

一 營口新市街北本街不用地所売却之件(第百五十五号) 決議

一 福井菊三郎、藤野亀之助謹責之件(第百五十六号) 決議

(欄外朱書)一決議

板決議

一 報告 一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 満州大豆ノ作柄ハ今日迄ノ処、良好ノ見込ニテ、昨年ニ比

シ南北両満州ヲ通シ尙割五分増収ノ見込ナリ、即チ一昨年

ト同一ノ見込ナリ、此予定数量百三十八万屯

昨年度産豆本年六月迄ノ出荷高計百十七万屯ナリ、一昨年

百四十四万屯

昨年ノ輸出高

一昨年ニ比シ

浦汐 二十三万屯

増六千屯

大連 五十四万九千屯

減二十万屯

營口 卅九万式千屯

〃七万千屯

公主嶺ノ支那人ハ新豆大連<sup>ハ</sup>〇〇三円ニテ千屯<sup>武百担ヲ</sup>余<sup>ル</sup>ヲ初手合セシタリト云フ

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 藤原銀次郎樺太ヨリ帰リタリ、詳細ハ明日同人ヨリ報告ス

ヘキモ、大体ヲ述フレハ、一昨年鉱山会社技師取調ノ結果

ハ有望ナラサリシカ此度藤岡浄吉氏十分ニ調査ノ結果、大

ニ有望ナルコトヲ発見セリ、炭層ハ平均三十尺ノ厚サヲ有

シ水準上ニ在リ、広袤二十里ニ渡リ炭質ハ夕張以上ナルノ

ミナラス、屯式円位ニテ採掘スルヲ得、距離ハ六十哩、

運賃八厘ニテ四十八錢ナリ、夕張ハ宝蘭迄九十哩ナルニ依

リ、此運賃ノミニテモ安上リナリ

港ハ中川船長ノ説ニ依レハ式百五十日間航海シ得ヘク、小

樽郵船定期船々長ノ説ニ依レハ五百屯位ノ碎氷船ヲ使用ス

レハ一年中不絶航海シ得ヘシ、現ニ昨年ハ一年中定期航海

セリ

鉄道ハ抗所ヲ去ル二里程ノ処迄、樺太斤ニ於テ敷設スル

故、跡四、五哩ヲ敷設スレハ可ナリ

売方ノ関係并世間ノ批難ヲ避クル側ヨリ云ヘハ、三井ニ於



テ此炭坑全部ヲ取ラス、別ニ会社ヲ設立シテ三井大株主トナリ経営スル方、得策ナランカ

材木ハ大ニ有望ナリ、只同地ニ於テハ百年ヲ經ハ木カ枯ル、故大木ナキモ、林相ハ人造林ノ如ク見事ナルノミナラズ、五、六寸ノ木ニシテ高サ六十尺ニモ及ヒ、丸太材ノ供給ニ於テハ北海道并内地ノ山林ハ遠ク及フ所ニ非ス、且北海道ニ於ケルカ如キ代採上ノ妨ケトナル熊笹ナシ、此方ハ三井ノ名義ニテ私下ヲ得ルコト可然歟

一 独逸ノ会社ノ所有ニ屬スルアンガー島ノ燐礦石重役來訪、千九百十二年ヨリ向フ十ヶ年間一定ノ直段ヲ定メテ買入ル、ナレハ一手ニ三井ニ托スヘシトノ申込アリ、品質ハ太平洋島ノモノト同一ナリ

- 右ニ対スル我社ノ考ハ
- 第一案 太平洋島トアンガーヲ共同セシメ、我社一手ニ本邦ノ販売ヲ引受クルヲ、是上策也
  - 第二案 太平洋島ヲシテアンガーノ品ヲ向フ五ヶ年間位買約セシメ、本邦ニ於ケル競争ヲ絶タシムル事、是中策也

本件ハ目下倫敦支店ヘ出電打衝中

一 右会社ハ世界ニ於テ有數ノ金物ヲ取扱フ会社ニテ本邦并浦汐等ノ亜鉛鋳石ヲ精練セルモ此会社ナリ、然ルニ鋳石ヲ態々獨逸ヘ持チ行キ精練スルハ不利ナレハ本邦ニテ有力者ト共同シ精練会社ヲ起サンコトノ腹案アリ、三井之ニ共力ス

ルノ意ナキカトノ相談アリ、本件ハ十分研究ニ値スル問題ナリトス

桑港ノ汽船会社并鐵道会社ニ大勢力ヲ有スルニューウエリン氏來訪談話中考付キタル事ハ、本邦炭(樺太、撫順、北海道炭等)ヲ米國ニ大ニ売込ム件ナリ、從來桑港ニ於ケル陸上設備并ニ運搬船ノ設備ナカリシ為メ手ヲ広ケ得サリシカ、ニューウエリンハ尙万千屯ノアルゴア号ヲ三年程桑港ニ引続キ繋留シ居レリ、之ヲ安直ニ貸渡ストキハ永久のニ石炭商売ヲ經營シ得ヘキ事ヲ述ヘタルニ、直段次第ニテ貸渡スヘシトノコトナリ、又陸揚設備ノ方ハ米國ノ石油トラストニ對抗シテ起レル所ノウエスタインヒューエルコンパニカ從來ナ、イモ炭ヲ取扱ヒ來リタルニ、トラストノ為メニ庄服サレントシツ、アリ、故ニ同社ノ設備ヲ利用スレハ一挙兩得ナルヘク、從來桑港ニ於ケル陸揚ハ一日七百屯位迄ニ過キサリシカ、ニューウエリンハ一日ニ夜業ヲ為シ五千屯ヲ揚ケタル事アリトノコトナレハ、仮リニ尙万千屯ノ石炭ヲ是迄十五、六日掛リ、日曜ヲ除クトキハ約二十日掛リタルモノ、四、五日乃至十日ニテ陸揚ケ得ルトスレハ桑港ニ於ケル本邦炭ノ商売ハ大ニ有望トナルヘシ、目下濠州炭十貳弗(貳十四円)見当ナルカ、我々ノ引合ヒ居レル田川炭六万屯ハ、*ford* 六円、運賃 *360* 計十三円強ニ過キス、從テ運炭船ト陸揚設備ノ手順付ケハ大ニ競争ノ余地アリト信ス

第八十一回 明治四十三年八月九日（火曜）

出席者

常務取締役

飯田 義一〇(包)

岩原 謙三〇(包)

山本条太郎 欠

福井菊三郎(自署)

取締役

三井養之助〇(包)

早川千吉郎〇(包)

朝吹 英二 欠

小室 三吉〇(包)

監査役

三井得右衛門〇(包)

林 健(自署)

一議案

無シ

一報告

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一米国ニ於テハ本年ハ例年ニ比シ破産者ノ割合ニ割程多シ、

曩ニ報告シタル如ク、本年ハ小麦二千五百万石(昨年ニ比

シ壹割五分減)ノ減取ナルノミナラス、土地ニ金ヲ卸シ居

ル高、例年八億八千万弗位ナルニ対シ本年ハ十一億弗ノセ

キユリチーヲ出シ居リ、夫等カ金融引締リノ原因ヲ為シ十

月末ヨリ十一、二月クロットプームーブメントノ時機トナレハ、

大ニ金融ノ逼迫ヲ来サ、ルカヲ恐ル、但各銀行家等何レモ

警戒ヲ加ヘ居レルニ依リ、格別ノ事ナキヤモ難計、此数ヶ月間米国ハ常ニ欧州ヨリ借金勸定トナリ居リ、即チポンド等ヲ売却シ不足ヲ補充シ居ル有様ナリ

今日迄ノ統計ニ依レハ、恐慌ハ大抵九年ノ十年目ニ起リ、

三ト七ノ年ニ生シ居レリ、本年ハ1907ナレハ此点ヨリ云

ハ差支ナキ年柄ナレトモ要スル十月頃カ注意スヘキ時ナラ

ム、1907ノ恐慌モ十月ヨリ起リタリ

一本邦米ノ作柄ハ神戸ヨリノ米電ニ依レハ関西・九州地方ハ

佳良ナリト、尚一昨日農商務大臣ニ面会之節聞ク所ニ依レ

ハ、越後ヨリ東北ニ掛ケ雨天・曇天多キモ西ノ方ニ行クニ

従ヒ天候佳良ナリトテ、全体ニ於テ樂觀セラレ居レリ

第八十二回 明治四十三年八月十二日（金曜）

出席者

常務取締役

飯田 義一〇(包)

岩原 謙三〇(包)

山本条太郎〇(包)

福井菊三郎(自署)

取締役

三井養之助 欠

早川千吉郎〇(包)

小室 三吉〇(包)

監査役

林 健〇(包)

一議案

一 川村徳太郎罷役満期解備之件 (第百五十七号) 決議  
 一 印度合併州勸業博覧会出品協会の費用中へ寄付金之件 (第百五十八号) 決議

一 小樽支店長藤原銀次郎へ臨時賞支給之件 (第百五十九号) 決議  
(欄外朱書)「可決」

一 報告

一 飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、西貢ノヘール并スパイデルハ精米所ヘノ前貸金倒レト売越買越ノ失敗トノ為メ破産ニ瀕セリト

一、蘭貢米ハ F.O.B 七志六片ト電信アリタリ

一、本邦米作氣遣ハシキニ付、一昨日倫敦、新嘉坡、香港へ出電、市況取調へ何時ニテモ買付方出来ル様、準備セヨト

出電シ、又遠藤ニハ速ニ帰朝方打電シタルニ遠藤ハ十八日出発帰朝スヘキ旨、返電アリ、又蘭貢米へ倫敦ニテモ何時ニテモ買附出来得ヘク、又新嘉坡ニハ蘭貢ニ出張員タリシ

モノ現在セル故、何時ニテモ着手差支ナク、又香港ハ先般来漢口官憲へ西貢米壹万四千屯ヲ順次売込メルノミナラズ、福州官憲へモ東京米三千屯売込ミタル等、最早中々米

ノ黒人ナルニ依リ、何時注文スルモ差支ナキ手順相付居レリ

一 議案

一 米国南部ニ於テ綿買入ノ為メ会社設立ノ件 (第百六十号) 決議  
(欄外朱書)「可決」

仮決議

第八十三回 明治四十三年八月十六日 (火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

岩原 謙三(印)

山本条太郎(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井義之助(印)

早川千吉郎(印)

小室 三吉(印)

監査役 林 健(自署)

一 議案

一 水害罹災者へ見舞金贈与之件 (第百六十一号) 決議

一口ノ津倉庫ヲ三池ニ建替并棧橋建設之件 (第百六十二号) 決議

一 樺太山林年期払下出願之件 (第百六十三号) 決議  
(欄外朱書)「可決」

一 倫敦支店へ生糸百俵売越買越認可之件 (第百六十四号) 決議  
(欄外朱書)「撤回」

一 報告 仮決議

山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 当社ト絶縁シタルガートナーハ明年度分トシテ小樽木材ト  
 檜角式万石、挽材五千石ヲ約定セントシツ、アリ、当社ハ

小樽木材ト朝鮮・満州方面ノ商売ニ於テ提携ノ關係上、右

ヲ当社ニ売渡サシメ以テカートナーノ競争ヲ避ケンコトニ  
尽力中ナリ

櫛ノ挽材ハ既ニ十分ノ声価ヲ得、スラボニアニ譲ラス

クオーターソーノ上物ハ四志ニ売レ行キ居レリ、最早確實

ニシテ利益アル商売トナリタリ

一神戸ノデビットハ綿商売利益ナキ為メ閉店セントシ居ル  
由、聞込ミタリ

一孟買・甲谷他ニテ取調ヘタル所ニ依レハ、六十手以下二十  
八手以上ノ日本糸六万俵売行キ居レリト、香港方面ニテモ  
瓦斯糸ハ好況ニテ汕頭并厦門モ当社ノ手ニ収メタリ

一香港ノジャーデンノ紡績ハ千万円ヲ百万円ニ減資セルモ尚  
十円ノ株四円ニ過キス、而モ尚經濟取レサル為メ、ケズウ  
イツク氏ヨリ同紡績經營方ニ付、香港支店ヘ相談アリタリ  
ト、同紡績器械ハプラット也

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一、塩水港製糖ノ六百五十屯ノ製糖器械ハハーバー社製ニ決  
定、当社其注文ヲ引受ケタリ、尚外ニ高砂製糖工場分五百  
屯モ引合中ニ屬ス

一、五月一日ヨリ八月十日ニ至ル機械類注文引受高ハ、四百  
九十八万三千九百円ニシテ、前季ノ式百八十八万円ニ比シ  
式百十万円余多シ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一郵船会社横浜渡石炭ハ従来北海道炭鉱之ヲ供給セシカ、此

度当社ニ於テ注文ヲ引受ケタリ、其高式万吨ナリ